

平成23年 第2回定例会

摂津市議会会議録

平成23年6月14日 開会
平成23年6月29日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成23年第2回定例会

○6月14日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程1 会期の決定	1－ 3
日程2 請願第1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願取り下げ の件	1－ 3
採決	
日程3 議案第30号～議案第32号、議案第36号、議案第37号	1－ 3
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、教育総務部長）	
質疑（山本靖一議員）	
委員会付託	
日程4 報告第1号、報告第3号、報告第5号、報告第6号	1－10
報告（総務部長、保健福祉部長、土木下水道部長）	
質疑（山崎雅数議員）	
採決	
日程5 報告第2号、報告第4号、報告第7号～報告第9号	1－14
報告（土木下水道部長、総務部長）	
質疑（山本靖一議員、三好義治議員、渡辺慎吾議員、三宅秀明議員、 柴田繁勝議員）	
日程6 議案第33号	1－26
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（木村勝彦議員、三好義治議員、渡辺慎吾議員、安藤薫議員、 大澤千恵子議員、嶋野浩一朗議員、山本靖一議員）	
採決	
日程7 議案第34号	1－38
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程8 議案第35号	1－39
提案理由の説明（総務部長）	
採決	

休会の決定	1-40
散会の宣告	1-40

○6月28日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	2-2
開議の宣告	2-3
会議録署名議員の指名	2-3
日程1 一般質問	
川端福江議員	2-3
上村高義議員	2-12
村上英明議員	2-19
木村勝彦議員	2-30
山崎雅数議員	2-37
大澤千恵子議員	2-47
柴田繁勝議員	2-57
延会の宣告	2-64

○6月29日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
三宅秀明議員	3-3
安藤薫議員	3-10
嶋野浩一郎議員	3-26
弘豊議員	3-33
原田平議員	3-40
日程2 議案第30号～議案第32号、議案第36号、議案第37号	3-47
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長）	
討論（安藤薫議員）	
採決	
日程3 農業委員会委員推薦の件	3-48
採決	

日程 4 議会議案第 9 号～議会議案第 13 号	3-49
採決	
閉会の宣告	3-49

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
推薦者名簿	資料- 6
議決結果一覧	資料- 7

摂津市議会会議録

平成23年6月14日

(第1日)

平成23年第2回摂津市議会定例会会議録

平成23年6月14日（火曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	小 山 和 重
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水道部長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 請願第1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願取り下げの件
- 3, 議 案 第 30号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 31号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 32号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 36号 摂津市暴力団排除条例制定の件
- 議 案 第 37号 摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件
- 4, 報 告 第 1号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第6号）専決処分報告の件
- 報 告 第 3号 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件
- 報 告 第 5号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件
- 報 告 第 6号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件
- 5, 報 告 第 2号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報 告 第 4号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報 告 第 7号 平成22年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件
- 報 告 第 8号 平成22年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件
- 報 告 第 9号 平成22年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件
- 6, 議 案 第 33号 工事請負契約締結の件
- 7, 議 案 第 34号 工事請負契約締結の件
- 8, 議 案 第 35号 工事請負契約締結の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程8まで

(午前 10 時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成 23 年第 2 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成 23 年第 2 回摂津市定例会を開催いたしましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回上程いたします案件は、報告案件といたしまして、平成 22 年度摂津市一般会計補正予算（第 6 号）専決処分報告の件ほか 8 件、予算案件といたしまして、平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）ほか 2 件、条例案件といたしまして、摂津市暴力団排除条例制定の件ほか 1 件、その他案件といたしまして、工事請負契約締結の件 3 件、合計 17 件のご審議をお願いいたします。

何とぞ慎重審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山崎議員及び木村議員を指名します。

日程 1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 16 日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、請願第 1 号、生活道路の変更と安全対策に関する請願取り下げの件を議題とします。

お諮りします。

本件について許可することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は許可することに決定しました。

日程 3、議案第 30 号など 5 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第 30 号、平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内訳としましては、歳入につきましては、市道正雀南千里丘線の土地購入費に係る市債などとなっております。

歳出につきましては、東日本大震災の被災者支援に係る義援金や職員派遣費用など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第 1 条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 6,868 万 6,000 円を追加し、その総額を 335 億 5,960 万 2,000 円といたします。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページからの第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款 18、繰入金、項 2、基金繰入金 10 億 2,998 万 6,000 円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の増額を計上いたしております。

款 20、市債、項 1、市債 3、870 万円の増額は、正雀南千里丘線道路改良事業債を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、款 2、総務費、項 1、総務管理費では、東日本大震災の被災者支援に係る義援金のほか、公有地有効活用検討業務委託料など 1、380 万円を計上いたしております。

項 2、徴税費では、平成 22 年度市たばこ税収納分のうち、地方税法の規定に基づく大阪府に対する交付金 9 億 6,690 万 5,000 円を計上いたしております。

款 3、民生費、項 4、生活文化費では、文化ホールの外壁塗装などに係る修繕料及び設計委託料 2,620 万 5,000 円を計上いたしております。

款 7、土木費、項 2、道路橋りょう費で、市道正雀南千里丘線の土地購入費 4,300 万円を計上いたしております。

款 8、消防費、項 1、消防費では、東日本大震災の被災者支援に係る職員派遣や支援物資費用のほか、避難勧告マニュアル作成委託料 1,877 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、第 2 条、地方債の補正につきましては、3 ページの第 2 表地方債の補正に記載いたしております。追加分につきましては、市道正雀南千里丘線の土地購入費に係る新たな起債同意が見込まれるものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、14 ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、摂津市暴力団排除

条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、既に制定されております摂津市公の施設における暴力団の排除に関する条例を全部改正させていただくものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

まず最初に、第 1 条で、本条例の目的を、第 2 条で、この条例の用語の定義を規定しております。

第 3 条では、暴力団の排除は「暴力団をおそれないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」を基本とするとともに、「暴力団事務所の存在を許さないこととして、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならないこと」を基本理念として規定するものでございます。

第 4 条では、市の責務を、第 5 条では、市民及び事業者の責務を第 3 条の理念にのっとり規定しております。

第 6 条では、暴力団事務所が運営されないための活動その他暴力団排除のための活動への市民及び事業者に対する支援を規定しております。

第 7 条では、公共工事等からの暴力団の排除について、第 8 条では、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置について、第 9 条では、公共工事等に関する不当介入に係る報告等について規定しております。

第 10 条では、公の施設における暴力団の利用について、利用不許可、利用許可取り消し及び利用中止命令を規定しております。

第 11 条では、第 7 条から第 10 条までの制限等以外に次の 2 点の項目を新たに規

定し、暴力団を排除するための市の施策の充実を図るため整備いたしました。１点目としまして、公共工事等から暴力団を排除するための措置を講ずること、２点目としまして、その暴力団の排除するための措置等を講ずることにより、市の事務及び事業から暴力団の排除を図ることでございます。

第１２条では、青少年に対して暴力団の排除に関する指導または啓発が行われるよう、情報の提供その他の支援を行うことを規定しております。

次に、第１３条及び第１４条は、意見の聴取の規定以外に、公共工事において暴力団員または暴力団密接関係者から不当介入を受けた者が、その不当介入を受けた旨の報告義務を怠った場合に、指導、勧告、または公表を行うための規定を新たに設け、雑則規定を整備いたしております。

次に、第１５条は、改正前の条例と同様に意見の聴取の規定を設け、第１６条では、施行に関し必要な事項は規則に委任をいたすことを規定いたしております。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は、平成２３年８月１日から施行するものでございます。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

（宮川水道部長 登壇）

○宮川水道部長 議案第３１号、平成２３年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容といたしましては、去る平成２３年３月１１日に起こりました東日本大震災の被災地であります岩手県への応援給水活動のための職員派遣に伴います人件費関係並びに摂津市に転入されました被災者の方々の水道料金免除に伴う措置などのため、一般会計か

ら災害対策費の繰り出しが行われることにより、水道事業会計予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書１ページに記載のとおりでございます。

第１条は、本補正予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、まず、収入につきましては、款１、水道事業収益の既決額２億１，６８１万５，０００円から３億３，８万４，０００円を増額し、補正後の額を２億２，０１９万９，０００円といたすものでございます。これは、項１、営業収益で、既決額２億１，５７５万３，０００円から１億６，１万６，０００円を減額し、２億１，４１３万７，０００円といたすもので、その内容といたしましては、被災者の方々の水道料金免除に伴う給水収益の減額によるものでございます。

項２、営業外収益では、既決額１億１，０６万２，０００円に５００万円を増額し、１億１，０６万２，０００円といたすもので、その主な内容といたしましては、水道部職員の災害派遣に伴う費用等について、一般会計から水道事業会計への繰出金で、東日本大震災給水支援負担金でございます。

次に、支出でございます。

款１、水道事業費用で、既決額１億３，９１６万２，０００円に３億３，８万４，０００円を増額し、補正後の額を１億４，２５４万６，０００円といたすものでございます。これは、項１、営業費用において、既決額１億７，５５８万６，０００円に３億３，８万４，０００円を増額し、補正後の額を１億７，５５８万６，０００円といたすものでございます。この内容につきましては、補正予算書の６ページ、補正予算実施計画説

明書に記載いたしておりますとおり、災害派遣に伴う費用及び被災地での応援給水活動のための費用でございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費の既決額3億3,433万円に215万1,000円を増額し、補正後の額を3億3,648万1,000円といたすものでございます。

なお、2ページからは、補正予算実施計画、補正予算資金計画、給与費明細書及び補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 議案第32号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成22年度療養給付費交付金の精算返還及び特定健康診査受診勧奨に伴う補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,856万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億8,384万6,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項2、国庫補助金230万円の追加は、特定健康診査受診勧奨委託料に係る国庫補助金でございます。

款9、諸収入、項1、雑入1,626万8,000円の追加は、療養給付費交付金等の返還に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款8、保健施設費、項1、保健施設費230万円の追加は、平成22年度に実施いたしました特定健康診査受診勧奨事業に係るフォロー事業の実施に伴うものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金1,626万8,000円は、平成22年度の事業実績の確定に伴う療養給付費交付金等の返還見込額でございます。

以上、補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

（登阪教育総務部長 登壇）

○登阪教育総務部長 議案第37号、摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

奨学資金制度は、向学心に富みながら、経済的理由のため高等学校の就学が困難な者に対し、奨学資金を貸与するものでございます。本制度は、昭和45年度から実施しており、現在の貸与額は公立高等学校の授業料相当額の月額1万2,000円、年額14万4,000円で、所得制限につきましては、大阪府育英会の奨学金制度に準じており、総収入800万円程度となっております。

平成22年度の実績は、104人の方に貸与しており、貸与額は1,497万6,000円となっております。また、本制度につきましては、昭和45年度の実施以来、700名を超える方に貸与させていただい

ております。

本制度を廃止する理由でございますが、このたび、国及び大阪府の施策により、私立高等学校におきまして、総収入610万円以下の方は授業料が実質的に無償となり、800万円未満の世帯の方も大阪府育英会奨学金の10万円の貸付けを合わせますと、同様に実質的に授業料が無償となりました。このような状況から、公立高等学校の授業料相当額を貸与します本制度につきましては、その役割を終えましたことから、本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

本廃止条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものとし、附則におきまして、現在、奨学金の貸与を受けておられる1年生、2年生の皆さんにつきましては、引き続き卒業まで貸与を受けられる旨を、既に卒業等をしておられる方は、引き続き奨学資金の返還をしていただく旨を規定しております。

また、本条例の廃止に伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の奨学生選考委員会委員の項を削る旨を規定いたしております。

議案参考資料（条例関係）の3ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

今後は、低所得世帯の私立高等学校在学を対象に、授業料以外の負担の一部について、これまでの貸与ではなく給付により助成を行う新たな制度を平成24年度から実施すべく、現在検討を進めております。

以上、条例制定の内容とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 議案第30号、一般会計補

正予算（第1号）について、2点ほど確認の意味を込めてお聞きをしたいと思います。

第1点は、12ページですね、公有財産購入費、正雀の駅前の道路用地を購入するということだというふうに思うんですけども、先日もこの駅前で自転車とバイクの事故がありました。安全対策ということで、市道拡幅の計画を今、進められているわけですが、その代替地として、この土地を前の地主さんのところに交渉にかかっておられたというふうに思っているんですが、その地主さんからまたマンションを計画されている方に売却された、その方との関係でこの用地取得の契約と、流れとしてはそういうふうにお聞きをしているわけですが、1点は、全体を市道拡幅のための代替地というふうなことで確保に入られたとお聞きしているんですが、このときの市が考えていた買収価格、それから、転売された後の、どちらも鑑定評価ということになると思うんですが、その中に差はないのかというのを1点お聞きしたいと。時系列の関係で、少し高い価格で購入されたというふうに推測できるわけですが、当時、最初の地主さんとの関係で金額的に折り合わなかったというふうなことだと思うんですけども、この点でどれだけの金額の開きがあったのか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、同時に、代替地が今のあの状況では確保できないというふうなことも想像できるわけですが、このことによって市道拡幅の今の計画が少し困難になってくるかなというふうな思いがするわけですが、当面の安全対策をどういうふうに考えておられるかというふうなことを1点お聞きしたいと思います。

それから、10ページ、文化ホールの修

繕料を2,500万円上げられています。大体予算編成するときに、これは10月に予算編成方針ということで出されまして、原則補正は認めないと、緊急の場合を除いて補正を認めないというふうな方針を出されていますが、この4月を出発して、6月の時点で直ちにこの文化ホールを修繕しなければならない状況が起こったのかというふうなことです。状況の変化はどういうふうに起こってきたのか説明していただきたいと思います。しかも、一般財源ですべて賄っていくという、非常に厳しい財政状況の中で、考えるとすれば当初の中できちっと手当をしていくというのが筋ではないかというふうに思うわけですが、これがなぜこういう時期に予算執行というふうなことで出てきたのか、その具体的な経過、それからその考え方、政策決定のあり方ということについてお聞きしたいと思います。

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　では、2点目の文化ホールの修繕料ということでの答弁をさせていただきます。

6月の現在の時点での修繕料、補修をしたということですが、南千里丘の開発に伴い、前のいきいきプラザでありますとか周辺整備をしていくに当たり、今まで奥まった位置にありました文化ホールが表から見える状態になっております。この外壁についての修繕をしようとするものでございまして、すべて一般財源であるということですが、財政方といたしましても、できるだけ費用を取ろうということで、大阪府が10分の10の補助でするものについて手を上げ、その事業計画を提出したところでございますが、対象経費に

対しまして全体の事業が、採択された事業が3件、提出された事業が13件ということで、この事業につきましては補助の対象とはならなかったものでございます。しかし、今、南千里丘の開発に伴い、景観上、かなり文化ホールの汚れが目立ってきておりますので、原課が当初予算の要求の中で出てきました内部の部分につきましては今回つけておりませんが、外部の補正ということで修繕を行うものを6月の補正として予算化したものでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長　正雀駅前の駐車場用地の買収につきまして、議員がお問いの全体をまず買収にかかったと、そのとおりでございまして、当時の所有者に対しまして、買収はおおむね坪当たり単価80万円弱で交渉しておりましたが、決裂いたしまして、今回買おうとしております価格につきまして同様の価格でございまして、80万円弱の価格で買えるであろうということで、おおむね話が決着しておるような状態でございます。

全体を買収するに当たりましては、正雀南千里丘線の拡幅に伴います代替地等としまして考えておりまして、買収に臨んだわけですが、決裂したと。それから、その後において、その進捗がどうなるのかということですが、いずれにしても、現況道路が今現在5.7メートル程度ございまして、計画では車道7メートル、歩道3メートル50、総幅員10.5メートルで計画いたしておりますが、この部分につきましては、精力的に今回も引き続き買収にかかっていこうというふうには予定はしておりますが、当面の安全対策といたしましては、現況、先ほど言いました

ように約5メートル70程度ございますので、そのうちの側溝等を整備することによりまして、当面の安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 用地買収の件は了解いたします。

それで、文化ホールの外壁塗装ですね。

これは当初予算に入れなかった、で、府のほうの10分の10の補助金を当てにしていたというふうなお話ですけれども、見覚えが悪いというふうなことをおっしゃったんですけれども、不要不急の事業をやるといふときでいえば、これはもう外壁が非常に大変な状況になっていると、危険な状況になっているということであれば、これはそういうこととして理解できるわけですが、物差しが見覚えが悪いからというふうなことでやられたんでしょうか。言葉じりをとらえるような質問で非常に恐縮ですけれども、財政規律からいったときに、やっぱり府の補助金があろうとなかろうと、必要な事業であれば当初の中で見込んでいくというのが筋ではないかというふうな思いがするわけです。今の部長の答弁では納得できません。もう一度きちっと答えていただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 文化ホールを所管しておりますほうの私どもの立場からご答弁をさせていただきますと思います。

文化ホールにつきましては、経年が相当たっておりますので、順次改修を実施してまいっておりますが、大規模な改修というのは一度もしたことはございませんでして、毎年予算要求の時期につきましては、こういった必要な部分についての予算要求を上

げさせていただいております。ただし、財政状況等もありますので、その点についてなかなか実施に至らなかったということでございまして、現在、私どもが必要と考えております補修、長期にわたりますけど、一度にということではございませんけども、内部の補修等も含めると1億5,000万円程度の金額が必要なのではないかと試算しております。

この中で、昨年度も予算編成の時期には外壁補修、それからシーリングの予算については上げさせていただきましたが、これが、先ほど総務部長の答弁がありましたように、大阪府の補助金10分の10、これがつくことを、できるだけつけたいという思いで様子を見たということでございます。ただ、その中で、相当努力をし、府に対しても要望してまいりましたが、残念ながら他市のほうがその補助金にかなうと、目的に沿うということでございまして、本市の分は不採択ということになりましたが、先ほどありましたように、外壁は相当傷んでおりますし、そういったことも含めて、やはり今年、この時期に実施をしていきたいというふうに考えましたので、総務部に私どものほうからもお願いをし、あえてこの補正をしていただいたということでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 よくわかりません。府の補助金がついたからこの時期に補正でやりたいというなら理屈としてあるかもしれませんが、これまでずっと必要だということで予算要求をしてきた、しかし、3月の段階で、これは先に送ろうということを決めたわけでしょう。逆の考え方で私は非常に納得できないんですけれども、本当に必要なものであれば、府の補助金がつこ

うとつこうまいと、これは当初からきちっと位置付けをしていくというのが本来のあり方ではないかというふうに思うわけです。したがって、この時期に2か月の間に緊急を要するような事態が起こったのかどうかというふうなことについても説明がありませんでした。経年劣化というふうなお話ですけれども、そうであれば、やっぱり当初の中にきちっと入れていく、位置付けをすると、そういうのが筋ではないかというふうに思うんですけれども、もうこれで答弁は結構です。そのことを申し上げておきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。
本5件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託をします。

日程4、報告第1号など4件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第1号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第6号)専決処分報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

今回の補正予算(第6号)の専決処分は、緊急総合経済対策事業に係る国庫補助金の増額を補正するものでございます。本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、2ページの第1表歳入予算補正に記載のとおりでございます。

その内容につきましては、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金1、663万6,000円の増額は、緊急総合経済対策事業に係る国庫補助金の増額を計上いたしましたものでございます。

款18、繰入金、項2、基金繰入金1、663万6,000円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の減額を計上いたしております。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第6号)の専決内容の報告といたします。

報告第3号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に可決成立し、同日付で公布されました。本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同法律の中で、平成23年4月27日から施行される部分を同日付で専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

それでは、議案書の本文の順に沿って改正内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の1ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

附則第52条は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例を定めたものでございます。

第1項は、同大震災で被った特例損失金額を、所得割の納税義務者の選択により、平成22年中の損失の金額として雑損控除の適用を受けることができる規定でございます。

第2項は、第1項の適用を受けた場合の

特例損失金額が平成24年以降の各年に生じたものである場合は、当該特例損失金額が生じた年において生じなかったものとみなす規定でございます。

第3項は、第1項にある特例損失金額に生計を同一にする親族の資産の損失額が含まれているときは、その親族の特例損失金額は生じなかったものとみなす規定でございます。

第4項は、第1項の適用を受けた場合の親族資産損失額が平成24年以後の各年に生じたものである場合は、当該損失額が生じた年において生じなかったものとみなす規定でございます。

第5項は、市民税の納税通知書が送達されるまでに、市民税の申告書または確定申告書に第1項の適用を受けようとする旨の記載がある場合に、第1項の特例を適用する規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分の内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 報告第5号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分の報告につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出予算におきまして、歳入では、調整交付金等の国庫支出金や一般会計からの法定繰入金が増加したものの、保険料収入が大きく落ち込んだこと、また、歳出では、医療費の増加や多額の過年度精算金が生じたことなどにより、単年度で約1億735万円の赤字が見込まれ、累積では約4億9,879万円の不足が見込まれますことから、そ

の補てん措置として補正をいたしたものでございます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年5月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,879万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億6,527万8,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款9、諸収入、項1、雑入で4億9,879万1,000円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、款11、繰上充用金、項1、繰上充用金で4億9,879万1,000円を追加補正いたしましたので、補填金でございます。

以上、報告の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 報告第6号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算におきまして、使用料収入の減少などにより歳入が歳出に対し不足すると見込まれますことから、その補てん措置とし

して補正いたすものでございます。本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年5月31日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億6,864万7,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、諸収入、項2、雑入で350万円を増額補正いたしております。

次に、歳出でございますが、款4、繰上充用金、項1、繰上充用金350万円を追加補正いたしております。

以上、専決処分報告の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑に入ります。山崎議員。

○山崎雅数議員 では、報告第5号に対する質問をさせていただきます。

毎年というか毎回年度末、交付金額などの決定に伴って、決算見通しで繰上充用の額が決定されて、この報告となるわけですが、この繰り上げはどういうものかとお尋ねすると累積赤字ですとなるわけですが、この数年、景気の低迷などで国保料の据え置きを決断していただいて、一昨年はリーマンショックなども考慮に入れられて、真水で5,000万円の繰り入れなど、国保会計健全化への努力は評価をさ

せていただいているところですが、国保の運営状況についても、後期高齢者医療が2008年から導入で、交付金の差額を調整されて、この繰上充用の金額も4億円から7億円、また4億円と、3億9,000万円ですが、変遷をしておりますけれども、国保会計単年度としては黒字であったり、今回ちょっと大きいですが、大きく赤字を積むこともなく推移をして、保険料の値下げを避けながら医療費の増大に比べて会計の健全化、こういう運営努力をされていることも評価しております。

しかしながら、この累積赤字をどうするかといえば、このまま積んでいる状態なんですね。一番の原因は保険料の収納不足だからと、収納率の向上という答えが相変わらず返ってまいるんですけども、しかし、この数年、保険料の値上げはなくとも、それまで引き上げられてきた経緯と、高齢化が進み、医療費の自己負担、この2割3割の負担も含めて、これ以上医療にかかる費用の増大に家計が耐えられない状況になっております。ですから、保険料の値上げということはできないと思っておるんですが、また一方、保険料の収納で差し押さえなどの強制執行の圧力も強まっています。行く行くは、この累積赤字が保険料の値上げ圧力となるのではないかと。払えるものを払わないという人を不問にする必要はありませんけれども、被保険者の負担を増やすことなく、4億円で推移していると思うんですけども、この累積を解消する計画を立てていく必要があるのではないのでしょうか。

一昨年の繰り入れ以外は、赤字解消のための繰り入れというのは、ここ数年見られていない。過去には赤字解消のための繰り入れを一般会計から行った経緯もあります。昨年、大阪府の国保広域化の推進でも、累

積赤字解消圧力は強まっております。一般会計からの繰り入れをして赤字解消をしてはいけないという法はありませんから、また、そうしなければ国や大阪府から取ってくるという以外は被保険者の負担ということになります。ですから、一般会計から少しずつ、といいましても5,000万円とか1億円とかの単位になるかもしれませんけれども、そういう繰り入れで累積を解消していく政治的な判断ということをするべきではないでしょうか。この1点をお聞きしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 赤字分を一般会計から繰り入れてはいかかというご質問でございますが、一般会計の財政状況が非常に厳しく、平成22年度は法定繰入金約1億円ほど増加したこともあり、さらに繰り入れすることは厳しいと考えております。資格適正化や医療費の適正化、収納率向上など、三つを柱とする経営努力に加えて、国や府の調整交付金の確保などを図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 特別会計で別会計ということにはなっているんですけども、国民健康保険というのは福祉の制度ですね。福祉の制度ですから、これを経費というか、連結決算で、それこそどこからお金を、財布を別にしたって、摂津市の会計としての評価としては変わらないわけですから、繰り入れをして、赤字をそのままに積んでいくというのではおかしいと思っておりますので、政治的判断をお聞きしておりますので、市長、どうですか。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 山崎議員の質問にお答えをいたします。

議会ごとに山崎議員のほうから、この国保についての質問はよく出てまいります、同じような答弁になるかもわかりませんが、今、部長からお答えいたしましたけれども、私は、政治的判断はもちろんです、摂津市全体のあり方から見てどうあるべきかということで、健康は決しておろそかにはいたしておりません。摂津市の財政全般における、少し府下全体から見てのいびつな面があったと思います。府下でも公共下水道、国保等々、この一般会計からの繰出金、こいつがやっぱり平均から比べると非常に高かった、これが一般会計を圧迫している一つの要因であったと思うんですね。そういう実態もしっかり見ながら、長期にわたって徐々に解消して、そして健全な、しっかりとした足腰を鍛えて、やっぱり健康づくり、もちろん福祉等々に目を向けていかないかんという意味で、今、この中で、一般会計からこれ以上繰り出すことは今のところ考えておりません。といって、何も健康をおろそかにするようなことは考えておりません。

山崎さんの考え方と違うかも知れませんが、過日の全国市長会でも、やっぱり健康づくり、健全な運営の足元がうろろうろしているようなことでは、しっかりとした健康の確保はできないわけありますから、国に対して、そして府に対してもしっかりと国保のあり方について見きわめるように要望してきたところでございますので、また今後のあり方に参考な意見としてお聞きをしておきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 福祉の制度としてしっかりとお金をかけていくという考え方があろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第1号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

報告第5号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は承認されました。

報告第6号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

日程5、報告第2号など5件を議題とし

ます。

報告を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成23年3月18日に公用自動車により公務中に発生しました損害にかかわります交通事故で、平成23年4月8日に示談が成立し、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年3月18日金曜日午前10時5分ごろ、摂津市正雀2丁目14番地先で、正雀公園のごみ回収作業のため、府道大阪高槻京都線、都市計画道路名十三高槻線の車両出入部の段差切り下げ部に公用自動車を停車させ、作業のため本市職員が車両から離れたところ、車両が後退し、車道に停車していた報告書記載の相手方車両に接触し、左前荷台部が損傷したものでございます。

原因としましては、停車場所が車道へ向け横断勾配がついた場所であったにもかかわらず、車両からおりる際の停車が確実にできていなかったことから、車両が後退してしまったことが原因でございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会と協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%、相手方ゼロ%と認定されました。相手方の損害額は7万8,141円で、全額支払うことで合意しているところでございます。

次に、報告第4号、損害賠償の額を定める専決処分につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成23年3月2日に公用自動車により公務中に発生しました損害にかかわります交通事故で、平成23年5月10日に示談が成立し、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年3月2日水曜日午後3時40分ごろ、摂津市鳥飼中2丁目8番51号地先で、工事現場へ向かう公用自動車が、府道大阪高槻線を高槻方面へ走行中、報告書記載の相手方車両が北側の市道鳥飼中20号線から府道大阪高槻線の信号機のない交差点に左折で進入してきたところ、本市公用自動車の左側面に接触したもので、公用自動車は左側面の前後の座席扉2枚を損傷し、相手方車両は右前部のフェンダー、右タイヤの損傷とサスペンションの変形などでございます。

事故の原因としましては、相手方車両が市道から府道へ進入の際、一時停止と通行車両の確認をする義務を怠り、府道へ進入し、走行中の本市公用車両に接触したものでございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会と協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市10%、相手方90%と認定されました。本市の損害額は29万8,200円、相手方の損害額は45万1,500円で、過失相殺率に基づき、本市と相手方の損害額の合計74万9,700円に対しまして、本市の過失

割合10%を乗じました7万4,970円、相手方は過失割合90%を乗じました67万4,730円を損害賠償金として支払うことで合意したところです。

なお、この2件の本市分の損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

また、職員に対しましては、日ごろから交通ルール及び安全運転の遵守や路上作業時の車両の安全確保に対する注意を喚起してきたところでございますが、このように連続した交通事故の発生を受け、車両の運転時には他の車両や歩行者、自転車の動向にも常に注意を配り、なお一層の安全運転に対する意識の向上を図るよう指導するとともに、乗車前の始業点検、車両管理も徹底し、事故の防止に職員一人ひとりの意識を高めてまいり所存でございます。

以上、報告第2号及び第4号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきましてのご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第7号、平成22年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

その内容につきましては、款3、民生費、項1、社会福祉費、地域福祉活動支援センター事業で、継続費の総額2億6,211万5,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は6,552万9,000円で、支出見込額は608万4,000円となり、残額5,944万5,000円を翌年度に

繰り越しさせていただくものでございます。

財源の内訳は、特定財源として国庫支出金が2,012万8,000円、地方債が2,940万円、残り991万7,000円が繰越金となっております。

次に、款4、衛生費、項1、保健衛生費、斎場管理事業で、継続費の総額1億2,862万6,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は6,431万3,000円で、支出見込額は6,030万6,500円となり、残額400万6,500円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、特定財源として地方債が400万円、残り6,500円が繰越金となっております。

次に、款7、土木費、項4、都市計画費、南千里丘まちづくり事業で、継続費の総額25億9,492万1,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は10億7,291万626円で、支出見込額は9億2,511万894円となり、残額1億4,779万9,732円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、繰越金が1億4,779万9,732円となっております。

同じく南千里丘土地区画整理事業で、継続費の総額9億3,500万円のうち、平成22年度継続費予算現額は1億4,368万5,873円で、支出見込額は1億4,309万2,750円となり、残額59万3,123円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、繰越金が59万3,123円となっております。

次に、項5、住宅費、市営住宅建替え事業で、継続費の総額16億3,618万5,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は3億9,404万7,000円で、

支出見込額は6,813万8,785円となり、残額3億2,590万8,215円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、特定財源として国庫支出金が1億3,154万6,000円、地方債が1億4,450万円、その他の財源として、市営住宅整備基金が4,986万2,215円となっております。

以上、継続費の繰越しの内容につきまして、ご報告とさせていただきます。

次に、報告第8号、平成22年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、平成22年度補正予算（第5号）で、繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

その内容につきましては、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路補修事業（鳥飼西38号線）で、設定金額2,500万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金が1,100万円、地方債が900万円、残り500万円が一般財源となっております。

次に、項4、都市計画費、震災対策推進事業で、設定金額90万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

同じく、吹田操車場跡地まちづくり事業で、設定金額2,505万6,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源はすべて

一般財源となっております。

次に、款 9、教育費、項 2、小学校費、小学校耐震補強等事業で、設定金額 7, 507 万 5, 000 円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金が 1, 338 万円、地方債が 6, 160 万円、残り 9 万 5, 000 円が一般財源となっております。

同じく、小学校給食調理場改善事業で、設定金額 2 億 7, 335 万 9, 000 円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金が 1, 991 万 5, 000 円、地方債が 2 億 5, 240 万円、残り 1 億 4 万 4, 000 円が一般財源となっております。

同じく、小学校学習環境改善事業で、設定金額 3 億 2, 130 万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金が 7, 157 万 2, 000 円、地方債が 2 億 4, 840 万円、残り 1 億 3 万 8, 000 円が一般財源となっております。

次に、項 5、社会教育費、公民館施設改修事業で、設定金額 1, 352 万 7, 000 円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源の内訳は、未収入の特定財源として国庫支出金が 878 万 8, 000 円、残り 473 万 9, 000 円が一般財源となっております。

次に、項 6、図書館費、図書館施設管理事業で、設定金額 785 万 4, 000 円に対し、その全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源はすべて未収入特定財源の国庫支出金となっております。

以上、繰越明許の繰越しの内容につきまして、ご報告とさせていただきます。

次に、報告第 9 号、平成 22 年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件につきまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、今般、東日本大震災の影響による事故繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

その内容につきましては、款 2、総務費、項 1、総務管理費、地域情報化事業で、このたびの東日本大震災により、納品物の製造工程に多大な影響が生じ、契約していた期間での納品が不可能となりましたので、27 万 8, 250 円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。財源はすべて一般財源となっております。

以上、事故繰越しの内容につきまして、ご報告とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。山本議員。

○山本靖一議員 報告第 2 号について、幾つかお聞きしたいと思います。

人身事故でなくて本当によかったなという思いがするわけですが、この報告第 2 号の中で、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、どれだけの作業時間があったのかというのが 1 点ですね。

それから、作業体制、1 人だったのか 2 人だったのか、どういう状況で作業をされていたのか。

それから、こういう交通事故を避けるための一般的なマニュアル、注意喚起とか交通ルールとか、いろいろおっしゃっているんですけども、どういうマニュアルを持っておられるのか、お聞きをしたいと思い

ます。

それから、4点目は、私的な時間の中で交通事故などを起こしておられないか、過去に公務中に事故を起こしておられないか、そういう経過はないかというふうなことをお聞きしたいと思うんです。例えば、交通従業員などは、乗務がある場合、24時間以内には酒を飲むとか、いろんな制約がされているんですけれども、私的な中で、その延長線上に公務があって、その中でいろんなことが起こってくると、そういうことに非常に制約がかけられているんですけれども、その私的な部分も含めてこういう経過はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 報告第2号の作業時間でございますが、作業といたしましては、10分程度の作業でございます。作業の体制といたしましては、本市の職員は1名でございまして、あとは業者が2名体制で参っておったと聞いております。

マニュアルについては、特に作業マニュアル等については定めてはおりませんけれども、毎日、朝のミーティングによりまして作業に出ておるといのが作業の実態でございます。

それから、担当職員の過去の事故等、私的なことも含めてということでございますが、まず、私的な事故についてはないというふうに報告は受けております。担当職員の過去のことでございますが、過去に1度門扉に接触して公用自動車を損傷させたというのが一例でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 作業体制は3名というふうに認識してよろしいでしょうか。つまり、

3人で作業していたときに、車を離れるときのマニュアル、それも特にないというふうな理解をするわけですけれども、物理的に車をとめる方法があるわけです。傾斜地であろうと平坦地であろうと。例えば、コンビニなんかへ配送の車が来るときには、一人乗務ですけれども、必ず車どめというのをやるんです。傾斜地であれば特にそういうことをやるわけですね。車にこういうものを備えていれば、サイドブレーキが甘くても、これはとまるわけですよ。そういう措置も講じていない、物理的にもそういうことはされていないということであれば、これは見直していく必要があるわけです。

それから、もう一つ、サイドブレーキをかけたつもりでも転がる場合がある。これは整備の関係、整備不良というのがあるわけですね。締めたつもりでもなかなかきいていないという、車両上の整備の問題もあるわけですけれども、そういう原因についてきっちりと追及をされたでしょうか。原因の分析なしに対策というのはないわけですから。同時に、そういうことについて、この職員さんに対する適切なアドバイスというんでしょうか、それから、改善方法などを部長として提起されてきたんでしょうか。その点について聞かせてください。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 ご指摘のように、作業トラックで作業に参ったわけですが、現実、この当時におきましては車どめ等の措置は行っておりませんでした。本人はサイドブレーキを引いたつもりであるというふうに報告を受けております。その後、車両の点検は行っておりますが、特段異常は見つかりませんでした。

それと、その後の注意喚起におきましては、作業に出向きました車両はマニュアル

車でございまして、我々マニュアルで育った時代の者につきましては、停車時におきましては、必ずローに入れてサイドブレーキを引いて離れるというふうに習ったものなのですが、そういうふうな措置もしなかったということを受けまして、マニュアル車につきましては、そういうふうな形で運転するようというところで口頭注意、それから、今後の作業について指導を行ったところでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 車の整備上、何ら問題はないと。二重三重に安全を確認していくという点で、車に車どめがない、作業で車を離れるときは、これは常識としてそういうことを講じていくわけですよ。ところが、恐らく車どめもお持ちではないというふうに思うんですけれども、そういうことも含めて、本人の過失だけではなしに、いろんな意味での安全対策を講じていくということが具体的な手だてになっていくというふうに思うんですけれども、そういうことの反省も含めて見直していただきたいということをお願いしておきます。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、報告第2号と報告第7号について質問したいと思います。

報告第2号につきましては、今、山本議員から経過についてのご質問もありましたので、重複しないようにお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、私も常々こういった交通事故が非常に役所の中で起きているということは、これまでも指摘してきたところでございますが、特にこの損害賠償で、今回の報告第2号につきましては、それこそ一般常識の領域の範囲ではないかなというような考えをいたしております、ただ、この点につきましては、先ほどの質疑の中

で今後対応していただきたいというふうに伺いました。

ただ、私は、以前からも確認をしておる中で、事故の再発防止をどういうふう到现在まで取り組んできたのかという点についてお聞かせいただきたいと思いますし、それから、摂津警察並びに自動車安全運転センターが指導していますSDカードというチャレンジコンテスト、これも摂津市に対して依頼があるように伺っておりますが、今の加入状況についてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っております。

とりわけ、日常のこういった事故に対する啓発について、改めてどういう取り組みをやっているかもお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、報告第7号で、2ページ目の南千里丘まちづくり事業の繰越金が、1億4,779万9,732円という繰越金が計上されております。今、手元に資料はないんですが、平成23年度のこの事業に対する継続費の年割額の変更の中では、たしか記憶では6,500万円の平成23年度への継続費になっていたというふうに思うんですが、そのときも指摘をさせていただきましたが、継続費の繰越しの中でのこれまでの残予算のあり方についてご質問させていただきました。ただ、ここでは今、手元資料がないので、この1億4,779万9,732円の繰越金は、今年度、こういった事業に値するのをお聞かせいただきたいと思います。これにつきましては、たしか記憶では6,500万円、年割額で23年度はこれだけだというふうに伺っておりますので、改めて確認をさせていただきますと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 報告第2号につきましての関連で、事故におきましての再発防止について、どのようにしておられるのかということでございますが、この事故が起こったからではないのですが、毎日、朝、ミーティングを8時45分から行っておりまして、そのときにつきましても、ことごとく安全運転に注意をし、作業をすることということは毎日申し上げておりまして、事故が起こってしまいました、なぜかということをお聞きしたところ、当日は作業車及び本市の車両と2台で行っておりまして、回収作業に気をとられてしまったということで、早く作業員がおるところに行かなければならないということから、車を離れるときの確実な停車に気を抜いてしまったということが原因でございまして、必ず車両運転時には確実に車をとめるようにということで注意を払ったところでございます。

今後におきましても、そのようなことがないように毎日注意喚起しておるようなところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 南千里丘まちづくり事業の継続費1億4,779万9,732円の繰越額でございしますが、これにつきましては、当初3月の時点では6,500万円、今年度予算として計上させていただいております。これにつきましては、文化ホール前整備が工事のおくれによりまして工期を延期した部分につきまして支払額が発生するということで、継続費を1年間延長させていただいたということでございます。

それと、もう一つにつきましては、南千里丘の事業に対しまして借地をいたしてお

りました用地の整備費もこの中で計上していたということで、6,500万円を計上しておりました。

今回の繰越額が1億4,700万円という額になっておりますが、これにつきましては、過去、継続費を計上させていただいた時点から毎年繰越額を通次繰越しとして額が発生しておりましたので、最終年度としまして合計1億4,779万9,732円という額が今年度に繰越額としてなったということでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 チャレンジコンテストについて、総務部長。

○有山総務部長 ただいま資料のほうを持ち合わせておりませんので、資料が届き次第、答弁をさせていただきます。申しわけございません。

○藤浦雅彦議長 それを踏まえて、三好議員。

○三好義治議員 出てきてからの質問でよろしいんですか。

○藤浦雅彦議長 その件はそれで。

○三好義治議員 それでは、先に報告第7号からの質問をさせていただきたいと思います。

財政運営の中での財政指標からいったときに、継続費の繰越しで、当初予算6,500万円だけを繰越明許で今回やられたわけですね。我々議会がチェックを行うのに、その時点でも言ったんですが、この南千里丘まちづくりにかかる予算については、残予算は6,500万円で間違いございませんという質問もさせていただきました。こういった当初予算での継続費の年次割の切りかえを行って、この6月補正予算でこれだけ1億4,700万円の金額が残予算として残っております。言うならば、当初予算での議論が、どういうふうに我々に対

しての説明責任があったのかということが、非常に疑義を感じておるところでございます。その時点におきましてでも、当時は1億2,000万円程度が繰越金として捻出される予定ですよということは伺ったんですが、この辺の財政指標について、総務部長、本来ならば、3月の時点で年次割を組んだ段階でそれなりの金額を示すのが議会に対する上程のルールではないのかということについて、改めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、報告第2号で、私は常にとにかく、きょう、この場で安全運転管理者、多分副市長がなられると思うんですが、改めてご答弁いただきたいと思います。このチャレンジコンテストというの、以前にも提案させていただいて取り組みもしておりますが、以前、私の記憶だと、免許の切りかえも忘れていて、無免許で一度運転された方もいますし、いろんな道交法違反で指摘も受けられた職員もおられます。その中で、このチャレンジコンテストだけが目的ではないんですが、これを申請することによって、そのときの免許の確認、それから過去の経歴、こういったことが既に明らかになるわけですね。だから、私の再発防止をどういうふうに取り組んでいるのかというのは、ただ単に口頭でやりなさいとか、見てきましたとか、しなさいだけでは、なかなかこういったやつは撲滅できないので、そういった手法を使われたらどうですかというのが質問の趣旨なんです。確かに入会すると1人1,000円かかりますが、こういったことも含めながらやっぱり指導すべきだというふうに感じているわけです。これについて、今、チャレンジコンテストの加入率、確かに低いことは伺っております。本来、公的立場で公用車を運

転する立場の方々ならば、率先垂範して加入すべきだというふうに思っています。そういった面で、改めてご答弁をお願いしたいと思います。だから、今、加入率がわからないならば、加入率は、本来は既に把握しておかなければならないですよ、何%ぐらいとか。多分相当低い数値だというふうに思っております。これについて、その基本的な考え方について、どうであるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、少し厳しい話になるかも知れませんが、これまで運転していた方、きょうの業務なんかは、公用車はどうされていますか。というのは、事故が発生して、その責任ならば、やっぱり自己責任の中で、本来はその方に二度と事故を起こさないためにも3か月間ぐらいとか半年間とか公用車の乗り入れ禁止、私用車の乗り入れ禁止、こういったことも示すのが形のある指導ではないかというふうに思っております。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　それでは、総務部長。

○有山総務部長　では、補正予算と継続費の関係、あるいは当初予算との関係ということでご質問がありましたが、当初予算を計上いたしますときに、当該年度で終わる事業について当初予算を計上し、複数年かかる部分につきまして、こういう形での継続費を組むわけございまして、議員ご指摘のとおり、その時点、新年度を迎えるときに、当初予算を計上したことによって継続した事業との兼ね合いを考えるべきということになるかと思えます。したがって、継続事業で継続しているものが、具体的に中身が何であるかということを経営に対して明らかにしていく必要があるという

ふうに考えております。その点が事業費ごとの大きな事業のくくりになっておりまして、中身が非常に見にくい状態であるということは、事実、議会に対してその内容をお知らせする内容になっていないということでもありますので、今後、この点について何か工夫ができないか考えていきたいと思っています。

それから、チャレンジコンテストなのですが、今、100名ぐらいということで連絡をいただいているんですが、実際の挑戦の数がちょっと掌握し切れていませんが、100名ぐらいということになりますと、約700名体制の職員ですので7分の1ぐらいが加入率というかコンテストの参加者であるというふうになると思います。本来、我々行政機関に勤務する者については、率先垂範して基本的に事故防止あるいはそれらの状況について判断をしていかなければならないと思っておりますので、チャレンジコンテストに参加する参加率についても今後検討させていただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 当事者のその後の対応について、併せて副市長。

○小野副市長 この事案につきましては、過去においても三好議員、またほかの議員から再三再四指摘を受けております。それで、きのうの部長会でも若干触れておったんですが、毎年15件から18件程度、こういう事故があり、議会に損害賠償の専決をお願いしているということが過去からの形であります。それで、車社会でありますから、当然避けられない事故もあるんですが、とりわけこの報告第2号につきましては、先ほどから議論がありますように、この以前の問題というふうにとらえざるを得ないということで、それで、きのうも言ってお

たんですが、消防においては必ず車どめが入ると。車どめが入る、民間でもそういうことをされておるということから考えまして、これはここで言えるような状況ではないというふうに思っております。

それで、私のほうで、過去からそういう指摘の中で、今、取り組んでおるのは、運転免許証については、一定の書式をもって三月に1回は各所管のほうでやっておるというふうに理解しております。消防は1週間に1回、市長も査察に行っておりますが、いつもこういう運転免許証と身分証明書が出てまいりますけども。それで、この問題は、一つ記者発表のときにも、いつもこれでいいのかということは指摘されております。いわゆる公務中であれば市有物件云々で面倒を見られる、何もそのことについて本人の責任が問われないということではないのかと。これは、私どもは、きのうも部長会で言っておったんですが、もう一度部長で整理をしなければならぬと思います。それで、過去においても、清掃車が後ろから市民の方に接触して、1億円近い金を払ったという事例がある。二、三年前には、J Rの駅前で車両のあの問題もある。この問題になりますと、私は見ていましたら、その担当部長、課長は走り回って、夜の遅い時間でも来いと言われれば謝りに行き、見舞いに行きとなって、この実態を見ていますと業務にも大きく支障が出ておるというふうに見なければならぬと思います。したがって、この問題は、単にここを出してきて損害賠償が終わるような問題ではないというふうにもう一遍とらえるべきでありますし、毎月1.5件の損害賠償事案が出ておるということを見ましたら、業務にも影響しているということがあります。

私は、今ご指摘のあった、きのう、部長

会でもう一度関係部長が本気になって議論をして、このマニュアルをつくることと、それから、処分と言わないけども、例えば、公務中でも信号無視で突っ走った、そして逃げたとなれば、これはもう地方公務員法 29 条違反で懲戒処分であります。この問題の 2 号の報告案件も、これがもしも人であったとするならば、これは大事故であったということは明々白々であります。これは幸いにして物損で終わったということなのですが、これが人であったら、幼児であったらどうなったかということは、もっと大きな事案になったということを考えますと、私は処分問題まで議論すべきと。ここまで来ますと、処分にも厳重注意もあれば文書訓告もありますし、いろいろありますが、これも処分であります。やっぱりそこもきちとした上で、そして、この再発防止について、市長からもきのう指示が出ましたが、もう一度関係部長が集まって、もしも起こったら、関係部長が飛び回らなきゃならない、課長も行かなきゃならない。本人はもちろんのことですが、そういうことで、まず業務に大きな支障が出るということから考えましても、これは重大な問題であるにとらえるべきであるということで、ここで申し上げたいのは、ここでもう一度肝に銘じて、各部長のほうでトータルの形の取り組みをして議会にもお示ししたいということを申し上げると。特に 2 号の問題は重大なことであると。4 号の報告案件は、私は 1 割というのは、なぜこういうことになるのかと思いましたが、こんな社会ですからこういう問題はありますが、この 2 号報告案件、これは抗弁のしようがないというふうに思っておりますので、もう一度トータルの取り組みをした上で議会にお示しをしたいと肝に銘じてまいりたいと

いうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○藤浦雅彦議長 当事者をどういう処分にされているのかという答弁がないので。副市長。

○小野副市長 この問題につきましては、まず基準といいますか、一つのことをつくりたいと思っています。それで、組合との関係からいきますと、こういう議論がありました。過去にも申し上げましたが、みずからが車を運転したくて車を運転するのと違いますよ。それで個人も求償される。減点され、罰金されると。私は、これは通用しないと思いますね。いわゆるこの車社会の中で運転をしなくて済むような業務はないと思います。当然職員になれば運転するのは当たり前ということを思っておりますので、こういった過去の論理は、今の組合もそんな論理はしないと思いますが、私は、公務中事故に遭っても公平な形でなければいけませんから、早急に一定の基準をつかって、部長の意見も聞いた上で一定の方向を定めて、職員に、したくはないですが、こういうことになるよということを安全のマニュアルとともに一定の措置をしなければならない。その中で、私は一定の形をもって処置をしたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 報告第 2 号については、今、副市長が強い決意で述べていただきましたので、経過を見ていきたいと思いますが、ただ一つ、やはりチャレンジコンテストというのは形に見える部分でございますので、これをやっぱり有効に使っていくのも一つの指標だと思いますから、この点についてもご検討をお願いして、今後、事故のない

ような取り組みをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それから、報告第7号については、年次割があったのが今年の3月の当初予算でございます。それが継続費の最終年度というふうに私は伺っておりまして、この23年度でこの事業というのがすべて終わるわけですね。その時点において、この23年度の当初予算でも議会に提示ができなかったということについては、総務部長も今後指標を考えていきたいというご答弁をいただきました。今後、経過を見ていきますが、やはりこの継続費のあり方というのは、大変財政が厳しい中で1円たりともむだにしないためにも、どの事業がどの時点でどれだけ予算が余ってきているのかということを見定めるのも我々議会のチェック機能でございます。そういったことはぜひタイミングを逸しないように提示をいただくことを要望としておきます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 報告第2号に関しまして質問したいと思います。

山本議員、また三好議員の質問で大体出尽くしたと思うんですが、ただ、本当に私が議員に初当選して、間はちょっと抜けましたが、22年になるわけです。毎回毎回この議会においてこのような答弁がありまして、その都度、二度とこのようなことがないようにということを何回も何回も、これは何十回、ひょっとしたら100回ぐらいかな、そんなぐらいのご答弁をいただいておりますね。それでもこのような事故がある。マニュアルがないというようなご答弁だったんですけど、大概そのような事故をこの何年間の間に起こしておるんやったら、しっかりとしたマニュアルとか、

今、副市長がおっしゃったようなご答弁は、以前においてしっかりとあって、組織立って、そのような事故を防ぐような庁内徹底した規則づくり、組織づくりがなされているというふうに私は思ったわけでございますが、そこで私は市長にお尋ねしたいんですけど、行政の長として、例えば、本当にこれは人身事故でなかったのが不幸中の幸いですけど、市民の安心と安全を守るべき摂津市職員が市民を傷つけるようなことがあったら、これはとんでもない話でございますが、そのような観点から、例えば庁内事故ゼロ宣言とか、そのような形で徹底して庁内の各部署においてしっかりとしたマニュアルをつくって、そのような組織図をつくるという決意を市長にお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 先ほどから2号についていろいろご指摘をいただいておりますが、私が市長になりましたりからも議会ごとにこういう話が出てまいりまして、非常に申しわけなく残念に思っております。私は議場でよく公務員のありようということ、基本的にこれがあるんですね。そういう意味では、この時節柄、公務員として仕事ができる、これはありがたいことだというのは常々公務員に言っておるんですが、その上で、紙一枚、鉛筆一本、すべて税金ですよ。心してという話をやっておりますが、まさにそこに尽きるものでありまして、緊張感のなさといいますか、そういうことに尽きると思います。

確かに車につきましては、言うまでもなく道路交通法、これにのっとって遵守していれば事故が起こることはないんですけれども、その上でまだご指摘をいただき、マニュアルまでつくらないかん、本当に情け

ない話なんですけれども、緊張感のなさはすべてリーダーである私にも少し責任もあるわけですが、ご指摘の件について、一遍しっかりとまたさらなる緊張感を促すべく方法を考えていきたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありますか。
三宅議員。

○三宅秀明議員 これまで既に多々議論されておる中で、さらに発言するのは恐縮なんですけれども、昨日、近隣の名神高速と、また茨木市の171号線において重大な事故が2件発生しております。この点も踏まえまして、やはりこの事故というものに対して一層の緊張感を持たないといけないと思ひ、一つ提案をさせていただきます。

現在、議論をされてきたのは、恐らく車対車、また車と歩行者の話であったかと思ひます。しかし、最近の交通事情をかんがみますと、スポーツサイクル的なものの需要が非常に増加しております。また、自転車につきましても、普通の買い物用自転車と、また、お母さんが子どもさんを乗せて走行するようなタイプの自転車も出てきておりますし、また電動自転車も普及しております。これらそれぞれの車両につきましては、その通行スタイルが非常に多岐にわたり、また、その運転手本人の状況判断等もかんがみながら、さまざまな対策をしないといけないと思っております。特にパッカー車等ですと、とめて、収集して、また走ってという、さまざまに瞬間的に行動することが増えておりますので、スポーツサイクルのような早いスピードが出る車両の場合は、その一瞬の判断で重大な事故につながる結果も考えられます。こうした点を踏まえて、こちらのほうにも重点を置きながらマニュアルの作成に取り組んでいただ

きたいと考えておるのですが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 きのも部長会でも言ったんですけど、今も思っているんですけど、きょう早速、あしたにまた事故が起こるかわからないので、この本会議終了後に、私のもとでもう一度部長を集めて、それで、消防なんかはモデルであります。消防は毎日点検もありますし、マニュアルもありますし。環境関係もあります。そのほかのところの総務が所管しているトータルの部分が若干抜け落ちておると。環境の部分とか消防はありますので、今言われた提案の問題も一遍議論してみますので、まずはこの車社会の中で、自転車も凶器ということはよく言われますが、そのことも頭に入れながら、早速きょう本会議終了後に部長を招集して、早急に一定の方向、これは難しい話ではありませんので、やる気といいますか、その形がとれればすぐさまもう一遍まとめられますので、きょう早速の取り組みを開始したいということを、きょうにでもまとめるような力でもってやりたいというふうに思っておりますので、そのことも参考にさせてもらいながら取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。柴田議員。

○柴田繁勝議員 2号ですけれども、いろいろな方から今、ご質問が出て、市長なり副市長なりが答弁いただきました。私は、一番肝心なときは、やはり車を離れるときの確認だと思ひますが、電車などでは必ず指さし確認というのが行われております。だから、こういうときでも、すべてが運転手に指さし確認ということはできないでしょうけれども、サイドブレーキをとめたとか

チェンジを切ったとかというのを指さし確認ぐらいはして車を離れるというようなことをされておられるのか、もしされておられなければ、今後そういうような指導も含めて運転手の指導をされていかれるのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 過去の事例からいいますと、こういう形は私も記憶がないんですが、今、柴田議員が言われたやつは、何件かあったのは、離れるときに、ドアを開けたときに車が突っ込んできて損傷したとか、人が当たったとか、これは記憶に新しいところがあります。いわゆる離れるときの状況の中で起こった事案も、すべて私のほうで、過去に三好議員が言われた中で全部集めておりますので、そのことをもう一度出しまして、今言われたことも含めて、当然ながらそういうことの運転する者について基本的なルールでございますので、そのことも入れまして一定の方向をまとめたというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。
日程 6、議案第 33 号を議題とします。
提案理由の説明を求めます。総務部長。
（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 議案第 33 号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料 1 ページから 10 ページに図面等を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立摂津小学校給食調理場等新築工事の請負契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立摂津小学校給食調理場等新築工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は 2 億 6,350 万円でございます。

契約の相手方は、奥村組土木興業・藤原工業特定建設工事共同企業体、代表者は、大阪市港区三先 1 丁目 11 番 18 号、奥村組土木興業株式会社、取締役社長、奥村安正でございます。

工事の内容は、摂津小学校に隣接する旧味舌体育館を解体し、その跡地に給食場、その南側に学童保育室、校舎東側にエレベーター棟、市道三島 1 号線側の車両出入口付近に作業室をそれぞれ新築するものでございます。

新築いたします各建物の主な内容といたしまして、給食調理場は鉄骨造 1 階建て、延べ床面積 381.78 平方メートル、学童保育室は鉄骨造 1 階建て、延べ床面積 234 平方メートル、エレベーター棟は鉄骨造 3 階建て、延べ床面積 29.1 平方メートル、作業室は鉄骨造 1 階建て、延べ床面積 33.28 平方メートルでございます。

建物・屋外改修につきましては、既存校舎の窓枠をサッシカバー工法で 40 か所改修するものでございます。これは、新築する建物に既存校舎が隣接していることから、建築基準法で規定する防火対策の必要があり、その隣接する部分の開口部を防火設備として改修するものでございます。そのほか、屋外外構工事となっております。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。木村議員。

○木村勝彦議員 それでは、議案第 33 号、摂津市立摂津小学校給食調理場等新築工事について質問いたします。

今回の共同企業体の結成に当たっての条件は、共同企業体の構成員は市内事業者と準市内事業者から1社、または市外事業者1社の計2社であることとなっています。5月24日の入札で落札をした共同企業体の市内事業者は、4月段階で5月15日に市外に事務所を移転し業務を行う旨のあいさつ状を関係機関に送付しています。これが現物でして封書で送られております。

このことに関しまして、各方面から事務所を市外に移転してしまって市外で業務を行う事業者が共同企業体の地元事業者として入札参加できることに対して疑問の声が出ています。摂津市がこの企業を市内事業者と認定した根拠についてお示してください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 今ご指摘の通知文書が出ているということでございますが、それらの事象から判断されてはどうかということでございますが、私ども行政サイドとしましては、資格審査上、変更がなされておりました。私どもの行政としては、移転の申告があつて初めて会社の代表者や所有地の変更の手続きがなされたものであるという判断をいたします。今回、「事務所移転のごあいさつ」なる文書が出されたことは、仮契約締結後に初めて知ったことであります。しかし、現実には商業登記の謄本の所在地は現在に至るまで摂津市のままであり、また、法人市民税につきましても住所地は現在のままでございます。固定資産税はオーナーでございます社長の所有となっておりますが、これらの税についても完納していただいております。また、地元雇用を生み出しており、市民税の特別徴収もしていただいております。

それから、吹田市への移転ということで

ございましたので、吹田市の契約担当のほうへ確認をしております。このことにつきまして、私どもの住所地である香露園の住所で市外業者として吹田市で登録をされており、現在もそのことについて変更はないという状況でございます。

それとまた、私どもで出しております摂津まつりの寄附金について寄附をいただいております。自治会においても法人会員として登録をされておることと、商工会にも問い合わせをいたしましたが、摂津市商工会の会員であり、退会するという話は聞いていないというようなことでございました。

以上のような状況もありまして、私どもといたしましては、市内業者であるというふうに認定をしているところでございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 今、現況についてご答弁いただいたんですけれども、結局入札が終わってからそういう事実を知ったということですから、やはり共同企業体を構成するときに、地元業者育成ということであれば、もっと慎重に調査すべきだったと思います。この入札が実施されたときには、この事業者の摂津市の事務所にはテナント募集のステッカーが張られております。そして、事務所を移転した旨の文書も張られておりました。一方、移転先の吹田市には立派な事務所が開設されております。この一連の状況を見ると、納得がいかないと各方面から声が出ています。

共同事業体に市内事業者を組み込むのは、市内事業者を育成することが大きな前提であり、市内に根を張って事業を行うことによって摂津市に税金を納めてもらうということでもあります。先ほど現状の話をされましたけれども、今後、やはりそういうこと

がずっと継続されるのかということについても、私は疑問を感じております。二元代表制での一翼を担う議会としてのチェック機能を果たすべき立場である議員として、一連の流れの中での疑問を払拭することは困難であります。その後、当該事業者に対して、今、答弁をされましたけれども、どのような接触をもって指導されたのかお答えください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 今、ご答弁を先ほどさせていただきましたけれども、私どもが知ったのは、仮契約が5月の30日に行われ、その夕刻に初めてそのことを知ったわけでございまして、早速事業者のほうには連絡をとり、5月の31日に、翌日でございますが、社長みずから来庁をしていただき、今回のことについて、私どもも文書で見限り、事務所移転のごあいさつということで、事務所そのものが移転するというふうに読めるということ、それから、ビルのテナントの下に募集というような文がありましたので、そのことについても質問をしたわけでございますが、あくまでも事務所の改築は短期的な移転であるということであり、現在、事務所の裏手を工事中であり、その時点では6月4日ごろには工事も完了し、摂津市へ戻るということを社長みずからがおっしゃっておりました。本会議の現在には、もう既に摂津市へ戻っている状態になっておりますが、テナント募集の看板につきましても、あの建物自身が横に医院に貸し出し、2階の事務所を貸し出すために上げているものであって、建物の構造上、階段棟になっておるので、置く場所としてあそこがあったということでございまして、それから、現在においては本社改装完了の案内も31日に持参されておるところでござ

います。

吹田市の事務所につきましても、工務部及び倉庫として使用しているということでございます。私どももその部分について、吹田市の契約担当とも確認をしたところでございますが、本社移転の届け、並びにそういう吹田市へ登録を変えるというような動きは出ていないということでございました。商業登記そのものも摂津市のままであり、今後は企業としての戦略をどのように立てられるかということとはわかりませんが、現在のところ本社機能は摂津市にあるものというふうに判断を、その後の幾つかの調べ、先ほど申しましたような部分も含めまして、さらに社長の事情聴取以外にもそれぞれの独自の調査を行った結果、市内業者であるというふうに判断したところでございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 24日に移転をして、それから、今月4日また摂津市へ戻して事務所を開設したというご答弁ですけれども、そんな半月もないような移転に、こんなちゃんとした封書で文書を送りますか。これは仮事務所の移転ということにもなっていませんよ。これを読んだ限りは、やっぱり中心的な事業を吹田市でやるということの事務所の移転案内ですよ。だから、そういう認識がやはり今日の事態の混乱を私は招いたと思っています。先ほど申し上げましたように、事前にそういうJVを組む場合に、地元事業育成という立場からきっちりと事業者の実態を私は調査すべきだと思いますし、仮事務所の移転ともなっていませんし、私は、これは事業の主体を吹田市へ持っていくんだなという事務所移転のあいさつという理解をしますし、そういう点では、これ以上答弁を求めましても、これ以上の答

弁は返ってこないと思いますので、この疑問を払拭はできないということを申し上げて質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 ほかに質問はありますか。
三好議員。

○三好義治議員 議案第33号で、今、木村議員から質問がありましたが、私も今の状況の中で、まず契約登録事業者のあり方について、ずっと調べてみましたけれども、まず2月には審査委員会で書類審査をしながら、3月、4月において、その事業者の登記簿並びに事務所の所在地がどこにあるかということを財政課のほうで調べていて、それから一般競争入札での今回の共同企業体の審査に移るという経過の中で、私どもが知り得る範囲の中では、5月15日付でこの事業者が摂津市から転出をされたという実態だけが事実関係として知らされているわけですね。その中で、今の全体の経過の中がようやく明らかになったんですが、この実態を踏まえて、私は、本来財政課がそういったことをその事業者から聞いていなかったことについて、改めてこの辺についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

また、もう一方では、今回、議案第33号から3件にわたって入札をされて、事業の契約締結の議案が上がっているんですが、今はこの33号だけをとらえて言わせていただきますと、今回も5社が入札参加をされて、結局落札されたのが最低価格の中で抽せんで落札された。今日までの公共事業での最低価格のあり方並びに民間業者が取り組む事業発注について、公共事業は高いと言われる一方、雇用の確保ということも含めて公共団体は考えなければならない時代になっておりますが、果たして一般競争入札が、えてしてこうやって最終的に抽

せんということになっているのは、本当にこの契約のあり方というのが適切であるのかどうかというのも一方では疑問に思っております。この点について、今の考え方、経過についてお聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 5月の15日に移転をされるということで、事業者からそのことが契約担当のほうに伝わっていなかった、聞いていなかった。業者間で迷惑をかけてはいけないということで、封書で文書を送付されたということでございます。私どもいたしましては、契約担当としては一声いただきたかったなというふうに思っております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、資格審査上の変更というものは登記をもってなされ、その届けは私ども行政のほうへ申告があつて初めてわかるものでございます。単に事務所移転のごあいさつという形での文書をもって、その所在を変更するという手続きをとれるものではございません。

それから、一般競争入札が民間の工事に比べて高く、したがって、最低価格で抽せんというような状況になるのではないかとこのお問いでございますが、国土交通省のほうでは、低入札価格調査における基準価格というものを設けておりまして、これの引き上げを年々やっておると。昭和62年4月から平成20年3月までは、平均点な値というのは設計金額の77%程度でございましたから、平成20年度に当たります20年4月から21年の3月につき、この値は82%程度、それから21年4月からは85%程度ということで、さらに引き上げるようにというような国土交通省の発注

工事に対する考え方がございます。これは、元請けだけではなく下請け、あるいは孫請けというような業者に対しても、十分その地域の実情の中で収益を上げられるというように公的機関としての価格の基準を設けるということでございまして、これらのことを参考にしながら私どもも設計金額に対して一定、価格の設定をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 事務所の移転のごあいさつの件につきましては、本当に仮事務所の移転ならば、それなりの手続きもまた改めてやっていると思うんですが、その辺について、この議場の中でいろいろとご質問するのは差しさわりもあると思いますから、その辺は差し控えさせていただきたいと思います。ただ、もう一方での最低価格の関係、これにつきましては、冒頭申し上げましたように、雇用の拡大と景気浮揚のためにいろいろと変わってきているのも事実でございますが、ただ、こういった一般競争入札での落札価格がすべて同一というのは本当にいかななものかなという疑問も思っております。無論、即決案件ということの中で、議会運営委員会の中で諮られて、きょうは上程をされているところでございます。私は、こういったことについては、きょうのこの議案第33号については、5月15日の事実関係だけでこの議場に臨んだ立場として、改めて経過も聞きたいということが非常に心の中にとどまっております。さらに契約の入札のあり方も含めながら、改めて所管の委員会の中で審査をお願いできたらなということを考えております。議長でもって一度検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後0時13分 休憩)

(午後2時46分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に続き再開します。

引き続き質疑を続けます。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 1点だけ確認をしておきたいと思います。一連のご答弁をいただきました。流れはわかったわけですが、ただ、非常に我々としたら、今後、その業者がしっかりと摂津市の業者として摂津市に根づいてやっていただけるのかどうかということを確認したいと思うんですけど、本当に言うた、こういうふうになりましたというご答弁の中で、ちゃんとしたあかしといえますか確認書を、今後、例えば10年なり20年なり摂津市の業者としてやっていくというような確認書を交わされたのかどうかということを確認したいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 未来永劫、摂津市にいていただきたいとは思いますが、今後、この企業さんがどのような企業の経営方針でもって会社を運営されているかということで、どのぐらいの期間、本市におられるかという確約はとってはおりません。1点、私どもでもいただきましたのは、謹告ということで、藤原工業さんのほうから市長あてに工事部の移転をさせたと、今回の分については大変ご迷惑をおかけいたしました。謹んでおわび申し上げます。というような形での文書はいただいておりますが、今後何年にわたって本市で営業活動されるかというような確約はとってはおりません。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 わび状は別にあれなんです

けど、例えば、非常に基本に返った場合に、やっぱし市内業者育成という形で、ずっとそういう形の施策をとられてきたわけですから、その中でこの文書を見ておりますと、これは明らかに我々としては疑問を持つわけでありまして。いや、違うんやということ、いろいろ言いわけはされたと思いますし、それは、今言ったように書類上はそういうふうにして整理されておるといふふうに思いますが、ただ、のど元を過ぎたら数か月か数年後にまたよそに移転されると、これは非常に納得いかないような状況が発生する可能性もあるわけです。そういう点が私としても、そこまでそのやりとりの中で信用できるかということになりますと非常に疑問を感じるわけでございます。その辺の確認書がないということでございます。ご答弁を確認させていただきましたから、それはそれで結構でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長　ほかにありませんか。安藤議員。

○安藤薫議員　それでは、引き続き質問させていただきますと思うんですが、今回の議案というのは、平成22年の末をもって廃止された味舌体育館を解体して、そこに摂津小学校の給食調理室、学童保育室を建設するというものであります。同時に、議案の中には作業室の建設も含まれているわけです。私ども日本共産党は、この味舌体育館の廃止条例に当たっては、スポーツ振興を進めていく摂津市の教育方針とかかわって、市民体育館の廃止に続いて、年間1万人以上も使っておられる味舌体育館を廃止することに反対をいたしました。その際、スポーツ振興の方針に反するというと同時に、関係諸氏、関係団体への説明責任も欠如しているということを指摘して反対

をしてきた、そんな経過がございます。

改めまして、この大事な教育施設を建設していくということでもありますから、市民の皆さんへの説明責任であるとか合意であるとかいうところは非常に重要な問題だと思っています。この間、これまでこの議会でも先ほどまでにいろいろな議論がありました。議会に対する説明責任なども問われている中で、教育にかかわるさまざまな施設は、子どもや教育現場にとっては大変重要なものであると同時に、給食調理室や学童保育室を建設するというものでいえば、工事期間中の安全対策の問題、それから地域に与える影響などもあると思うわけです。

私は、この調理室と、それから学童保育室の建設にかかわって、決してこの施設を建てること自体には反対するわけではありませんが、味舌体育館の廃止からという経過の中で、地域の皆さんや、それから学校関係者、それから学童の関係者、そういった皆さんへの説明責任をどのように果たしてきておられるのか。と申しますのも、この議案で初めて私も配置図であるとか作業室がつくられるとかいうものについて、議会に対しても今回の即決の議案で明らかにされたわけですので、議会に対しても説明責任が非常に不足しているのではないかなというふうに思うわけです。

そういう点で、この学童保育室、給食調理場、また作業室の建設、味舌体育館の解体の作業などについて、設計から工事、それから工事の安全対策、また完成に至るまでの説明ですとか、それから合意であるとかいうものはどのようにされてきたのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長　教育総務部長。

○登阪教育総務部長　それでは、ご答弁申し

上げます。

今回の工事につきましては、ご指摘のように、味舌体育館を解体し、給食調理場、学童保育室、エレベーター棟を新設するものでございますが、併せまして、現在、校舎内の教室を使用しております校務員の作業室を校舎外に設置するものでございます。学童保育室と校務員の作業室を校舎の外に設置することから、3室程度を普通教室として使用することが可能となります。

ご指摘の工事の設計に当たりましては、学校はもとより栄養士、調理員、学童保育指導員等と協議を行い、衛生面や安全面での配慮を第一に、調理作業をいかに効率的に進めるかなど、作業工程を考慮して決定したものでございます。地域の皆様につきましては、本契約後、地元説明会を開催してまいり、説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

また、食材等の搬入につきましても、校舎正門の横からということでございますので、児童の登下校時間と重ならないように努めるなど、工事期間も含めまして児童の安全確保には最大限の注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

次に、本工事内容の議会への説明につきましては、簡単にではございますが、事業のスケジュールなどを、本工事の予算を上程いたしました23年の第1回定例会の本会議、委員会等で説明させていただいております。

ご指摘の作業室につきましては、実施設計の過程の中で普通教室を生み出す検討の中から決定したものでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 給食調理場にしても学童保育施設にしても、今までと違う場所に設置を

するわけですね。やはりどこにどのようなものをつくっていくのか、新しい施設としてつくっていくわけですから、しっかりとその設計段階の中で明らかにしつつ、議論を重ねていきながら、こういった契約締結に進んでいくのが本来の筋ではないかなというふうに思うわけですが、どうしてこういうことを申し上げるかといいますと、教育施設のこの間の建て替えであるとか改修の工事、これまで幾つかありました。しかし、見込み違いによって、ついこの間行った工事にもかかわらず、数年後にまた同じような建設を行っている。例えば、柳田小学校でいえば、平成17年にプレハブで学童保育室の新築工事を行った。統廃合がありましたが、見込み違いによって平成20年にまた新たに作り直しをしているとか、味舌東小学校でも打ち合わせ不足等々あって、校舎の建設などで当初の予算額と大幅に乖離が生じたとか、摂津小学校の学童保育室についても、つい最近まで校外、プレハブで学童保育室について建設をする実施設計まで行われていたものが撤回された。どうしてもその場限り、場当たりの対応が非常に目立っているというふうに感じているわけですね。本来、給食調理室にしても学童保育室にしても、必要なものであるならば、本当に大事な施設であります。だからこそきちんと合意を得ながら議会にも説明をし、その中で多くの市民の皆さんからの意見を聞きながらよりよいものをつくっていくというのが本来の筋ではないかなというふうに思うわけですが、改めてその点、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、摂津小学校は摂津市内の中でも一番大きな学校になってきています。南千里丘の開発によって児童の数も増えている

ということで、教室の数もうぎりぎりの状態だということでもあります。学童保育室の状況では、定数90人に対して、今、待機が7名というふうに聞いているわけですね。学童保育は、今回の設計を見ますと2教室の建設でありますけども、この定数の問題をどうしていくのか、学童保育のガイドラインが国から示されている中で、摂津市として学童保育についてどのように考えていくのか、また、給食調理室の場合については、民間委託の問題もこれから計画の中にあるわけで、新しくつくられた給食調理室と民間委託の問題、大きな中長期的な方針のもとで計画的に進めていくことが本当に必要だと思っているわけです。この間の場当たり的な状況からして非常に心配が多いわけなんですけども、その点についてもお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 ただいまのご質問に対してでございますけれども、本来、教育施設につきましては、当然、児童・生徒をはじめ、それから、その学校関係者等の施設でございますので、そういった方たちのご意見を参考にして設計を行っていくということについては十分に理解をするところでございますし、私どもといたしましても、これまでも学校関係者の方からいろんなご意見をいただきながら今回の設計を行っております。したがって、今後も引き続き、今ご指摘のように、そうした計画的な見込み違いが起らないように、十分な精査をしながら意見も反映した形での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の学童保育の部屋と、それから給食調理場の件でございますが、給食調理場におきましても、ご指摘がありま

したように、摂津小学校は市内で最も児童数が多いと。それに比べまして給食調理場は狭く、施設そのものの老朽化も進んでいるということから、今回、新設に伴い拡張を行うもので、面積につきましても広くなりまして、大体900食ぐらいまでの調理が可能というふうに考えております。また、学童保育につきましても、一人当たりの必要面積等から考えましても、約100人弱程度の方までの定員に対応できるというふうに考えておりました、現在の対応より数多くの方に対応できるというふうに考えておりますので、そのあたりも含めまして検討しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 学童保育にしましても給食調理場にしましても、それから学校の少人数授業によって、どんどん施設、空き教室が少なくなっているというような状況のもとで小学校の統廃合がされて、摂津小学校が大きくなって、適正規模をいうと、当初の説明ですと12学級から18学級が適正規模だと言っていたものが、既に適正規模を上回っている学校が市内に幾つかあります。そのうちの一つが摂津小学校でありまして、そういう意味では、子どもたちの教育の現場、よりよい豊かな環境で教育ができるような整備というのは、やはり中長期的に見越した形で計画的に、そして市民合意を得ながら進めていくというのが本来あるべき姿だというふうに思いますし、開かれた学校、開かれた摂津市の教育ということであれば、より広く皆さんに設計段階からこういうふうに考えていますということをお知らせしながら、その皆さんの意見を聞きながら設計をしていってよりよいものにして

いくというのが本来あるべき姿であって、この間の見込み違いで、何度も言ったら失礼ですね、やり直しがあったり、短い期間での建設のやり直しがあったりということは、市民の皆さんに決まった後にしか報告がされていないというようなことのあらわれだとも言えるわけですね。それを、同じような間違いを繰り返しては、摂津市の教育そのものに市民の皆さんから信頼を勝ち得ていくということは、私はできないというふうに思います。

今の答弁でもなかなか納得しづらい部分がありますが、このぐらいにしておきたいと思えますけども、今後の工事の問題がどうなるかわかりませんが、この後の議案にも幼稚園の改修の問題もありますし耐震補強もあります。それからエアコンの設置もあります。学校施設では、この夏休みにかけて幾つ也大規模な工事があるわけです。一つの工事ごとに考えるのではなくて、トータルでしっかりと考えて安全対策の問題をみんなで考えられるようにやっていくべきだということを言っておきたいと思えます。答弁はいいです。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。大澤議員。

○大澤千恵子議員 この入札の一連の流れなんですけれども、法的に何ら問題はないといえども、議会、また市民に混乱を招いたこと、これは事実として受けとめなければならないと思います。これは理事者のほうのご質問なんですけれども、5月の15日に藤原工業が吹田市に移転しているということがわかったということでございますけれども、これに関して、一般競争入札参加資格審査委員会というのがございます。こちらのほうで、そういった審査委員会の中

身がまず載っていないのかということの質問と、もし載っていないのであれば、今後そういった内容も含めた審査委員会にするべきではないかなというふうに思っておりますけど、こちらのほうをまず一つご答弁いただきたいと思えます。

それと、あと、もし否決された後の業者の決定手続きとして、これがどれぐらいのスパンがかかるのか、また、これによってどれぐらいの国庫負担がなくなってしまうと、そういったところの流れをもう一度再度ご説明していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 15日に知ってからの流れということで、審査会のほうでそういうものは防げなかったのかというご質問でございますが、私どもが行っております審査というのはJVさんに対する書類審査でございまして、入札資格の審査、これは5月の10日に入札者という形での決定をし、5月の24日に当該案件の入札を行っております。先ほどもご答弁申し上げましたが、15日付で吹田市への移転の旨の案内状を私どもが知ったのは5月30日月曜日の仮契約後でございまして、この件につきまして審査会で、あくまでも審査会というのは書類上整っているか、というのは、評点でありますとか資格を十分有する者であるかといったところが審査の対象になりますので、そういう形では行っておりません。

それと、国費に対しての影響ということでございますが、この物件につきましては、予算上1,990万円余りの国費がついております。したがって、この部分は22年の国費ということで、繰越明許のほうで送らせていただいている事業でございま

すので、これが飛びますと、もう1年、3月を越えてしまうということは技術的に不可能となってしまいます。

それから、もう1点、手続き的にどのぐらいかかるかと、今回否決を受けた場合はどうなるかというご質問でございましたが、通常の手続き期間で申しますと、工事の入札契約の検討委員会を行い、当該物件の発注案件の発注方法の審議決定をし、告示をし、参加申し込みの受付を行い、一般競争資格審査委員会を開かせていただき、審査結果を公表し、入札会を行い、仮契約締結をし、議会の上程を得るということで、その期間につきましては、今回の場合は、本日14日ですので4月の5日から告示をして今回の提案に至っておりますので、約2か月半。ただ、最初のところでいうと、告示の部分から一連の流れで少し時間を短くすることも可能なので、告示から本契約まで2か月程度で可能かと思いますが、その場合は臨時の議会を開かせていただくというような手続きが必要になってくるかと。9月の定例会では当然間に合いませんので、そのぐらいの期間になると思います。否決を受けた場合は、その国費につきましては当該年度に一般財源で一般の事業として行うしかないというふうな形になるかと思えます。

それと、これは、この物件のみならず学童保育も一緒に工事をしておりますので、学童工事は23年度の当該年度の工事として行っておりますが、これには府費がついております。これにつきましても、一定のおくれをもって府費がなくなってしまう可能性というのもあります。

以上がご質問に対するお答えになります。ただ、資格審査のあり方についてというのは、確かにご指摘の点がありますので、

今後、書類審査のみならず実態の調査というようなものも踏まえて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 わかりました、ありがとうございます。

今、実態調査というのはどれぐらいのスパンでやっているのか、最後にもう一つだけお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 本年度、入札参加資格の申し込み受付の状況でございますが、市内業者が180社、準市内業者が31社、市外業者が2,754社、合計で2,965社でございます。市内の180、準市内の31等々、これらのものにつきましては、当該年度4月等からの工事案件を幾つか抱えておりますので、夏場の比較的契約の閑散期をもって実態の調査をするということでございます。ただ、新規に加入されたものについては、確実にその分の存在をやっておりますが、旧来からある部分については、総数としてこの23年度の受付をいたしました、仮に211件ございますが、これをすべて回れる状態とはなっていないので、新規については必ず回ると。旧態の分につきましては可能な限り回っているという状況でございます。ルーチンとして行っている業者の実態調査というのは、そのようなやり方をやっておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 本来でしたら、JVで合同で受けるような企業ですので、そういった心配はなかったと思いますけれども、こういった事態が起こった以上は、これからそういった実態調査もしっかりとやっていく必要があるのかなというふうに思ってお

りますので、要望とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 大変に基本的な質問になるかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

まずは、市内業者の条件といったものかどういったものであるのかということをも1点目といたしまして確認させていただきたいと思います。当然ながら、市内に本社機能を持っていますよと。それは登記上もそうであるし、実際の機能としてもそうであるよということが条件になろうと思うんですが、ただ、これは実際の機能ということで考えていくと、やむを得ず一時的に市外にその機能が移るといったことはあり得るのかなと。例えば、天変地異によって移さざるを得なかったというようなことはあり得るのかなと思っておりますけれども、こういったケースがそれに当たるのか、また、今、議案第33号で問題になっておりますケースについては当てはまるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご指摘のとおり、市内業者の定義というのは、市内に本社を有する業者をもって市内業者というふうに言っております。今回のケースでございますが、事情聴取をいたしましたところ、あくまでも事務所改装による短期的な移転であるということでございまして、現実に6月4日をもって工事は完了し、摂津市へ戻ってくるというようなことを我々の事情聴取のときに話されております。どういたことが考えられるかといいますと、今回のケースでございますと、本来あった場所をテナントとしてお貸しになって、その場所の裏側にある

部分を事務所に改装し、そこに本店を置くというような形をとっておられます。一時的に市外へ出るというケースは、まさに今回のようなケースで、幾つかの営業所なりを持っており、本社である摂津市内の店舗が老朽化し、改装をする必要が生じた場合などというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。（「後で批判されるぞ、そんなこと言うとしたら」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議員 私は今のご答弁にあまり納得できません。というのは、ペーパーカンパニーに対する規制というか対策を考える場合に、例えば現地に調査をしに行つたと。そのときに、たまたま改築するのでちょっと市外に移転してしまつたと言ひわけされると対応できるんでしょうか。そういうことを考えると私は納得ができませんし、やはりこのケースはイレギュラーだつたと思うんですよ。ただ、その場合に、私は、最終的にこの事業所は摂津市に來ているのかもしれないけれども、そうであるならば、事前にその旨は伝えるべきだつたろうと。事業者として摂津市に戻ってくるという意思はそのときに持つておられたかもしれないけれども、それを判断するのはやっぱり行政であろうと。今後、引き続き市内で活動を行うといったことをしっかりと担保できるのかといったことは、やはり行政が確認をして初めてこれは成り立つものじゃないのかなというふうに思っているわけでありまして。ですので、今の部長の発言は、私は非常に心配になりましたし、これから摂津市内の中でペーパーカンパニーが増えるんじゃないかなということを、大変に危機感を持ちながらお聞きしておりますので、今後の要望として一つ、こういった

ケース、これはイレギュラーなケースだと思いますけれども、そういったことがある場合には、しっかりと通告をせないかんとするような規定を盛り込むべきであろうと思っておりますが、その点について一度お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ペーパーカンパニーとか担保するということですが、担保のほうは、先ほども申しましたように、個々企業の戦略等があるかと思います。ただ、私どもの調査というのが、これは先ほども申しましたように、資格審査そのものが書類の審査というような形で偏っているということがありますので、現地の調査につきましては、今後強化を図っていきたいというふうに思っております。思っておりますというよりも実施をさせていただきたいと思っております。

それから、特にこういうような議会案件にかかるような大きな物件につきましては、会社の所在というものを明らかに調べるという作業を行程、手順の中に入れていきたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 このケースは、私、先ほど申しましたように大変イレギュラーなケースだったろうというふうに思うんです。結果として事業者が摂津市に來られましたので、このまま議案として出されたといったことについては、私は一定理解ができるところはあるんですけれども、しかし、それでもやはり行政としての想定不足、調査不足といったことは否めないというふうに思っておりますし、この一連の流れを見ておきますと、特に市内業者からすると、やはりいろんな疑念を持っておられるし、それであるならばというようなことをいろい

ろ考えておられるんじゃないかなと、そんな危険性さえはらんでいるような問題じゃないかなというふうに思っておりますので、私は、この問題については賛成もできないし反対もできないという立場であるといったことを申し上げたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありますか。山本議員。

○山本靖一議員 以前にペーパーカンパニーの問題が随分いろいろと議論された経過もあります。それで、吹田市の事務所のほうを見させていただきました。立派なビルですし、しかも駐車場も確保されている。そうすると、本社機能というのは、これからいろいろと調査をしていくという総務部長のお話がありましたけれども、どういうスタッフがそろっていれば本社機能としてみなしていくのか。立派な構えですし、恐らく吹田市の事務所がメインになるのではないかなというふうな思いがするわけです。それから、摂津市の事務所というふうに見ていきますと、建物の大きい小さいではなく、実際にそこで本社機能を果たしていく、あるいは事務所として、事業所として、吹田市であれば吹田市のスタッフをそろえていくと。いろいろ企業としての営業方針みたいなものがあると思うんですけれども、本社機能を有すると、その機能についてどういう基準をもってこれから当たっていかれるのかということを聞いておきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 本社の機能ということですが、通常バックオフィスといいますか、管理の部分を持っているところが本社機能というふうに考えられます。藤原工業さんの場合は、吹田市の事業所につきましては、工務部と、それから倉庫の部分と

いうことを聞いておりますので、例えば営業活動でありますとか事業の活動の中心を持たれるというのが本社機能かというふうに判断します。ただ、それは比較の上でどうかということが一つ問題になるかと思いますが、私どもといたしましては、やはり資格審査上の変更として商業登記なりでどこに本社が置かれておるかということが行政の一つの判断基準になっておりますので、本社としての申告を商業登記なり、あるいは会社の代表者や所在地、そういうものがされているところが本社であると。書類上になってしまいますが、それはそのことをもって本社であるというふうに考えるところでございます。

それから、ペーパーカンパニーとかいうことにつきましては、先ほどもご答弁しましたように、今後について、市内の業者について、できるだけ多く現実に現場を確認してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 商業登記が摂津市にあれば、これは摂津市の市内業者というふうなことで、問題になっているのは、そういう形式的なものではなしに実態がどうかというふうなところからいろいろな問題が派生しているというふうに思うわけですね。したがって、これから本社機能とは何かということをしちっと見ていくということが大事かと思うんです。今言いましたように、こういうご時世ですから、その吹田市の事務所にたくさんのスタッフをそろえられると、恐らく本社機能ということでは随分大変な状況になってくるのではないかと想像できるわけですね。したがって、本社機能を有するということでは、厳密にそういう物差しを持って当たっていくということが

私は大事だと思いますので、これまでのペーパーカンパニーでいろんな問題が出てきたから、そういうことは派生させないという、そういう決意を持っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

日程7、議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第34号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料11ページから20ページに図面等を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立べふ幼稚園改修工事の請負契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立べふ幼稚園改修

工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は2億5,500万円でございます。

契約の相手方は、森本組・岸本建設特定建設工事共同企業体、代表者は、大阪市中南区南本町2丁目6番12号、株式会社森本組、大阪市店、執行役員支店長、築田和夫でございます。

工事の内容は、べふ幼稚園敷地内の既設園舎の一部を解体し、新たに別府保育所と一体運営を行うための園舎を新築、既設園舎3棟の改修、屋外外構工事を行うものでございます。

既設園舎の解体の内容につきましては、1階建ての園舎の一部、延べ面積にして308平方メートルの解体を行うものでございます。

園舎の新築の内容につきましては、2階建て園舎、延べ面積701.41平方メートルの新築となっております。

既設園舎3棟の改修の内容につきましては、保育室の内部改修、外壁の改修、うち2棟は屋外防水の改修を行うものでございます。

屋外外構工事の内容につきましては、園の出入口の周りの改修、前面歩道の改修となっております。

以上、提案内容のご説明といたします。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

日程8、議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第35号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料21ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立小学校空調機設置工事の請負契約を締結する件につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立小学校空調機設置工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は2億4,650万円でございます。

契約の相手方は、大阪市北区堂島1丁目1番5号、新菱冷熱工業株式会社、大阪支社、代表者は、取締役副社長支社長、佐々木恒己でございます。

工事の内容は、摂津市立鳥飼小学校ほか9校の普通教室などに空調機を設置するものでございます。設置する教室は、普通教室をはじめ支援教室や少人数指導教室など、全10校で209教室、同時に、各校ともに受変電設備から空調機への動力設備の配管・配線工事を含むものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３５号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

６月１５日から６月２７日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後３時２９分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長

藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員

山 崎 雅 数

摂津市議会議員

木 村 勝 彦

摂津市議会継続会会議録

平成23年6月28日

(第2日)

平成23年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年6月28日(火曜日)
午前10時15分開議
摂津市議会議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	福 永 富 美 子	都市整備部長	小 山 和 重
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

川 端	福 江	議員
上 村	高 義	議員
村 上	英 明	議員
木 村	勝 彦	議員
山 崎	雅 数	議員
大 澤	千恵子	議員
柴 田	繁 勝	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前１０時１５分 開議)

○藤浦雅彦議長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び嶋野議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

川端議員。

(川端福江議員 登壇)

○川端福江議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、３月１１日、午後２時４６分、三陸沖を震源地とするマグニチュード９．０の海溝型地震、東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度７を記録しました。マグニチュード９は世界最大級の地震です。この東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、皆様の安全と被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

「今、日本は地震の活動期だ」と指摘する識者もいます。２０年から３０年以内に必ず起こるであろうと言われている東南海・南海地震もあります。このたびの質問は、この国難とも言うべき大地震を踏まえ、摂津市の防災対策について、災害に強いまちづくりを目指しての質問を行います。

１、地域の安全・安心を守るための防災計画の見直し検討についてです。

(１)被災者支援システムの導入についてであります。

１９９５年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交

付、また、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できるシステムです。総務省は、同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、ＣＤ－ＲＯＭを全国自治体へ無償配布しています。しかし、このたびの東日本大震災前までに同システム導入の申請があったのは、約２２０自治体にとどまり、被災した東北地方はほとんど導入していませんでした。このたびの震災後、被災者台帳の必要性への認識が高まり、同システム導入の申請をする自治体が増え、５月２６日現在で３００に達したということです。

災害発生時は何よりも人命救助が最優先ですが、その後は、きめの細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのは罹災証明です。罹災証明を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この三つのデータベースを突き合わせる必要があります。

今回の震災で、改めて平時から、災害時に住民本位の行政サービスが提供される、そういう体制づくりを進める必要が高まっています。そのために、阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを導入・運用していくことが極めて有益だと考えます。市としてのお考えをお聞かせください。

次に、１の(２)洪水ハザードマップの見直しについてです。

この洪水マップは、淀川、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川がはんらんした場合の浸水状況が示されています。浸水予想も合成写真で載せていて、防災関連施設一覧表もあり、安心のマップとなっています。

す。市長は震災後、各種の会合で「洪水ハザードマップを見直さなければいけない」と発言をされています。

先般、一般紙に摂津市も津波被害があると報道されていました。東南海・南海地震がマグニチュード9.0規模なら、大阪周辺16市に被害があると専門家の試算でわかったとのこと。東南海・南海地震は、フィリピン海プレートが陸側のプレートの下に沈み込むことで起こる海溝型地震。今後30年以内の発生確率が87%の東海地震も同じ仕組みで、東日本大震災後、三つの地震が連動型で起きることへの懸念が強まりました。

また、昨日の産経新聞に、国の防災会議の記事が掲載されていました。その内容は、東日本大震災を受け、地震・津波対策の見直しを検討してきた国の中央防災会議専門調査会が、今後の基本方針についての中間報告をまとめたものです。過去に繰り返した津波だけを想定する従来の方針を抜本的に改め、発生確率が低い最大級の津波も想定することを明記、堤防などのハード面だけに頼らず、住民避難などソフト面との両輪で防災対策を早急に確立すべきだと提言をしました。

国の防災対策では、従来50から150年程度の間隔で発生し、近い将来も起きる可能性が高い津波を想定し、発生頻度が数百年に一度程度の巨大津波は想定から除外してきました。しかし、津波堆積物など科学的な知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を想定すべきだとしています。関西でも浸水予想図の見直し、津波対策の見直しを検討しているとのこと。私は、自然災害については、今までの予想を覆し、最初から想定外を基準に検討すべきだと考えます。

そこで質問をいたします。

1点目、洪水ハザードマップは平成18年に作成のため、変更等、中身の検討が必要です。加えて、最大クラスの巨大地震・津波を想定したマップにすること。2点目は、避難先のビル・マンションの協力であります。

以前、我が党の代表質問で、洪水等、災害からの逃げおくれによる人的被害をなくするため、民間の所有する空きスペースを災害時に一時的に開放してもらえないかとの質問をしております。風水害では不測の事態も想定されるため、市の指定する避難所への避難が必ずしも適切とは限りません。状況に応じて自宅や隣接する建物の2階以上に避難したほうがいいこともあります。そのときの代表質問に対する市の答弁は、「災害対策推進条例で企業との協定を規定している。協定の締結について協議していく」とありましたが、その後の進捗状況についてお聞きします。

次に、1の(3)防災マップ・防災マニュアルの作成についてであります。

現在、「みんなの防災」が既に作成をされていますが、避難所マップだけではなく、災害危険地域を地図上に表示したものを作成してはどうでしょうか。他市から見れば、摂津市は防災意識が非常に高いと言われていています。私は、全小学校に立ち上がっている自主防災組織の訓練のとき、ハザードマップとともに説明し、毎回学習してはどうかと考えます。この点についてお聞きいたします。

2、学校の耐震化の促進について。

全国どこでも大きな地震に見舞われる危険性がある地震大国・日本にとって、学校の耐震化は国民の命を守る上で最重要課題と言えます。今まで何回も質問を行い、議

論を重ねてまいりました。言うまでもなく、学校は子どもたちが1日の多くの時間を過ごす学習と生活の場であります。言いかえれば、子どもたちの大切な命を預かる場と言えます。地域住民にとっても災害時の地域の防災拠点としての役割を担うものです。そのため、その安全性の確保は、住民の命や財産を守る上で欠かせません。今年5月2日に成立した今年度第1次補正予算には、公明党の強い主張で全国の公立学校施設の耐震化予算340億円が盛り込まれました。耐震化工事が今後加速度を増して進むことになります。

本市では、昨年度までにI s値0.3未満の施設について、すべて耐震化工事を終え、残る施設はあと10校23棟となりました。この点につきましては、教育委員会のご努力に対し、高く評価をするものであります。国も自然災害が予想できないため、耐震化のスピードを上げ、5年以内に全部終了する方針であります。市の現況と今後の見通しについてお聞きをいたします。

3点目、子どもの防災教育についてです。

今回の大震災で不幸にも多くの子どもも犠牲になっています。いつ起こるかわからない地震に備える必要性を子どもたちに理解させ、訓練をするなどの取り組みが大切です。今現在、学校ではどのような訓練をされているのでしょうか。お聞きいたします。

4点目、中学校の給食の実施について。

大阪府は、中学校給食完全実施に向けた市町村への補助金を2011年度予算に繰り込む方針を発表しました。「栄養管理を行った給食を提供することで、生徒の体力や学力の向上にもつながる」と述べ、子どもたちを主眼に置いた中学校給食の完全実施として導入する姿勢を既に明らかにして

います。我が党は3月の代表質問でも行っています。そのときの答弁は、財源等が主な理由ではありますが、「近隣の状況等については確認する」ということでした。しかし、その近隣市、吹田市、茨木市、高槻市、池田市、豊中市は、独自の施策で実施に向けて動いています。いつまでも他市を見ているのではなく、本市も工夫をし、検討を重ね実施に向けての取り組みをしていただきたいと思います。生徒は食べ盛りでもあり、何ととっても食育の観点からも給食実施を考えていただきたいと思いますもの。市のお考えをお聞かせください。

5点目、大阪モノレール南摂津駅に交番所を設置することについて。

私は、毎年実施している党員との地域の一斉点検の折に、市民の皆さんから強い要望を受けて過去にお願いした経緯があります。今回は新たに市民の方からの要請があり、質問をしております。現在、市内で6か所の交番所がありますが、駅前には一つもありません。大変物騒な世の中となり、駅前でもストーカーなどにより殺傷事件が起こり、若い女性が犠牲になっています。駅周辺住民の方や駅利用者からの強い要望もあり、治安の上からも南摂津駅の駅前に交番所の設置を強く要望するものです。市のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 地域の安全・安心を守るための防災計画の見直し検討についてのご質問にお答えいたします。

まず、被災者支援システムの導入についてのご質問でございますが、このシステム

は、阪神・淡路大震災の経験から、西宮市が独自に開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、罹災証明書の発行や支援金、義援金の交付などを一元的に管理できるシステムであります。今回の東日本大震災の被災地においては、罹災証明書の発行に長時間を要する事態が発生し、被災者に混乱が生じております。摂津市において大災害が発生した場合、同様の事態が生ずることも予想されます。被災者支援システムは、近隣各市の状況を調査いたしましたところ、導入している市はございません。今後の防災計画の見直し時にシステム導入についても検討してまいりたいと考えております。

次に、洪水ハザードマップの見直しについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、洪水ハザードマップは平成18年度に作成されたものであり、避難所に指定されている公共施設の名称が変更されている部分があるなど、見直しが必要であると考えております。ハザードマップは、河川を管理する国土交通省や大阪府により、淀川においては2日間で500ミリの大雨が降った場合、他の府管理河川ではおおむね100年に1回起こる大雨が発生することを想定し、河川はんらんシミュレーションを実施した結果、浸水する区域を示しております。このことから、河川はんらん条件について、今後、管理する国土交通省や大阪府と協議を行い、例えば、それぞれ地域ごとの避難地図を作成するなど、市民にわかりやすいものを検討してまいりたいと考えております。

また、津波を想定したマップについてでございますが、今回の東日本大震災の津波被害の調査を受け、大阪府は現在、津波想定の見直しに着手しております。しかし、

本格的な防災計画の見直しは平成25年度末ごろになると聞いております。本市といたしましては、結果が出次第、津波に対するハザードマップの作成について検討したいと考えております。

また、災害時の民間事業者との協定につきましては、公共施設の避難所を補完することを目的として、現在、市内民間事業者や私学校などへ防災協定締結のお願いを順次行っております。民間事業者につきましては、さまざまな個別事情があることや、夜間に災害が発生した場合、受け入れ責任などの問題が生じることが予想されております。しかし、ぜひとも協定締結に至り、防災体制の強化を図ることを考えてまいります。

続きまして、防災マップの作成と自主防災組織の訓練についてのご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしました洪水ハザードマップのほかに、災害時の備えや心がけを記載しました「みんなの防災」という冊子を、以前、市民の方々に配布いたしております。議員ご指摘のとおり、市民の方々が日常防災の備えとして携帯できる防災マップや防災マニュアルの作成は、自主防災組織の活動を補助するものとして必要であると考えております。今後は自主防災組織の活動強化につながる市民にとってわかりやすいパンフレットの作成を心がけてまいります。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 学校耐震化のスピードアップについてのご質問にお答えいたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災では、多くの尊い命が奪われました。

今後、東南海・南海地震等が発生すれば、本市においても甚大な被害が想定されている中で、児童・生徒の生命を守り、安全を確保し、また、多くの地域住民の避難場所ともなる学校施設の耐震化を早急に取り組んでいく必要性については十分に認識いたしております。文部科学省は、5月24日、平成27年度までに全公立学校の耐震化を完了させることを目標とすると発表しました。現在、本市における学校耐震化率は、平成23年4月1日現在64.6%で、本年度は千里丘小学校体育館の耐震工事を既に着手しております。平成24年度以降で耐震化工事が必要な施設は、本年度実施設計を進めております第二中学校の体育館も含めまして、小・中学校合わせて10校22棟となります。今後は、今日の社会情勢にかんがみ、事業の進捗を早めていく必要があると考えております。

続きまして、質問番号4番、中学校給食の実施についてのご質問にお答えいたします。

大阪府におきまして、市町村が中学校給食を導入するに当たって、施設整備に係る費用について補助する旨が発表され、平成23年度から平成27年度までの5年間の債務負担行為が府議会において可決されました。現在、大阪府からは中学校給食導入促進事業補助制度の概要案が示されています。これによりますと、補助の基本的な考え方として、補助金の算定は、施設整備費を対象に国庫交付金を除く国庫対象外の部分で定率補助として2分の1、そのほか備品や消耗品などを定額補助として1,000万円、合わせて1校当たり1億500万円を上限として補助するものとなっています。

また、全中学校の導入を条件とし、中学

校給食を生きた教材として食育を進める観点から、全員喫食が望ましいなどとなっております。しかし、人的措置やランニングコストは補助対象外であり、財政面からいいますと大きな負担となります。育ち盛りの子どもたちにとって食事は大切なものであり、学校給食は単なる食べ物としての給食ではなく、教育の一環として位置付けられる意味を持つことから、どのような内容のものが望ましいのか、また、その反面、思春期を迎える中学生にとって、弁当は家庭とをつなぐ大切な役割を果たしているという教育的観点からも捨てがたく、中学生の子どもにとって給食はどのようにあるべきかという観点からも、さらに検討されるべきものと考えております。

しかし、一方で、東日本大震災により、文部科学省は平成27年度までに学校耐震化100%を目標に掲げ、交付金の大半を耐震化に充てていくものと想定され、給食調理場の整備に充てる交付金は厳しい状況であると推測いたします。そのようなことから、国の交付金が不交付となった場合には、イニシャルコストにおいても市負担が増大することになり、厳しい財政状況の中では何を優先して事業を行っていくかが市全体の課題と考えます。今後、国の交付金等の動向を慎重に見きわめ、他市の状況も参考にするとともに、大阪府との連絡調整を密にして情報収集に努めながら、今後5年間における中学校給食の導入について検討して判断してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号3、小・中学校での避難訓練など、防災にかかわる教育についてのご質問にお答えいたします。

災害発生時において、何よりも大切にすべきは、幼児・児童・生徒の命を守ることであり、そのための安全確保が最も重要であると考えております。教育委員会では、さまざまな災害発生時に備えて、避難訓練などを年間計画に位置付け、各施設で行っております。具体的には、全小・中学校及び幼稚園、保育所において、6月を安全月間とし、不審者侵入に対する避難訓練を実施いたしております。これは、大阪教育大学附属池田小学校の事件の翌年から継続しているものでございます。また、1月には地震及び火災に対応した避難訓練が平成7年の阪神・淡路大震災以降、毎年実施されております。この訓練において、消防本部の協力のもと消火訓練を行っている学校もございます。このほか、多くの小学校では、9月に台風などの風水害に対応した避難訓練を、さらに全幼稚園では年間を通してさまざまな災害に対応した避難訓練を実施いたしております。

また、保育所では、長時間にわたって子どもたちの生活の場となっているため、毎月1回いろいろな状況を想定して避難訓練を実施いたしております。このようにきめ細かに被害に対応する避難訓練を実施し、安全に対する意識の向上や非常時に落ちついて対応できる力をはぐくめるよう取り組んでおります。また、訓練の前後には、さまざまな災害により多大な被害が生じたことや人々の協力により人命が守られたことに触れるなどして、命の尊さについても幼児・児童・生徒が日ごろから意識できるよう配慮しているところでございます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 大阪モノレール南摂津駅の交番設置について、ご答弁申し上げます。

す。

平成22年中に発生いたしました摂津市内の犯罪のうち、刑法犯は1,098件で、本年3月末現在の対前年比506件、32%の減となっております。このうち侵入盗は107件で、対前年比19件、22%の増となっております。ひったくり、自転車盗難などの街頭犯罪は592件で、対前年比は344件、37%の減となっております。

現在、市内には6か所の交番が設置されており、ご質問の南摂津駅前には鳥飼西交番の管轄となっておりますが、平成9年8月のモノレール駅開業以降、利用者も増えておりますことから、従前より駅前に交番を設置してはとのご意見をいただいております。市といたしましても、機会あるごとに駅前の交番設置を摂津警察に要望してまいりましたが、交番の増設につきましては、大阪府下における犯罪発生状況や交番配置の地理的バランスなどを総合的に勘案する必要があり、現状では増設は難しいとの回答をいただいております。摂津警察署では、南摂津駅周辺でのパトカー等による夜間警戒や警察官によるパトロールなど、犯罪防止に日々ご尽力をいただいているところでありますが、安心・安全のまちづくりに向けて、今後も引き続き交番の設置について要望をしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1の(1)被災者支援システムの導入についてであります。

ただいま、今後検討するとの前向きなご答弁をいただきました。東日本大震災を期に、このシステムの導入・運用を訴えさせていただいております。震災後に同システ

ムを導入した宮城県山元町では、システム導入により罹災証明がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に9割に上っています。同町保健福祉課によると、「一度情報を登録してしまえば、一元管理により義援金の支給などについても再度申請の手続きは要らない。行政にとっても住民にとっても助かる」と、罹災証明書だけではなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等においても同システムが効果を発揮していることを語っています。

高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、職員が立ち上げ、運用すれば、コストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも、20万から約50万弱程度です。新たな設備としては特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できると聞いております。先般も国会の参議院予算委員会で、公明党の山本香苗議員が、片山総務相にシステム導入の申し入れを行いました。総務相も「改めて注意喚起し、地方議会にも勧めたい」と答弁をしました。今後も市民を守るため、財源等の問題もありますが、導入に向けて検討していただきますよう強く要望いたします。

1の(2)洪水ハザードマップの見直しについてです。

ただいま、ご答弁いただき、ありがとうございました。災害に備えるために、自分の命は自分で守るという自助、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の意識を高め、災害発生時には隣近所や自治会はもちろん、避難先のビル・マンションにも協力をお願いしたいと思います。そのために市としては、災害対策推進条例に基づき、選定・契約を精力的に行っていただきたいと願うものです。そして、洪水ハザードマ

ップについては、ご答弁にもありましたが、もう少しわかりやすく見やすいものへと手を加えていただければと思います。先日も他市から転入された方が、このマップを見て感嘆をされていました。一人でも多くの市民の方に確認ができ、また有効に活用できるよう、このすばらしい洪水ハザードマップの周知徹底をお願いしたいと思います。これは要望といたします。

1の(3)防災マップ・防災マニュアルの作成についてであります。

ご答弁ありがとうございました。もう1点、高齢者の避難についてです。今、高齢化率は、日本は世界に例を見ない速度で進んでいます。総人口が減少する中、高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、2067年には国民の5人に2人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計をされております。今回の大地震で、高齢社会に対応した情報伝達網の問題が浮き彫りになりました。行政は、こうした人たちへの丁寧で内容が充実した情報発信を創意工夫する必要があります。情報のおくれば避難のおくれにつながります。特に昼間、独居老人になる方が多いのです。高齢者の地域社会での孤立が深刻になっていると「2010年高齢者白書」にもありました。防災マップの徹底とともに、高齢者に対しては隣近所の助け合いがますます不可欠となります。個人情報保護法など難しい問題もありますが、何としても命を守るために、町内会、自治会、民生委員、NPO、ボランティア団体などが密に連携し合い、きめ細かくサポートしていく必要があります。地域で掌握をし、具体的にだれがだれを連れていくと決め、災害時などでは声をかけてお互いに助け合わなければなりません。

そして、今後、災害弱者と言われる要援護者への踏み込んだ支援体制も検討する必要があります。また、災害時に備えたシミュレーションを、個人や家庭、地域社会でふだんからしておくことも重要です。これは提案ではありますが、大学の教授など、専門分野の講師を招き、例えば「水害と安全」とか、また「マイホームの耐震化」などの市民講座を検討してはどうでしょうか。市としてのお考えをお聞かせください。

2、学校の耐震化の促進についてです。

ご答弁では、事業の進捗を進めていく必要があるとのことでした。公立学校施設は、大規模地震や、また豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担っています。このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集または発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。地域住民の安全で安心な避難生活を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の強化も不可欠であると申し上げ、耐震化率100%を目指し、スピードアップを図っていただきたいと願うものです。ここで、教育委員会として耐震化にかける熱い思いをお聞かせください。

3 番目、子どもの防災教育について。

ただいまご答弁をいただきました。さまざまな角度からの取り組みに対して高く評価をいたします。

東京都練馬区では、有志の団体が「子どもに防災を教えるのは、親しみやすいキャラクターに託し、同時に体を使って覚えさせることが大切」と強調しています。例えば、落下物から頭を守ることは「ダンゴムシになって」と教える。火災の避難時、姿

勢を低く保つことを説明するため、白い布を煙に見立てて、子どもたちに頭上にかざし、「イモムシになって」としゃがませるなど、わかりやすさを心がけているといいます。

また、東日本大震災では、防災教育の重要性が改めて浮き彫りになりました。岩手県釜石市では、以前から行っていた防災教育により、市内の小・中学生のほぼ全員が無事だったと聞きました。死者、行方不明者が1,239人、その中で小・中学生約3,000人のうち99.8%が難を逃れ、「釜石の奇跡」と呼ばれています。それは、同市では2005年より防災教育に取り組み、結果的には子どもを通じて家庭や地域社会への防災意識の向上につながり、生徒の親で亡くなった人数も少ないという結果が報告されています。今回は想定外の災害でありましたが、これからも起こり得ることです。教育委員会として何か考えて工夫されていることがありましたらお聞かせください。

4 点目、中学校給食の実施について。

今、ご答弁で、中学校給食も必要だが、学校耐震化のほうが優先順位は上だと聞こえました。中学校の給食の導入については、多くの保護者の方からのお声があります。今、共働きでお弁当をつくれないう状況にある家庭もあります。私は、数年前から専業主婦のお母さんからも要望されています。ある報道によりますと、女子中学生の100人に2人が摂食障害と推計されることがわかったとのこと。ある医師は、「予備軍はこの数倍はいるだろう。ダイエットをよしとする風潮が子どもを危険にさらしている可能性もある」と指摘をしています。私は、給食の実施がこの問題解決のきっかけになればと思います。

今、大きな流れで給食導入に踏み切る自治体が多くなっています。大阪府池田市では、昼食だけでなく朝食を含めた池田方式を検討されています。どうか勇気ある英断で、一日も早い中学校の給食実施を強く要望するものです。

5点目、大阪モノレール南摂津駅に交番所を設置することについて。

今、ご答弁にありましたが、交番所は必要だと認識をされていると理解いたしました。ただ、交番所の設置にはさまざまな規定があり、難しい点もあるため、思うようにいかないのが現実です。どうか市民の目線に立って、駅前での事故、犯罪等の抑止力のためにも、ぜひ大阪府警や摂津警察にさらに強く要望していただきたいと思います。安心のシンボルとして、また、犯罪件数の減少のためにも、駅前に交番所の設置を重ねて強く要望いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 高齢者の避難支援についてのご質問にお答えいたします。

摂津市地域防災計画において、被災されました高齢者、障害者、その他の災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ的確な対応を実施することとなっております。現在、災害時要援護者として想定されますひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、介護保険におきます要介護認定者、障害のある方々等を対象といたしまして、災害時要援護者避難支援プランを、保健福祉部と連携し協議を進めており、早急に作成できるよう努めてまいります。このプランにつきましては、災害時要援護者が行える自助、近隣や地域の共助を基本に、公助として災

害時要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目指して作成してまいります。

次に、市民講座の実施についてですが、東日本大震災の発生後、さまざまな団体により防災に対する出前講座の依頼が寄せられ、市民の防災意識が高くなってきております。この意識を高い状態のまま維持していくことは重要であり、専門家などに講演を依頼するなど、防災を考える機会を増やしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 続いて、教育総務部長。

○登阪教育総務部長 学校耐震化についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災におきましては、耐震化されていた学校施設が児童・生徒の命を守っただけではなく、地域住民の避難所としても大きな機能を果たしていることから、学校施設の安全性の確保が極めて重要であると再認識し、教育委員会といたしましても、一刻も早くすべての学校を耐震化することが喫緊の課題であると考えております。大変厳しい財政状況ではありますが、今後の国の動向も見きわめ、また、交付金制度をより有効に活用しながら、学校耐震化を最優先の課題とし、100%耐震化を目指してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 東日本大震災を契機に、想定外の地震に対応するため、今後の防災教育で工夫できる点についてご質問でございますが、多くの犠牲者を出しました東日本大震災は、まさにこれまで経験したことのない大規模な地震や津波であり、現在、本市の小・中学校や幼稚園、保育所などで行っている避難訓練がそのような事態にも対応できているか、いま一度検証が必要であ

ろうと認識いたしております。今後は、これまで想定してきた以上のレベルで学校などにおける防災を考えるとともに、突然の事態発生で混乱に陥りそうな状況のときに、その対応方法を忘れないという日ごろからの教育が一層重要であると考えております。これまで繰り返し訓練を行ってまいりましたが、議員ご指摘のとおり、災害時に行うことをより具体的に指導していくことが重要であると考えております。災害対応マニュアルの見直しを図るとともに、よりインパクトがあり、わかりやすい項目を整理し、どのように幼児・児童・生徒に対して啓発を行っていくか、さまざまな実践事例をもとに早急に検討をしてまいります。

○藤浦雅彦議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、3回目の質問です。すべて要望いたします。

1の(3)防災マップ・防災マニュアルの作成についてですが、どうか災害に強いまちづくりに全力で取り組んでいただくよう要望いたします。

2点目の学校の耐震化の促進についてですが、力強いご答弁をいただきました。子どもの安全、また安心を守るため、一日も早い耐震化100%実現に向け、強く要望いたします。

次に、子どもの防災教育についてであります。今後とも子どもの安全を守るため、本市の実情に合った防災教育を全力で取り組んでいただきますことを要望いたします。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 川端議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災においてお亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈りいたします。そしてまた、今なお避難生活を余儀なくされております皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧・復興を願うものであります。

私の今回の質問は、先の大津波におきまして福島の原子力発電所が被害を受け、今なお停止状態にあります。そして、その影響で日本全国にあります原子力発電所の再稼働が危惧されております。そういった中で関西電力管内でも節電要請があり、そして、摂津市でもいち早くこの節電に取り組んだということでもあります。

そして、質問の1番として「セッツ電隊」の取り組み内容について、お聞かせいただきたいと思います。

この取り組みにつきましては、6月8日の新聞に、摂津市はセッツ電隊を発足させたという記事が掲載されました。その後も毎週のように新聞記事に掲載されております。私の記憶するところでは3回以上掲載されているのではないかなと思っています。特に、摂津市と節電をかけた「セッツ電隊」というネーミングも受けた要因だと感じますし、いち早く取り組んだということも注目を浴びた要因ではないかなというふうに思っています。私自身もこの取り組みは大いに評価するものでありますし、今回の質問は、この取り組みが、より着実な成果が得られるような観点からお尋ねいたします。

まず初めに、セッツ電隊の取り組み体制や見回り時間等々の詳細についてお聞かせをいただきたいと思います。また、達成目標値等々、具体的な数値についてもお聞かせいただければというふうに思っています。

そして、ユニフォームみたいなものがあるというふうに伺っておりますが、どのような格好でされるのかなというふうにお聞かせをいただきたいと思います。

発足から日にちがたちまして、新聞等々で内容がわかりつつありますけれども、改めてこの場でお聞きしておきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の、第4次摂津市総合計画の実施計画の策定について、お尋ねいたします。

第4次の摂津市総合計画の基本構想、基本計画につきましては、先の議会で承認されております。現在、実施計画を策定中であると思いますが、その進捗についてお伺いたします。現在までの進捗状況と完成のめどについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、3点目、安威川以南地域のコミュニティ施設について、お尋ねいたします。

まず最初に、昨年オープンしました阪急摂津市駅前のコミュニティプラザの利用状況についてお尋ねいたします。このコミュニティプラザは、市民活動の拠点として整備されまして、ほぼ1年を経過しております。現在の利用状況と当初の目的に対し、どのような結果となっているのかをお聞かせください。

また、安威川以南地域のコミュニティ整備につきましては、過去、鳥飼地区の自治連合会、そして鳥飼地区の福祉委員会と、連名で要望書が出されたと伺っておりますし、第4次総合計画の中にも「安威川以南地域のコミュニティ活動拠点を整備します」と、きっちりと記されております。このことについての現在までの取り組み内容と今後の方向性について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 「セッツ電隊」の取り組み内容についてのご質問にお答えいたします。

セッツ電隊の体制であります。6月13日に、各課の代表1名と防災管財課の職員で節電状況をチェックするセッツ電隊を結成いたしました。チェック内容でございますが、12項目ございます。お問いの項目と併せて時間帯についてもご答弁させていただきます。

1点目、毎週水曜日のノー残業デーが実施できているか、2点目、冷房設定温度28度が守られているか、3点目、退庁時にカーテンやブラインドが閉められているか、4点目、残業する際は最小限の照明で実施できているか、5点目、短時間席を離れる場合は、パソコンを休止モードにしているか、6点目、2時間以上席を離れる場合はパソコンの電源が切られているか、7点目、退庁時にはパソコンのコンセントは抜かれているか、8点目、エレベーターの利用を控え、階段を利用できているか、9点目、使用時以外のトイレの照明の消灯はできているか、10点目、使用時以外、テレビのコンセントは抜かれているか、11点目、昼休みの室内照明は消されているか、12点目、退庁時、可能な限りコンセントは抜かれているかを、毎日1回以上チェックするものでございます。

また、その他の節電対策といたしましては、業務遂行に支障のない蛍光灯は外し、庁舎新館上部の市章及び摂津市の照明を消灯し、昨年に引き続きグリーンカーテンを実施いたしております。

達成目標でございますが、市庁舎での電

気使用量を、前年度同月より15%の削減を目標とし、節電対策を全庁的に職員が一丸となって取り組むものがございます。

なお、セッツ電隊は、現在、私がつけておりますこの腕章をつけて見守りを行っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 第4次摂津市総合計画実施計画策定についてのご質問にお答えいたします。

第4次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成しております。基本構想、基本計画につきましては、平成23年2月に策定し、公表したところでございますが、実施計画は、基本計画の施策を具体的にどのように実現していくのかという事業展開の方法を示すものであり、現在、策定作業に取り組んでおります。

第4次総合計画は、目標達成と成果を重視しており、実施計画も、その特徴を踏まえ、このたび考え方や構成を一新したことから、6月初旬に管理職員に対する説明会を行い、全庁的な周知を図ってまいりました。現在は、平成24年度の予算編成に向けた実施計画を担当課において作成している状況でございます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 安威川以南地域のコミュニティ施設整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、コミュニティプラザの平成22年度の利用状況についてでございますが、昨年7月のオープンから今年3月までの9か月間、主な会議室等の1日単位での稼働率を月平均で申し上げますと、120人収容できますコンベンションホール1が

57%、16人から36人まで収容できます会議室1から6は45から63%の稼働率となっております。そのほかフローリング仕様の研修室及び健康増進ルーム等の4部屋は45%から、人気がある部屋では73%までに達しております。また、全体の利用者数は、9か月間で延べ4万8,000人となっております。

最近の利用状況は、各種市民団体による定期的な利用のほか、舞台発表や展示、イベントなども開催されており、市主催の講座などとともに施設の特徴に合った多彩な活動が展開されるようになってきたところであります。

安威川以南におけるコミュニティ施設の整備につきましては、コミュニティプラザの稼働率が上昇してきた状況の中で、さらに利用形態を詳しく調べ、施設の機能、設備、運営などを総合的に検討する資料としてまとめてまいります。その上で、今後、ワーキンググループのような形での庁内組織を設け、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の「セッツ電隊」の取り組みについてということでございますが、目標が15%ということでございます。この15%というのを数字に直すと、電力換算値で何キロワットになるかということをお聞かせいただきたいと思います。やはり数字で明確に目標を示さないと達成ができないんじゃないかなと思っていますので、15%は何キロワットに該当するのかということをお聞かせください。

また、今回の節電の趣旨は、ピーク時間帯、とりわけ13時から16時の昼間の電

力量を下げるというのがねらいでありますので、摂津市ではそのピーク時間帯にどのような取り組みをされるのかなということをお聞かせいただきたい。

ちなみに、昨年度、関西電力管内のピーク電力発生時間帯は、平成22年8月19日の13時から16時ということで、新聞等々で報告されておりますけれども、摂津市は、昨年は何月何日の何時の時間帯がピークであったのかをつかんでおられるのかということが非常に疑問視されるわけですが、実は、最近スマートメーターというものが関電のほうから非常に言われてまして、家庭の電力使用量が関西電力に送られて、データがすぐ分析されるというような仕組みを、今、提唱されていますし、摂津市がそういうスマートメーターというか、そういう取り組みについてどうされているのかと。それがあれば、さっき私が言ったような数字が明確に出るんじゃないかなと思っていますし、実は、私も摂津市の電力使用量がどうなのかなと思って、毎正時記録しに行こうと思っておったんですけれども、いざ担当者に聞いたら、もう先週から毎正時記録していますという報告があったので、非常にスピーディーな対応がされているなと感じたんですけれども、小まめな対応も必要ですし、そういういろんな情報提供のツールがあるのであれば、使うことも一つではないかなと思っていますので、それについての見解をお聞かせいただきたいと思っています。

次に、第4次摂津市総合計画実施計画策定についてでございますけれども、今、その策定に向けて取り組んでおるんだということでございましたし、今、23年度ですよ。22年度に総合計画が策定されて、本来23年度から実施計画をスタートすべ

きなんですけども、この3月に承認された結果を受けて、今、策定中で、24年度から実施計画に乗った形で政策を推進していくというようなお答えでございましたけども、この総合計画は、今までと若干違った計画になっているというふうに聞いておるんですけども、担当部長として、この計画の位置付けをどう見られているのかが非常に重要になってくるので、その辺の考え方をお聞かせくださいということと、管理職説明会をされたということでありましたけども、管理職の方にこの総合計画の実施計画にかける思いを語ったと思うんですけれども、それを我々議員にもきっちり報告していただきたいという思いがありますので、その管理職説明会でこの実施計画の位置付けというものをどういう観点で説明されたのか、そして、管理職がどう受けとめたか、感触があればお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、安威川以南地区のコミュニティ施設ということで、現在のコミプラの利用状況の説明がありました。数字で最高で73%の利用率であるということでありました。多彩な活動が展開されてきているということでもありますけども、設立当初の目的からして、このコミプラの今の利用状況、活用状況はどうかというのが大事であって、この目的に沿った使い方がされていますかということなんですけども、市民から見たときに、なかなかこの数字だけでは見えにくいというか、わかりづらいという気がいたします。

昨日、私はコミプラに行って、実際の状況を確認してきたんですけれども、いろんな文化系の団体とか、スポーツ系というか体育会系の団体とか、いろいろ講座内容を書いてありましたけども、たまたまそこに

障害者の会の皆さんがおって、非常に来づらいというか、使いにくいという声もあったんですね。やはり使っている人の評価、あるいはまだ使ったことのない人の評価、市民がコミプラに対する評価をどうされているのかをきっちりつかむ必要があると思うんですけれども、これはマーケティングというんですけれども、そのマーケティングをきっちりやっているのかということも含めて、いろんな検討をされるということでございましたけれども、そういったこともどう考えているのかということと、設立当初の目的に対してどういう状況になっているかというのをお聞かせいただきたいと思っています。

次に、安威川以南地区のコミュニティ施設についてでございますけれども、ワーキンググループのようなものをつくり、検討していくということでございました。場所は、南摂津駅周辺につくるということは以前に議会でも答弁がありました。つくる時期については明確でないんですけれども、ただ、この第4次の摂津市の総合計画の中には「安威川以南地域のコミュニティ活動拠点を整備します」と記されているわけですよ。やはり記された以上は、第4次の総合計画は10年計画なので10年以内にはつくるということになると思うんですけれども、この実施計画の重みというものをどう受けとめておられるのかということで答弁をお願いいたします。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 使用電力量の具体的な削減量でございますが、ちなみに前年度8月の市庁舎の使用量は約20万8,000キロワットでございます。15%減らす目標で

ございますので、削減使用量は約3万1,000キロワットになります。

次に、具体的な節電内容でございますが、セッツ電隊の徹底した節電チェックと業務遂行に支障のない蛍光灯外し、毎週水曜日のノー残業デーを徹底することで、約15%の削減を目標とし、節電に取り組んでまいりたいと考えております。

ピーク時間帯における節電対策でございますが、電力事業者より7月1日から9月22日までの平日の9時から20時において15%程度の節電の依頼を受けております。本市におきまして、特にピーク時間帯でございます13時から16時の重点的な節電対策といたしまして、我々は事務系事業所でございますので、一番大きな電力を消費しますのは冷房設備でございます。セッツ電隊で設定温度28度が守られているかということ、小まめなチェック体制を徹底してやってまいりたいと思います。

それから、ピーク時間帯ということでございましたが、昨年までつけておりますメーターが、時間測定できるものではございませんでしたので、そのデータはございませんが、自動的に関西電力に報告されるメーターということでございますので、今後、その消費量を時間ごとにつかまえていきたいというふうに考えております。

従来の電力量を機械的に計測するアナログのデータを表示するだけの機能しか持たない電力計から、メーターに内蔵されたマイクロコンピュータを経由してエリアネットワークを管理できるスマートメーターの設置については、電気業者と協議をし、大容量の電力を消費する製造業事業所では効果を上げておりますが、我々のような事務系事業所においてもどの程度機能するのかということ、ともども研究してまいり

たいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、実施計画策定のための管理職員への説明会のときの内容等々につきまして、お答え申し上げます。

実施計画とは、総合計画の基本構想及び基本計画の目標を達成するため、直近の3か年の事業展開の方法を具体的に示すものであります。つまり、直近の社会情勢の変化や事業の有効性を判断し、基本構想及び基本計画の目標を達成するための事業を迅速に修正・実施するために策定する計画であります。

行財政運営において大事なことは、市民が何を求め、どうあればよいのかをしっかりとリサーチして、まちづくりの目標を立て、その実現に向かって実施すべきことを計画し、実行していくことであります。そこで、実施計画は予算編成の骨格を示すものとして、また、予算は目標を達成するための動力として位置付け、実施計画に基づいて、有効的・効率的に予算編成を行う仕組みを構築してまいりたいと考えております。

そのため、新しい実施計画は、従来、予算編成後としていた策定期間を変更いたしました。予算編成前に策定することといたしました。計画の構成につきましては、総合計画に示す50の施策それぞれに掲げる目標の実現に向けて、いつまでに何をするのかという道筋を明確にし、進行状況を管理できる行程表とするとともに、目標と事業の展開を明確にしております。また、事業の実施責任者を明確にし、職員一人ひとりが本市のまちづくりのどこを担っているのか、組織やみずからの使命を意識することができるものとしてまいりたいと考えております。さらに、次年度以降は、評価・検証・改善を加え、実施計画をマネジ

メントシステムとして機能させることで、全職員が本市の目指す方向性や目標を共有できるように導いてまいりたいと考えております。

この第4次総合計画は、これまでのどの計画よりも多くの市民参加、多くの職員参加によって策定された計画でございます。このため、これまで以上に全力をあげて推進に取り組んでまいりたいと考えております。このことにつきましては、全管理職員も十分心しておくべきことと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 コミュニティプラザには、会議室のほか、調理実習室、工作室、軽い体操やダンスなどに利用できる部屋を設けており、子どもから成人の方、そして高齢の方まで多くの方が利用されておられます。乳幼児の利用を想定した絵本ルームや子どもルームでは、子育て教室などが盛んに開催されており、コミュニティプラザ自体が保健センターや男女共同参画センター、シルバー人材センターなどの複合施設として、さらに当初の目的である市民活動の拠点としての機能を徐々に発揮してきたものと見ております。今後とも市民による自主事業の開催とともに、コミュニティプラザからにぎわいが創出されてまいりますように、先ほどありましたマーケティングというようなことで、利用市民のニーズをとらえながら、アンケート等も実施しながら施設の運営に努めてまいりたいと考えております。

安威川以南地域におけますコミュニティ活動拠点の整備につきましては、平成32年度を目標年次とした総合計画において、重点的な施策の取り組みが続けられていることはご存じのとおりでございます。既に

選定しております用地におきまして、施設に求められる機能やコンセプトの整理を図り、厳しい財政状況のもとではありますが、施設整備とともに維持管理運営に対する経費につきましても検討してまいり、今後、計画的に取り組んでいくべき課題と認識しております。

○藤浦雅彦議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目をさせていただきます。

「セッツ電隊」の取り組みということでありましたし、今、具体的な数字も報告がありました。昨年の8月度から比較して15%ということだと、昨年の8月が20万8,000キロワット、その15%ということで3万1,000キロワットを削減しますということでした。この20万8,000キロワットを744で割ると、1時間当たり279キロワットなんです。これが24時間平等に使った場合が279。そやけど、実際は8時ぐらいから6時ぐらいまでが電力の使用量が増えてくると思うんですけども、これを10時間で換算しますと、10時間掛ける実際の役所の開業日が20日としますと、200で割ると約1,040ぐらいになるんですかね。だから、最大電力が幾らになるかというのがこれでわかるんですけども、実際はメーターがあればすぐわかるんですけども、きょうは6月28日です。6月8日、10日前後から始めて、もう半月たちましたよね。だから、昨年の6月と比較して半月経過したわけですから、実際は15%削減であれば半分の7%が削減されてなかったら目標達成にならないんですよ。だから、6月30日になって7%削減してなかったら、これは達成できていないんです。だから、それを毎日毎日チェックされています

かということと、毎週でもその数値を報告してもらっていますかということが大事なんです。ですから、市長が15%削減しますと宣言して、そして総務部長に「総務部長、頼む、15%をやってくれ」と期待されて役割をもらっておるわけですけども、実際それを達成するかどうかは総務部長にかかっておるわけですけども、その達成する意欲というものがあのかということが大事なので、それが担当部課長、メンバーにも伝わっていきますので、この15%というこだわりを達成するように、ぜひ取り組んでほしいということと、やはりその数値目標をみんなが共有化しないとだめなんです。ですから、この3万1,000キロワット、30日間で減るわけですけども、来月7月の使用量が20万に30日でなりますよね。15%削減すると、毎月15%減った数字を、最終的に15%になるんですけども、グラフにするとかね。

実は、きょう役所に入ってきたんですけども、入口に「摂津市では節電に取り組んでおります。協力をお願いします」と、小さいポスターみたいなのがあったんですけども、もっともっと私は、摂津市は摂津市民に対しても、役所に来られる人に対してもPR、やっていますということを知ってもらわないとだめなんじゃないかなと思っています。

先ほど、腕章を見せてもらいましたが、その腕章もきっちり皆さんに、市に来庁される方がわかりやすいようにどこかに掲示するとか、摂津市が取り組んでおることと、やっぱり市民に協力してもらわないとだめなので、その協力が得られるような仕組みづくりも必要ではないかなと思っています。

電光掲示板を見たんですけども、電光

掲示板にはすぐに流れていました。「摂津市では節電に取り組んでおります。ご協力をお願いします」ということで、フロアを見たんですけど、フロアになかったので、やはり来庁される方にきっちりとわかるように、ぜひお願いしたいと思っています。これは要望としておきます。

2点目の実施計画とコミプラの件は一緒に聞かせていただきますけども、要は、実施計画をつくり上げて、その計画に基づいて実行するということが非常に大事なので、今、市長公室長のほうから力強い答弁がありましたけども、やはり以南地域のコミュニティ施設につきましては、生活環境部長がこれは全責任を持ってやることになると思うんですけども、やはりこのことを第4次の総合計画の中に記されたということが大事なことです。この総合計画の重みというのは、今、市長公室長のほうから、これは今までの総合計画とは違うんだと、いろんな方の市民の意見を集約して、この1冊の計画ができ上がっておるわけですよ。ここには市民の皆さんが汗をかいて知恵を出してくれたいろんな思いが詰まっています。これをむげにするわけにはいかないんです。だから、ここに書かれたことはきっちりと守ると、実施するんだという強い意気込みが必要だと思います。私は答弁を求めませんけども、要は結果がどう出るかだけなんですよね。このことについて、やはりここに書かれた以上、そして、この実施計画をつくる以上は、やはり市民の熱い思いというものをきっちり受けとめて、ぜひ実施計画をつくっていただきたい。なかなか実施計画ができてこなかったのも、もうつくるのをやめたのかなと思っていましたけども、今の答弁では、近々つくって我々に示していただくということでございます

ので、その実施計画に大いに期待したいと思っています。

そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、3月11日に発生をしました東日本大震災におきまして、被災地で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。そしてまた、一日も早い復興を願ってやまないものでもございます。そして、不眠不休で救助活動に当たられた緊急消防援助隊、水道部、保健師、ボランティアの方々など、支援活動に従事された関係各位、救助活動に当たられている関係各位の方々のご努力に心から敬意を表したいと思います。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、自然災害発生時における緊急避難について、お尋ねします。

自然災害発生時において、避難勧告が出たときや、住居が浸水・倒壊するなどの災害が発生したときに避難する避難所として、小・中学校、体育館、公民館、スポーツセンター、図書館などの28か所が本市では指定をされております。現在、避難勧告が出たときには、避難所に近い職員が駆けつけて指揮等を行い、その後に市役所から無線設備等を配備する体制になっていると認識しておりますが、自然災害発生時には、橋梁区間を含めた一般道路の寸断や、固定電話、携帯電話にかかわらず電話がつながりにくくなりますし、通信設備に損傷があ

れば不通になることが十分想定をされます。

3月11日の東北地方太平洋沖地震では6日間、1995年の阪神・淡路大震災では5日間も通信ふくそうが続いたとの報道もございました。避難所と対策本部や関係部署等との通信においては、避難所の状況報告や非常食の要請等、多くの情報提供、情報収集などを迅速かつ的確に行い合う必要があります、固定電話、携帯電話が使用困難な状況が十分想定される中におきましては、無線が重要な役割を果たすと思います。台風発生時には、避難を要するか要しないかの判断などは、行政も地域の方も一定の時間内で想定かと思いますが、地震の予知は極めて困難であると思いますし、発生時の避難においては1分1秒の時間が極めて大切でありますので、避難所に指定しているところにつきましては、常日ごろから防災無線を配備しておくべきと思いますが、本市としてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

2番目、市役所庁舎の自転車置き場の整備について、お尋ねします。

市民の方々の来庁や職員の方などが自転車に乗ってこられ、市役所庁舎内の駐輪場にとめられています。特に天候のよい日は、庁舎本館北側の壁面や、本館北側の上屋のある駐輪場におきましても、多くの駐輪が見受けられ、昼間では数台整理しないと出し入れできない日も多くあります。また、市民の方々が駐輪される西別館の西側・北側の来庁者用自転車置き場におきましても、多くの自転車がとめられております。先日、3日間ほど駐輪台数を数えてみましたが、平均ではございますけれども、西別館の西側で約35台、西別館北側で25台、本館北側壁面で約110台、本館の北側上屋のあるところで90台、本館の東側で約18

台、合計278台の駐輪となっております。どの駐輪場も満車状態でもございました。また、西別館西側の来庁者用自転車置き場が超満車状態でしたので、西別館の壁側にも駐輪されており、自転車間での通行スペースが少ない状態や、数台移動して自転車を出し入れされていることも数回見受けられました。市民の方々などが気持ちよく来庁できる環境づくりも必要ですので、来庁者用自転車置き場の拡充も考えていかなければいけないと思います。職員が駐輪している庁舎本館北側におきましては、エコ通勤の勧奨や近畿自動車道高架下の職員駐車場の料金改定などにより、自転車通勤が現状より増えることが想定されますので、庁舎敷地内の環境工事のことも含め、駐輪場の改善が必要と思いますが、本市の考え方についてお尋ねいたします。

市民税の減免について、お尋ねいたします。

市民税は法人と個人があり、法人は、事業年度内で会社を置いている自治体に、個人は、その年の1月1日現在で居住実態のある市町村に納付することとなっております。個人市民税の納付する税額は、前年の1月から12月において一定額以上の所得がある方に所得に応じて計算される所得割と、一定額以上の所得がある方に一律の額により課税される均等割の合算額であり、確定申告、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から職権で税額を決定する仕組みとなっており、前年の所得に応じて課税されるため、当年の収入額に関係なく課税または納付することも一定考えておかなければいけないと思います。

その一方で、地方税法第323条におきまして、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができ

るとあります。この法律に基づいて、近くでは吹田市が市税条例並びに市税条例施行規則におきまして、失業者で前年の合計所得額に比して2分の1以上減少した者、天災、疾病、盗難等の事由により多額の出費を要した者、納税者の死亡により市民税の納税義務を承継した場合において、当該納税義務承継者の当該年中の合計所得見積額が400万円以下で、かつ死亡した納税者の前年の合計所得額が600万円以下のとき等々で減免できるとされております。

本市におきましては、生活保護法の規定による保護を受ける者、被爆者健康手帳の交付を受けている者、税納付が著しく困難であると認められる場合等々とされております。個人市民税は、住民にとって身近な仕事の費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格を持っていることも一定の理解はいたしますが、1月1日以降で、納税者の死亡などにより悲しみを持ちつつ、厳しい社会状況の中で残された家族で生活をしなければならなくなり、その中の納税は非常に困難となることがあると思います。このような場合など、減免範囲の拡充をして対応すべきではないかと思いますが、本市はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、4番目でございますが、市民への情報提供について、(1)広報せつつの発行について、お尋ねをいたします。

広報せつつにつきましては、毎月1日と15日の2回発行しております。1日号は、自治会をはじめ、地域で行っている環境美化活動、サマーフェスティバルの取り組みや公民館などの催しなどを掲載して、平成21年度から全戸配布ということで、8ページの4万5,000部を発行。15日号は、催し情報や会員募集などを掲載し、自

治会などを通しての配布で、4ページの約3万2,000部を発行されており、1日号と15日号の単独掲載をする記事や、また、連続掲載した記事もあり、市政情報、市内各種団体の催しや活動内容などの情報発信を行い、行政と市民のパイプ役にもなっていると思います。第4次行財政改革における発行回数を月1回へのことにつきまして、今後の発行の考え方や方向性についてお尋ねをしたいと思います。

5番目、自然エネルギー機器設置への補助について、お尋ねをします。

自然エネルギーは、自然界で起こっている現象から取り出すことができるとされ、代表的なものとして、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱、火力、温度差、小規模の水力などがありますが、その中で、本市の地形等を考えれば、太陽光、太陽熱、バイオマス、小規模の水力などであるのかなというふうに思います。これまでも太陽光をはじめ、環境に配慮した発電として一定の関心がありましたが、東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故以来、自然エネルギーへの関心がかなり高まっていると言われておりますし、最近では自然エネルギーにシフトしていこうと、いわゆる「エネシフジャパン」との組織が、平成23年6月26日現在ではありますが、国会議員、学者、文化人、ジャーナリスト、市民運動家、事業家などの計100名が呼びかけ人として勉強会をされております。太陽光発電一つを見ましても、メーカー間の競争によって性能向上と低価格化や施工技術の普及も進み、運用と保守の経費は安価となってきたものの、工事費は一戸建てで約二、三百万円もの高価なものですし、場合によっては周辺電装品の交換も必要で、売電による買い取りもありますが、設置への

費用面が大きな問題になっていると聞いております。大阪府下の8市町が補助金を出していると思いますが、本市で設置する場合には、現在の補助金は国の16万8,000円のみでございます。本年度の重要施策の一つに環境とありますし、太陽光発電をはじめとする自然エネルギー機器設置を促進する方向にシフトしていくと思いますので、本市につきましても補助金制度を導入すべきであると思いますが、お考えについてお尋ねをしたいと思います。

6、摂津市民マラソンコースについて、お尋ねをします。

摂津市民マラソンの開催場所は、平成20年度より淀川河川敷へ戻されて、本年2月6日に開催された第31回摂津市民マラソン大会は、天候にも恵まれ、718名の参加があり、その様子を広報せつつ2月15日号にも掲載されていきました。私も過去数回、コース横で応援に行ったりしていますが、参加者増加を感じる一つではありますが、年々迫力といえますか、記録をねらう方や、走るのが好きで完走を目指す方など、多くの方が楽しんでいるのを感じております。その一方で、淀川河川敷と場所的な要因が大きいと思いますが、一般の応援が少ないとも感じました。参加者と応援者がより一体となったマラソン大会に向けて、安全面や交通規制等、多くの課題はあるかと思いますが、市街地をコース設定にされてもよいのではないのでしょうか。市街地コースであれば、テレビ等でも見られるように、家の窓から、あるいは一般通行者からも応援があり、参加者にもさらに楽しんでもいただけるのではと思います。より市民に親しまれる大会になるよう、現在の河川敷から市街地を走るコースに変更できないものか、考え方についてお尋ねをしたいと思います。

います。

以上で1回目の質問といたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 自然災害発生時における緊急避難についてのご質問にお答えします。

現避難所への防災無線の配備については、現在、災害時に被害を受け、また、受けるおそれがある場合、応急生活をするための場所として28か所の避難所を指定しております。そのうち2スポーツセンター、10小学校では、屋外拡声装置にて避難等を要請するための防災無線システムを導入しております。また、市所有の一部の車両にも防災無線を配備しております。この無線は、昭和63年に導入したものであり、現在も機能としては全く問題なく稼働しております。市役所に指令局設備を設置し、現在有している固定局のみならず、半固定局として避難所に配備するもの、車載局として移動可能なものなど、情報、指令、履歴、通信記録、伝言記録など、より多機能なものが出てきており、今回の東日本大震災の状況、防災無線の役割を分析し、本市に適した防災無線のあり方についても検討してまいります。

続きまして、市役所の自転車置き場の整備についてのご質問にお答えいたします。

議員の調べで278台、市役所に駐輪されておるとい状況でございますが、現在、市役所の自転車置き場は、届出職員、これは2年前、エコ通勤事業所として表彰されたときの台数でございますが、登録職員215台、その他非常勤職員、臨時職員等により、ご指摘の満車の状態でございます。環境に配慮するため、車両通勤から公共交通や自転車通勤への切りかえを考えており、

庁舎前駐車場の有料化や近畿自動車道高架下の職員駐車場の料金の改定を予定しております。これらのことから、職員の自転車通勤が増えると思われます。公共施設として庁舎周辺駐輪場は雑然としてきており、庁舎前駐車場の有料化に合わせて、近畿自動車道高架下に職員の駐輪場を増設することも検討してまいりたいと考えております。

減免の適用の範囲についてのご質問にお答えいたします。

市民税の減免制度は、納期限の延長、分割納付等により、到底納税が困難であると認められるような担税力の脆弱な方に対して、その個別具体の事情に即して税負担の軽減・免除を行うための措置として、地方税法の規定により市税条例で設けているものでございます。そのため、所得が得られなくなったといたしましても、また、減少したといたしましても、直ちに減免理由に相当するとは解せられず、今までの蓄えや他の収入確保で納税していただくことが第一義となります。また、天災、盗難等による損失があったときの減免においても、その適用には一定の所得制限があります。さらに、府下の一部の自治体に、減免する項目に納税者死亡を規定されているところもございしますが、当該納税者の納税義務を継承すべき相続人の収入の状況、資産、預貯金の保有状況、就労予定など、さまざまな視点で生活実態を判断しなければならないと考えております。

市税は、地方公共団体が仕事を進めていくための大きな財源として、その地域に暮らし活動している個人や法人に対して負担をお願いしているものであります。減免措置は、他の納税者との公平な負担の観点から、一律・画一的な減免を適用することには疑義があると考えております。市税の納

付について、いろいろとご事情があるケースがあろうかと思っておりますので、そうした場合は納税相談をしていただくことが肝要であると考えております。納期限の猶予や分割納付等を行っていただくこともできますので、早目にご相談をいただけたらと思います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市民への情報提供、特に広報せつつの発行についてのご質問にお答え申し上げます。

広報せつつは、現在、月2回の発行であり、1日号は市内事業所も含めた全戸配布、15日号は自治会を通じての配布といたしております。内容、紙面構成につきましては、1日号が市政情報や各種催し、講座案内を中心に8ページもの、15日号は各課の連載記事や市民サークルの掲示板である市民の広場を中心に4ページものとなっております。

第4次行革の改革項目といたしまして、現在の月2回発行から1回発行にすることを検討しておりますが、これは、単に広報発行に要する経費の削減を目的とするものではなく、紙面を統合して情報を一つにまとめ、情報発信の効率化と内容の充実を図ろうとするものでございます。併せて、事業所も含め、全市民に市の施策や各種啓発事項の周知、行事案内等を効果的に行いたいと考えております。今後におきましては、広報紙の構成、掲載内容をはじめ、情報発信のあり方について検討するとともに、変更に伴う影響や配布方法なども含め、自治会をはじめ関係機関と協議し、より充実した広報紙となるよう努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 自然エネルギー機器設置への補助についてのご質問にお答えをいたします。

東日本大震災に伴います福島原子力発電所の事故以来、エネルギー、特に電気に対する関心が東日本だけではなく全国に広がっております。関西でも関西電力が15%の電力削減を呼びかけるなど、節電や自然エネルギーに対する市民の関心も高まっております。国では、国内1,000万戸への太陽光パネルの設置や、2020年代のできるだけ早い時期に再生可能エネルギーの占める割合を20%にするといった考えが示されるなど、積極的に自然エネルギーへの転換を進めようとしております。また、既に自然エネルギー機器設置に対する補助金制度が実施され、併せて太陽光発電の新たな買い取り制度も始められており、補助金の申請件数は増えていると聞いております。

本市におきましても、コミュニティプラザや鳥飼八町のストックヤードでは、既に太陽光発電システムを導入し、現在建設中の市営住宅にも導入を予定しております。今後、さらに企業や一般家庭への導入が進むものと考えております。太陽光発電システムをはじめ、自然エネルギー機器は、まだまだ高価なものであり、その中での補助金制度は、市民が設置を検討するきっかけになるものと考えております。

環境につきましては、本年度の重要施策の一つと位置付けられるところでもあります。補助金制度の導入につきましては、本市の財政事情や今後の国の動向を見きわめる中で、市としての対応を研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 摂津市民マラソンコースについてのご質問にお答えいたします。

今年度で32回目を迎える摂津市民マラソンは、毎年2月の第1日曜日に実行委員会形式で開催いたしておりますが、だれでも気軽に参加できるマラソンとして定着いたしております。マラソンコースにつきましては、当初は淀川河川敷を利用しておりましたが、できるだけ多くの市民の方に見ていただこうと、市中心部の柳田小学校と大正川河川敷に会場を変更し、開催しておりました。しかし、大会の一層の拡大、活性化を目指し、参加者増を図る上で、同コースでは参加者の安全確保や駐車場の確保、コース設定に問題があること、また、摂津市文化振興計画において、淀川河川敷でのスポーツイベントの開催が検討課題であったことから、平成20年度より再び淀川河川敷に会場を戻し、開催いたしております。

ご提案の市街地コースでの開催は、東京マラソンをはじめ、今年は大阪マラソンが開催されるなど、特に大都市で沿道の声援を受け市街地を駆け抜けるマラソン大会が増加しております。ランナーに加えて、沿道に多くの観衆が参加されるなど、市街地での開催は大会活性化の有力な方策であることは認識いたしております。

しかしながら、鉄道、河川に囲まれた本市の市街地に10キロコースを設定することは、諸般の事情から極めて困難であり、加えて、本市の市民マラソンの参加種目は、小学生から一般まで2キロ、3キロ、5キロ、10キロの他部門で開催いたしております。市街地開催は、安全確保のほか、長時間にわたって面的な交通規制、それから、それらにかかわる運営経費の問題等、多く

の課題がございます。マラソンコースにつきましては、平成20年度の淀川河川敷の開催以降、出場者も順調に伸びておりますことから、当分の間は同地にて開催してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き一般質問を続けます。

村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の、自然災害発生時における緊急避難についてでございますが、防災無線の配備につきましては、避難所への避難が必要となったときに、避難所の状況が把握できない等の孤立は絶対に避けなければいけないと思います。災害対策本部や関係部署などとの速やかな連絡体制をつくることが重要でございます。東海地震、東南海地震、南海地震におきましては、30年以内の発生確率は年々上がっていると言われておりますし、東南海・南海地震防災対策推進地域として、平成23年4月1日現在で、本市を含め414市町村が指定されており、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法では、「国及び地方公共団体では、推進地域において施設の整備に努めなければならない」とされていますので、避難しなければならないことになってほしくはないわけでございますが、万一のことを想定して、避難所での2次災害を防止する上でも、早期に防災無線の配備を行っていただけるよう要望いたします。

続いての質問ですが、先ほども洪水ハザ

ードマップについての質疑がありましたが、私は、洪水時における非常食等の備蓄倉庫の状況についてお尋ねをしたいと思います。

平成18年3月発行の洪水ハザードマップと備蓄倉庫の位置関係から見れば、近畿道高架下では2メートルから5メートル未満、鳥飼倉庫では1メートルから2メートル未満、安威川公民館では2メートルから5メートル未満、第51集会所では50センチ未満、コミュニティプラザでは50センチ未満との浸水状況を示されております。備蓄倉庫には飲料・食料の非常食、毛布、簡易トイレ等の生活物資などの必需品が備蓄されていますので、避難を要する自然災害発生時には、速やかに避難所などに配給して使用することが必要であると思います。近年、国内におきましても発生しているゲリラ豪雨や河川はんらん状況によっては、備蓄倉庫の浸水が気になりますので、洪水等の事象が生じた場合、市内の備蓄倉庫は大丈夫なのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

2番目の、市役所庁舎の自転車置き場の整備についてですが、現在も雑然としている状況でもあり、環境も考慮して速やかに改善をお願いしたいと思います。また、1回目の質問でも申し上げましたが、西別館沿いに設置している来庁者用自転車置き場につきましても、満車以上のあふれ出ている日も少なくありませんので、気持ちよく来庁していただける環境づくりの一つとして、上屋付きの駐輪場の増設を含めて、駐輪場を利用しやすい環境づくりへをお願いし、要望とさせていただきます。また、公用自転車の駐輪場におきましても、一定の整理を含めて改善をお願いしたいと思います。

次に、市民税の減免についてございま

すが、財政力等がある自治体で本市以上の減免をされていると聞いていますが、大阪狭山市では、人口・世帯は本市の約7割、一般会計予算は約5割の自治体でございますが、当該年度の賦課期日以降で各に該当することとなった場合は減免できるとされております。先ほどの答弁では、画一的に減免を適用することには疑義があるとのことでございましたが、摂津市税条例第48条第6項並びに摂津市税条例施行規則第19条6項におきましても、納税義務者の死亡により、当該納税義務を承継すべき相続人において、被相続人の所得を継続して得ることができなくなり、当該税額の納付が著しく困難であると認められる場合には、所得割を減額・軽減とありますので、例えば、当該納税義務を承継すべき相続人の当年合計収入が非課税となる場合には軽減できるとの減免範囲を拡充していただきますよう検討をお願いし、要望とさせていただきます。

市民への情報提供についてですが、広報せつつは、市民や市内事業者等への市政情報、市内各種団体の催しや活動内容などの重要な情報発信であります。その市民と、より身近な組織の一つが自治会であると思いますので、自治会をはじめ関係機関と十分な協議を行い、より充実した内容で、市民にとってさらに身近な情報源となるよう検討をお願いしたいと思います。

また、市の情報等については、広報せつつのみならず、ホームページ等においても文字や写真などで市民に多くの情報をお知らせしていますが、他の自治体ではインターネットを活用して情報提供をされています。例えば、吹田市では、吹田ケーブルビジョンのチャンネルを利用して、毎日5回の情報提供を手話付きで放送されています

し、茨木市では、ごみ減量推進啓発ビデオ、あるいは「元気！いばらき体操」などをホームページからの動画で見ることができます。また、岐阜県高山市では、人口約9万3,000人、約3万4,000の世帯、そして、平成23年度の当初予算につきましては、一般会計では約463億円の自治体でございますが、このホームページを見ますと、新着番組、地域の話、観光番組、市からのお知らせ、議会中継、声の広報、映像資料館の7チャンネルが、インターネットで動画にて情報提供されております。例えば、地域の話のチャンネルでは、地域のイベントや地域の会合など、市からのお知らせチャンネルでは「なるほど納得119番通報」などを、議会中継のチャンネルでは開会から閉会まで放映し、映像資料館のチャンネルでは、地域の祭りなどを放映されております。やはり動画を見ると、イベントや市からのお知らせなど、内容がよくわかりますし、また、臨場感も伝わってきます。

摂津市民の方からも、「文字や写真も大切であるけれども、時代の流れとしてインターネットや新館1階のテレビを活用してもよいのでは」とのご意見も聞きます。私も、文字や写真も大切であるけれども、一方で、この動画での情報提供を行うことが今の時代の流れではないかと思います。本市の動画の情報発信についての考えについて、改めてお尋ねをしたいと思います。

5番目、自然エネルギーの機器設置への補助についてでございますが、先ほどの答弁で、国の動向を見きわめるとのことでございますけれども、環境のことや今後の方向性としての原子力発電、化石燃料発電等を考えて、今からでも自然エネルギーを促進すべきであると思います。デンマーク

在住で、デンマーク工科大学教授をされ、環境エネルギー政策研究所の海外理事の世界的に有名な省エネルギーの専門家のヨアン・ノルゴー氏の言葉に「未来は予測するものではない、選び取るものである」とあります。本市としても、本年の第1回定例会におきまして、環境に関する施策の推進に資するためとの摂津市環境基金条例を制定し、その基金を活用する一つとして、先ほどの答弁でございましたけれども、（仮称）摂津市営三島住宅において太陽光パネルを設置される予定等をされていますので、本市として地球温暖化防止に関する事業の推進を含め、自然エネルギーをさらに推進するとともに、7月1日からパブリックコメントを実施される10年間の計画の摂津市地球温暖化防止地域計画（案）の策定も踏まえ、地球温暖化防止への姿勢をしっかりと選び取り、その姿勢をしっかりと市民に示していくためにも、市独自の補助を行っていただけるようお願いし、要望とさせていただきます。

摂津市民マラソンコースについてですが、本年度2月6日に開催されたマラソン大会に応援に来られていた方から、「開催場所が堤防の下であるとのことかもしれないけれども、応援が少し盛り上がらないね」とも言われておりました。第4次総合計画の政策3の「文化・スポーツを通じて市民が元気になるまちにします」の現状と課題におきまして、「さらに、地域の連帯感が希薄化している中、スポーツによって地域住民のつながりを深めることができる仕組みをつくるのが課題です」と記載されています。先ほどの答弁では、市街地を走るコースにおきましては、安全確保、交通規制、運用費用等の課題があるとのことでしたが、第4次総合計画の達成や課題解

決を考えれば、参加者も応援者も市内の方両面から一体となっていけるマラソン大会へのさらなる工夫が必要ではないかと思っておりますので、市街地を走るコースに課題があるのであれば、例えば、淀川堤防の天端や、堤防の堤内地側に面した部分ののり面中段の平らな部分をいいますが、裏小段のコースとしての活用も考えられるのではないのでしょうか。そのようなコースも含め、もっと大勢の市民等に親しまれる工夫をしてもよいのではないかと思います。改めてこの考え方についてお尋ねをしたいと思います。

以上で2回目の質問といたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 洪水時における非常食等の備蓄倉庫は大丈夫なのかについてお答えいたします。

現在、非常食や毛布などの備蓄につきましては、市内6か所に分散して管理をしております。近畿道高架下倉庫と水防倉庫、鳥飼倉庫、安威川公民館、第51集会所、コミュニティプラザ、以上6か所で保管をしております。洪水ハザードマップによる本市の河川のはんらん状況によっては、これらの部分に浸水をする、もしくは浸水に気になければならない場所も含まれております。現在まで、備蓄用品の保管・管理を行うことから、市庁舎を中心に備蓄倉庫を設けてきました。庁内各部局と調整し、公共施設全体の中で、管理に適し、浸水にも対応できる施設を検討してまいります。

また、現在進めております吹田操車場跡地に計画しております防災機能を有する公園が完成いたしましたら、市域で高い位置にあることから、備蓄用品の保管・管理上の洪水への対応が十分にでき、これらの問

題について一定の解決が図られるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 インターネットや庁内映像機器を活用した市や市議会の情報、イベント案内等についてのご質問にお答えいたします。

イベント案内をはじめ、本市の情報につきましては、広報紙及び市ホームページにおいて市民に広くお知らせをいたしておりますが、紙媒体である広報紙におきましては、活字や写真だけでは伝え切れない部分もあることは承知いたしております。また、本市ホームページにおきましても、速報性はあるものの、文字と写真が中心で、動画による案内、紹介等はまだできていないのが現状でございます。時代の流れといたしましては、インターネット等を活用した動画による情報発信も行い、文字や写真だけでは伝わらない臨場感も併せて広く市民にお知らせをし、今以上に市政に興味を持っていただくことも必要になってくると考えております。今後につきましては、広報紙、市ホームページ、それぞれの役割、内容を研究するとともに、映像等を利用した効果的な情報発信について研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 淀川河川敷を利用した、もっと市民に親しまれる市民マラソンについてお答えいたします。

現在、淀川河川敷では、枚方市や守口市などの多くの自治体、各種団体が、フルマラソンから健康マラソンまで各種の大会を実施されており、本市といたしましても、淀川河川敷で市民のスポーツに親しんでいただく機会を提供いたしますとともに、市民の皆様と一緒に盛り上がる大会づくりは

大きなテーマであると考えております。

市民マラソンの活性化策といたしましては、出場者の増を図るべく、従来は市内在住、在学、在勤に制限しておりましたものを、平成20年度からは三島地区に拡大し、平成22年度からは、すべての部門で在住、在勤、在学を問わない大会といたしております。他市からの出場者も増加しております。平成18年度の出場者は426人でしたが、平成22年度は718人と大幅に増加いたしております。また、企業の協賛により、小・中学生を対象に抽選会の実施や、団体の協力によりまして軽食を提供するなど、大会運営にも工夫を凝らしております。

平成23年度からは、市民に愛され、より親しんでいただける大会を目指し、摂津ふれあいマラソン・セッピィカップと名称を変更いたしまして開催いたしますが、他の事業との共催、新たな企業協賛を求めるなど、大会運営にさらなる工夫を凝らし、多くの市民にご覧いただけるような、議員ご提案の淀川堤防天端も含めまして、淀川を利用した新コースの設定など、大勢の方々に楽しく参加していただける大会運営を検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1番目の、自然災害発生時における緊急避難についてでございますけれども、今後は、国・府とともに津波に関しての再検討を進められると聞いておりますけれども、本市はしっかりと市民を守っていくことをさらに根底に置いていただきたいと思います。その上で、備蓄倉庫の物資は、非常事態に速やかに配給し、使用できる状態を保たなければなりません。そのためにも、平時から

自然災害が発生しても安全に保管できる状況としなければならないと思います。非常食や毛布などの物資を洪水ハザードマップに示す浸水深より高いところへの配置がえ、あるいは防水対策等、自然災害発生に対応する保管状況の備蓄倉庫となるようお願いし、要望とさせていただきます。

4番目の、市民への情報提供についてですが、先ほどの答弁では映像等を利用した効果的な情報発信とありましたが、インターネット等での動画、音声による情報発信は、目と耳からなど同時に情報内容を認識していただけたと思いますし、今の時代の流れとして有効な情報提供の一つになっていると思います。過日開催された議会活動等検討委員会におきまして、議会基本条例の制定についての調査・研究や、現状での会議の音声発信もさらに進めて、映像での配信も検討して調査・研究してはどうかとの話も出ておりました。市や議会の情報を市民によりわかりやすく発信していくことが重要であると思います。先ほど述べました第4次総合計画における摂津市が目指す協働を進めるための情報発信のあり方について、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、6番目の、摂津市民マラソンコースについてですが、今年度からは摂津ふれあいマラソン・セッピーカップと名称を変更して開催するとのことでしたが、このふれあいを参加者と応援者双方が、より多くの方々が楽しんでいただけるよう、実行委員会、関係者の方々などには大変お世話になりますけれども、市街地を走るコース、堤防設定など、運営の工夫をお願いしたいと思います。また、この堤防につきまして、寝屋川新橋から鳥飼大橋、例えば、その間におきましては、多分直線で5キロ

ぐらい、往復では10キロぐらいのコースがとれるかと思いますが、そういう堤防等との工夫もしながら、しっかりとふれあいできるようなマラソン大会の工夫をお願いしたいと要望させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 村上議員の質問にお答えいたします。

広報活動について、協働の視点からどう思うかという質問だと思いますけれども、言うまでもないんですけど、協働というのは、市民の皆さん、事業所、そして行政で汗をかい一緒につくろうやないかということでございますが、いつも言っているんですけども、行政から協働を言い出した限りは、行政がさらに姿勢を正すといいますか、しっかりと方向等々を持たなくてはならないと思いますが、協働のまちづくりの大前提、これはやっぱりしっかりと情報を共有しないと始まらないと思っております。そういう意味では、これからもより正しく、そしてわかりやすく、はっきりと皆さんに情報を提供していかなくてはならないと思っています。

前段でいろんなお話をなさったと思いますが、議会のシーズンになりますと、サンテレビを見ますと兵庫県下の各議会の映像が流れております。京都テレビは京都府ですね。なのに、大大阪の府下の議会の様子というのは、テレビでは見れないんですね。私は、よく大阪府に参画していたときに、何でやねんと、大阪府ぐらいの規模であればテレビ局を1局買うたらどうやねんというような話をしたことがあるんですけども、これはちょっと極端な例ですけども。各衛星都市といいますか自治体も、それぞれケーブルテレビ等々を持って、独

自の情報提供をしておるところは多いようです。その点、摂津市にはケーブルテレビはございません。独自のケーブルテレビなどを持つには、まだまだハードルも高いわけでございます。唯一 J : C O M が時々地域の情報を流してくれているんですが、これとてなかなか希薄なものでございますね。そういう意味では、今ある情報発信の手段、これをもう一度しっかり点検して、そして、より充実さしながら、今後、時代に合った、より効果的な情報発信、これをしっかりと考えていきたいなと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、順位に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ペーパーカンパニーの実態調査と工事の検査の実態と体制についてであります。

最近の各種契約での競争入札の傾向として、最低価格で抽せんにより落札者を決定するケースが多くなっています。このことは、メリットがある反面、一部には工事の質が落ちているケースもあるとの声もあります。また、追加工事や手直し、南千里丘のせせらぎ水路のように、竣工後に短期間でトラブルが発生する、そんなデメリットも発生しています。このような実態を防ぐには、工事の検査体制を確立する必要があります。現在の検査体制は、実質数名で、中身として土木技術者中心で、建築技術者がいないのが実態であります。現在、市営住宅の建設が進められており、また、摂津小学校の給食調理場新築工事も間もなく着工されます。公共施設の耐震工事はまだ6

0%と、いまだ多く残っているのが現状です。何らかの形で専門的な知識・技術を持った検査員を確保する必要があると考えます。工事価格、内容が安かろう悪かろうでは、競争入札の意義が薄れてしまいます。職員配置についての市としての考え方をお示ください。

過去において、工事契約関係について、種々本会議において議論をされました。とりわけ平成12年第2回定例会で、当時の山口貴生議員が、契約の相手方と契約保証人が同じ所在地になっていることについて質問され、議論が紛糾をし、理事者から議案を撤回したいとの申し出がありました。そして、議案が取り下げられたケースもありました。

また、平成14年第4回定例会で、私は、ペーパーカンパニーの実態調査について質問いたしました。担当部長から不良・不適格な業者の排除に努めてまいりたいとの答弁がありました。さらに、平成15年第4回定例会においても同趣旨の質問をいたしました。担当部長から、「市内事業者の訪問調査を行い、土木、一般、建築の各工種で指名登録のあった72社を対象とし、各課の応援を得ながら3日間にわたり実態調査をした結果、特に問題となるような事業所はなかった」ということでありました。また、平成16年第1回定例会の代表質問でも同趣旨の質問をいたしました。当時の森川市長から「特に問題はない」との答弁がありました。平成14年にこの問題を取り上げて10年の歳月が経過しておりますけれども、現在の実態について、どのように把握しているのかお答えください。

次に、2011年版防災白書の閣議決定を踏まえた摂津市地域防災計画の見直しについて、質問いたします。

何百年、いや、1,000年に一度の確率で発生すると思われた想定外の東日本大震災が発生してから100日を過ぎました。6月27日現在、死者1万5,505人、行方不明者7,305人という膨大な数字に驚きを禁じ得ません。最愛の伴侶を失った夫に妻、そしてまた、両親を失った子ども、震災孤児が1,500人いると言われております。子どもを奪われた親、そしてまた、船を失い、漁ができなくなり、生活の糧をなくして将来の展望や希望が見出せない人など、現地の人々の悲しみ、苦しみははかり知れないものがあります。今なお現地では余震が続き、不安な毎日を送っている状況が続いています。

今後、各地での巨大地震の発生が予測される中で、30年以内の発生確率が60から70%と予測される東南海・南海地震が東日本大震災と同じマグニチュード9.0規模で起きた場合、大阪府、とりわけ北東部の北摂地域、また河内地域など40キロが浸水被害を受ける可能性があることは、東日本大震災復興構想会議の委員で、大阪府の咲洲庁舎の安全性を検証する専門家会議の座長である、関西大学社会安全学部、河田恵昭学部長が試算しています。とりわけ、大阪北部に位置する北摂地域の豊中市、吹田市、茨木市、摂津市、高槻市では、津波が淀川をさかのぼり、大きな被害が広がることが想定されています。これまで、国の中央防災会議は、マグニチュード8.4クラスの南海地震で大阪湾に到達する津波の高さを2.5メートルと想定し、浸水想定地域も大阪市の沿岸や堺市、尼崎市の一部にとどめておりましたが、東日本大震災を受けて、東海、東南海、南海の三つの地震について、連続被害想定の見直しを始めています。ところが、大阪府、摂津

市等の地域防災計画の策定を終えるのは、平成25年になる見通しであります。

そのような状況の中で、去る6月14日、政府が2011年版の防災白書を閣議決定し、3連動地震の取り組み強化、そして促進の必要性を指摘しています。その内容は、国や自治体に対して防災や減災の備えを進めて、東日本大震災クラスの地震・津波に耐えられる社会経済の仕組みをつくることを目的としています。このことを踏まえて、2007年に摂津市防災会議が修正をした摂津市地域防災計画を早急に見直す必要があると考えます。このことについての答弁を求めます。

以上、1回目です。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 工事検査室の現在の体制ですが、総務部参事、工事検査室長、再任用職員3名で、全員土木技術職員でございます。本市の発注する工事請負に関するすべての検査を実施いたしております。

建築工事の検査は建築技術職員が行う必要があるとのご指摘でございますが、これまで平成13年度、平成14年度、平成17年度、平成18年度に建築技術職員が配属されておりました。この時期に建築検査の手法を学び、また、本市の建築技術職員によりアドバイスを受け、検査を実施してまいりました。特に本年度は、市営住宅をはじめ給食場の建設、公共施設の耐震化工事など建築工事の件数が多く、それだけに事前検査、完成検査はもとより、臨時検査も含め検査回数が増えてまいります。現体制のもと、これまでの知識や経験を生かし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、事業者の実態調査でございますが、

平成15年に市内の土木、建築で登録申請のありました72業者に対しまして一斉訪問をし、代表者、または事業所専任技術者と面談の上、建築業許可の所在地と営業所の所在地、看板、登録申請の技術職員名簿の状況確認、及び営業所内の標識、重機、備品の設置状況等を調査いたしました。その後におきましては、2年ごとに受け付けています登録申請時に、新規事業者を対象といたしまして同種の確認調査を行っています。当時の状況は、各項目について特に問題となる事業所はなく、改善を必要とする状況にはないと判断いたしております旨を答弁いたしましたが、相当年数を経過しております。再度、市内事業者の一斉確認調査を行い、改善の必要な状況があれば、その内容について適宜指導を行ってまいります。

摂津市の防災計画の見直しについてのご質問にお答えします。

平成19年に摂津市防災会議で修正いたしました摂津市地域防災計画の見直しでございますが、平成19年の改正点といたしまして、災害基本法改正、及び国や府との防災計画との整合を図ることや、東南海・南海地震防災対策推進計画の修正内容を反映させる見直しを行いました。この見直し点につきまして、摂津市防災会議での意見を反映し、現摂津市地域防災計画となっています。しかし、3月11日に発生しました東日本大震災は、ご存じのとおりマグニチュード9.0の巨大地震で、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など、広い範囲で強い揺れを観測し、高い津波が太平洋沿岸を襲い、大きな被害が発生いたしました。津波被害につきましては、現地被災地におきまして、学識経験者による被害調査を実施しており

ます。その調査結果を受け、津波モデルを設定し、津波のシミュレーションを実施することにより、津波被害想定が可能となります。大阪府の本格的な防災計画の見直しの時期として、平成25年度末ごろになると聞いております。しかし、それまで待つことができないことから、想定津波高の2倍を仮設定いたし、津波被害想定を検討しており、6月ごろには中間報告ができるというふうに聞いております。

大阪府のこの防災計画の見直しにより、本市における防災計画の見直しを行い、上位にあります大阪府防災計画との整合を図りながら、大阪府が暫定的に報告します津波想定に対して、早い時期に津波対策をお示しできればと考えております。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 先ほども申し上げましたように、過去に何回か質問をして、ペーパーカンパニーとしては特に問題がないという答弁がずっと返ってきておりましたし、現在もその域を超える答弁ではなかったと思います。再度改めて調査をするということだったと思うんですけども、実態として、摂津市の業者の中には、1か所の事務所に数台の電話が設置されておって、それぞれ異なる事業所の営業活動を行っているという、そういうケースが過去にはあったと聞き及んでいます。そのような実態は、もう現在ではなくなっているということになっておるのか、その辺の認識についても改めてお聞きしたいと思います。

検査体制については、先ほど来、土木技術者が建築技術者にいろいろアドバイスを受けて勉強してやっていくんだということでもありますけれども、私は、やはり現体制のもとで適正に対応できるのかといひますと、大変その辺では心もとないものがある

と思います。3名の職員がすべて土木技術職員で、本市が発注するすべての検査を実施しているのが実態であり、何らかの方法で建築技術職員を確保する必要があると考えます。660人体制を否定するものではありませんけれども、やはり必要な部署には配置をしてきっちりと検査をしていく、そういう体制をとることが、ひいては摂津市の利益につながっていくと思います。そういう点で、人事の統括者である副市長の見解を求めます。

それから、防災の件ですけれども、国の中央防災会議の専門調査会は、一昨日、6月26日、今後の津波対策に関する中間報告をまとめて、本年秋に最終報告をまとめる方針であることが報道されました。先の東日本大震災後、東海、東南海、南海の3連動地震で被害が懸念される自治体を中心に、国に先んじて対策を講じるケースが進んでいます。自治体が独自に対策を進めているのは、地震や津波がいつ来ても不思議ではないという危機感からであります。今できることから始めなければならないとの思いが早目に対応に乗り出す背景にあると思います。

中間報告は、最大級の津波には、堤防などだけではなくて住民避難を柱とする総合的な対策で対応すべきだと言っています。このような状況の中で、大阪府防災計画の見直し計画のトップに立つ橋下知事が、咲洲庁舎の安全性について、座長の河田恵昭関西大学教授が、地盤沈下や高潮の影響を受けやすい危険性を指摘し、建築が専門の福和伸夫名古屋大学教授も、「そもそも人工島に高さ250メートルのビルをつくっちゃいけない。揺れに対する想定が甘い」と断じ、移転を疑問視する意見が相次いだことが報じられています。にもかかわらず、

橋下知事は、「防災の専門家が庁舎の場所を決めるわけじゃない。決めるのは行政である」と、移転の意欲をにじませたということであります。このような認識のトップが進める防災計画の見直しには大きな危惧を感じ、摂津市として単純に追従していかなければならないのか疑問を感じます。市としての見解を求めます。

以上、2回目です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 建築業許可の前提となります営業所につきましては、請負契約の見積もり、入札、契約締結など、実体的な業務を行っていること、電話、机、各種事務台帳等を備え、住居部分などとは明確に区分された事務室が設けられていることが要件となります。先ほど答弁しましたように、再度、市内業者の一斉調査を行います。ご指摘のペーパーカンパニーの実態を調査し、改善が見られなければ、建設業許可監督官庁であります大阪府、国土交通省に通報いたしたいと考えております。

それから、防災の件でございますが、大阪府の防災計画が一定の方向を示された中で、私どもは、それとの整合性を図りながらということでご答弁させていただいておりますが、もちろん私どもの状況も判断するものもございますので、個別に例えば過去におきました摂津市内における災害、浸水等の事案等も勘案しながら、大阪府べつたりにならないように、しかし、そこに判断する基準は科学的に証明されたものを使いながら、新しく私どもで防災計画をつくっていききたいというふうに考えております。

先ほど来、申し上げておりますように、大阪府がつくるというのは25年度末ということになっておりますので、その間、私

どもとしまして、2年間ほど期間がございますので、十分摂津市の過去の事例等を踏まえ、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 工事検査室の建築技術職の配置についてのお問いでございます。

それで、建築技術職の職員は、現在、一級建築士、本市で5名持っております。今後の工事の関係の施工の建築課のあり方、それからもう一つは、今ご指摘の検査室のあり方の二つの点がございまして、過去の議会でも議論になっていきますように、まず、権限移譲事務が、23年、24年度で、大体この関係で53件、権限移譲をとるという考え方を持っております。その中で、大阪府の特例市並みの権限移譲だけを申し上げまして53でございまして、あと、一括法によるところの法による部分がまた別でございますが、この都市整備関係だけで23年、24年の権限移譲は35というふうに考えております。その上で、この建築技術職の体制はいかにあるべきかという中身がございまして。

それで、今ご指摘の、今後における工事検査室だけでなく、検査の関係では建築課は8名おるんですが、いわゆる営繕、公共施設の修繕とか設計関係、それから現場管理、それからもう1点の指導のほうで4名、営繕で4名おります。この開発指導等々で、今度、権限移譲が出てきますので、一つは建築技術職の建築課におけるあり方が問われます。その点の問題を一つ頭に入っております。

それから、もう1点は、建築技術職の工事検査室の問題を考えますと、午前中の答弁にございましたように、学校のほうでも文科省が27年までに全公共公立学校の耐

震化となりますと、24年、25年、26年、27年であります。これが、またこの10月にお示しする中期財政見通しで、どれぐらいうちの摂津市が財政的に耐え得るか、これは議会での議論でございます。いずれにいたしましても、学校の施設、摂津市は64.6%というふうに申しておりますが、新聞報道では、22年の4月1日現在で摂津市は58.5%ということで、北摂7市3町では10自治体で箕面市に次いで2位でございます。よく頑張っている市だというふうには私どもも理解をし、議会のほうにもそういうことでご理解を賜ると思いますが、いずれにいたしましても、64.6%となりますと、あと3分の1を見ましたときに、それから、主要な公共施設の耐震診断、耐震設計、耐震の予算、これは学校だけではございまして、東京の九段会館の天井が落ちたということになってまいりますと、私どものほうでも、そういう大きな施設はいかにということがありますので、これも見なきゃならない。そのときに、今ご指摘の建築技術職は、私どもはやはり必要な形の中で動かざるを得ないのではないかと。ただ、職員総数の問題がございますので、建築技術職そのものでいくか、いわゆる工事の嘱託員で、OBといいますか民間のノウハウの経験者、数は少のうございますが、そこをお願いするか。いずれにいたしましても、建築技術職は学校を出てきてからすぐには間に合わないということを担当課が言っておりますので、一定2年、3年を経験しないと、工事検査なり、竣工検査なり、開発指導なりはできないということもございまして、その点も併せまして、今、土木技術職の体制でございまして、今後の耐震の工事ということ一つを考えましても相当ボリュームが

出るということになりますので、この点につきましては、建築課の体制、そして、工事検査室の体制ということを併せて、この建築技術職の増員等の問題について検討してまいりたい。

なお、この昨日、日曜日に試験をいたしました中にも、1名でございますが建築技術職の募集を行っております。受験者は5名と聞いておりますが、最終的に何名採れるかわかりませんが、やはり一定基準がありますので、そのことも併せながら一定の方向性を見出してまいりたいというふうに考えておるところでございます。（「議事進行」と木村議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 先ほど申し上げましたように、橋下知事が、咲洲庁舎の移転について専門家が非常に疑問視している指摘に対して、専門家が庁舎を移転するのではないと、行政が移転するんだということで、全く専門家の意見を無視するような発言をされております。そういう知事の大阪府の方針に、摂津市は防災計画の見直しを追随してやっていかなければならないのかという質問をしております。その辺のことについて答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 私のほうからお伝えいたします。

橋下知事は、今、お話しになったように、そのときそのとき思いをぱっとぶちまける、そういう傾向があると思いますが、我々は、その中でも大阪府の専門官といいますか、技術者等々の意見が、そのトータル的な中にもきちっと見込まれておるわけですので、やっぱりその辺はきっちり吟味して、そのときの世間のお祭り騒ぎのようなことにはついてまいりませんで、しっかりと見きわめて吟味して市独自の方針をつくってまい

りたいと思います。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そうしましたら、3回目の質問、防災計画の見直しのほうから先にやらせてもらいます。

中央防災会議の専門調査会の中間報告では、今回の津波が想定をはるかに超えたことについて、地震動や津波を再現できなかった過去の地震を想定の対象外にしていたことを振り返り、十分に反省する必要があると指摘をしています。対象外とした例には、869年の貞観地震、そしてまた、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震をあげています。三陸町吉浜地区で、昔は低地に集落が集中していて、明治三陸津波では死者・行方不明者が204名に上ったと言われております。その反省から、当時の村の指導者が高台への移転を進め、昭和三陸津波では被害が少なくなったそうであります。このように高台移転が成功した要因として、代々の村長に村のために尽くす立派な人材が続いたことから、村人の敬意を集めたことが大きかったということであります。

ところで、摂津市でも2006年の6月29日から30日の間に、茨木市の見山で時間降雨68ミリ、能勢町の高山で64ミリ、このいずれの雨水が安威川、猪名川を通って神崎川に流入をして、ちょうど大阪府の満潮時に重なって番田川を逆流してきて、鳥飼野々3丁目で102戸の床上浸水の被害が発生しました。そのときに地域の皆さん方が、やっぱりこういう逆流防止用のゲートをつくってもらいたいという強い要望があつて、当時、私も議長をさせてもらっておりまして、森川市長と一緒に、当時の府会議員でありました森山市長に大阪府庁の自民党の会派の控室で担当者と呼ん

でいただいて、そこで番田水門の要請をいたしました。大阪府の担当者からは、幾ら防止用のゲートをつけても、内水排除の問題と、もう一つは、上流からどんどん水が流れてくることについて、一時的にダムで水を抱くということも必要だと。そういうことでは、摂津市議会のほうでダムの建設促進決議を上げてもらえませんかということをおっしゃいました。私は、そのときには、森川市長も横にいらっしゃいましたけれども、即座に決議を上げますということを約束しました。そして、議会で促進決議を上げた段階で、大阪府のほうから、地元の茨木市ですら決議が上がらないのに、摂津市で上げてもらって大変ダムの工事に弾みがつきましたということの非常に感謝の気持ちを込めて、一遍現場を見てくださいますということで現地の視察もさせてもらいました。そういうことを条件にして番田水門が建設をされたということは、やはり当時、府会議員として森山現市長が奮闘されたことがそういう結果を生んだのだと、私たちも大きく評価をしております。

そういうことで、地域の歴史に詳しい専門家が、防災に求められるものは何かという問いに、やはりリーダーの指導力をあげておられます。そういう点では、市長の今回の防災計画の見直しについての受けとめ方について、一遍聞かせてもらいたいと思います。

それから、ペーパーカンパニーの問題ですけれども、本定例会の議案第33号、摂津小学校給食調理場等新築工事請負契約について、入札後に関係業者が事務所を他市に移転し、本社機能の移転ともとられる案内書を関係者に手渡したことに端を発する、きな臭い話を耳にしたという報道をローカル紙が記事にしています。この事実につい

て、どのように見るかはそれぞれの判断でありますけれども、結果として、2億数千万円の議案が議員の3分の1であるわずか7名の賛成で可決されたことについて、市長の受けとめ方をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 木村議員の3回目の質問にお答えいたします。

ただいま、全国的に東日本の地震によりまして津波の話が大きくクローズアップされております。これはこれでいいんですけども、私は、摂津市の地形的に見て置かれる位置、これは非常に微妙で、津波は津波でも、摂津市は地形的にいて北摂丘陵からの山津波、こっちのほうもしっかり視野に入れておかないとだめですよという話を時々やっております。今、ご指摘がありました大阪湾からの津波もさることながら、それよりも言ったら怒られますけれども、山津波、こっちのほうをしっかりと押さえおかないと大変なことになるということで、従来より安威川ダムの必要性、そして、山津波に備えたハザードマップ等々を摂津市はつくってきたわけではありますが、下から来るか上から来るかは別といたしまして、同じような被害が想定されるわけですから、今日までの山津波を想定したいろんな対策をしっかりと踏まえながら、先日、民間ではありますけれども、津波の今後の危険性等々を踏まえて、大阪府の防災会議のあり方については、先ほども申しましたけれども、きちっとして、やっぱりとらえるところはしっかりととらえて、我々独自の特殊な地形に置かれた摂津市として怠りがないような防災計画をつくっていききたいなと思っております。

それから、先日の工事請負契約の件についてのご指摘でございますが、我々議案を提案させていただいた者といたしまして、特に子どもたちにかかわる教育関係の議案でございましたので、でき得れば全会一致のご可決をしていただきたかった、これは提出者として当然のことでございますが、法的に問題はなかったにいたしましても、全体の3割強の賛成での可決ということについては非常に残念なことであったと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、一般質問をさせていただきます。

今回、東日本大震災を受けて、「地域防災計画」の見直しについて伺います。

今回の震災で「予想外」という言葉がたびたび取りざたされましたけれども、事態は予想外では済まされない、あらゆる想定をして、しっかり対策を具体化して備えなければならないことが事実をもって示されました。本市は、現在の地域防災計画では、上町断層帯での地震で震度6の地震の起きる可能性のある地域であるとされ、水害では、洪水ハザードマップで示されたような被害想定がされています。避難所などの指定も示されておりますけれども、いざというときに万全としていくためには、さらに発展させていかなくてはいけないと思います。

川端議員、木村議員も言及されましたけれども、国の中央防災会議の津波被害の対策への中間報告は、これまでの想定ではとても対応できていなかった、これから見直

しと対策が必要というもので、まだまだ具体的な政策提言にはなっていません。これからというものですけれども、少なくとも海岸保全施設、すなわち防波堤の整備や浸水の見込まれる地域のまちづくり体制に避難体制の整備というものが加えられる必要があると示されています。川端議員への回答で、大阪府が防災計画の策定を終えるのは平成25年になると。これで安心できるのか。地域防災計画の見直しが必要だということですが、作業がどうなっているのか、取り組み状況をお聞かせください。また、いつごろ市民の前にこの形が明らかになってくるか。タイムスケジュール、平成25年までというのはとんでもない話だと思うけれども、市民への説明はどうなるかをお聞かせいただきたいと思います。

また、防災計画を、震災前のものを見直していくことは当然ですが、今年スタートしておりますまちづくりに関する総合計画も、震災の前にでき上がったもので、これらも見直しをされてしかるべきではないかと考えますけれども、どうお考えになるかをお聞かせください。

次に、市内公民問わず建築物の耐震化の状況、避難対策、市民への説明など、幾つかの問題について伺いたいと思います。防災計画を見直していく上で、調査や方針を立てていく必要があると思いますが、今回補正で上がった避難マニュアル作成だけでは、具体的な対策を立てられないのか伺いたいと思います。

まず、1番目として、耐震状況の調査です。学校の耐震状況については詳しく公表されておられます。I s 値0.3未満の建築物の耐震化は終わるとしても、0.6未満、0.7未満はなおかつ進める必要があると思います。ほか、公共施設の耐震化は68.

6 %、防災拠点と避難所の耐震化率もそれぞれ63.6 %、69.7 %。少なくとも避難場所は耐震化を進める必要があります。状況によれば、民間の建物にも市民が避難をされることも大いにあるでしょう。市内建造物の耐震化の状況を調査して、つかんでおく必要があるかと考えますけれども、いかがでしょうか。

次に、道路や橋梁など市内構造物の状況もどうか。避難場所に行き着くことができない、道路の分断などの状況が起きないか、調査を行うか、お聞かせいただきたいと思います。また、道路や橋梁のかけ替え時期、改修計画などはどうなっているのか、お願いします。

次に、3番目として、スポーツセンターやふれあいルームなどの避難場所の利用や活用はどうなっていくか伺います。避難場所となっている味舌・三宅の両スポーツセンター、また文化ホールも耐震強度があるかどうか分からない状態です。味舌のスポーツセンターでは活用を求める要望書が、署名が4,575筆届けられています。旧ふれあいルームについては、今年1月から廃止となっておりますが、地元自治会が3月8日付で施設再利用についての要望署名1,138筆届けられている中で、地元自治体と担当部課との話し合いも始まっております。市は、既に売却の方針を決めているからと言うだけでなく、今回の震災を受けて、避難時の避難場所や避難計画をきちんと地元と協議・検討する、そういう中で、住民とともに公的施設の利用計画の結論を出していく、そういうプロセスを踏むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。利用計画も明らかにしていく中で、耐震補強も利用者の命を守るという点で進めていく、こういう必要があると考えますが、お

聞かせください。

4番目として、避難所の状況として、村上議員のお答えで6か所、新規防災公園にも備蓄をするという備蓄のお話がありましたが、災害の状況によりますでしょうかけれども、どのくらいの人数がどこに避難をされて、外からの支援もなしにどのくらい支えられるのか、そういった想定がされているのか。防災計画では具体化がもっと必要だと思うんですけれども、この点について改めてお願いをいたします。

次に、5番目として、市民は災害時に自分たち家族がどのような行動をして命を守るのかと。川端議員の質問で高齢者対策にも言及されましたけれども、自治体が率先して啓蒙していく必要があると考えております。アンケート調査などでは、子どもたちに自宅で災害が起きたらどうするかというのを聞くと、「家族の帰宅を待つ」というのが圧倒的だったという結果もあります。家族を待っていて逃げおくれるということは大いに考えられます。今回の震災で、家族がばらばらという状況もたくさん起きました。地域の防災力を高めて少しでも被害が減らせるように、避難経路など、地域の方々との懇談、災害問題を議論する場の設定が必要かと考えておりますけれども、いかがでしょうか。住民説明についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目としては、深刻な事態になっている福島第一原発の事故ですけれども、事故は起こらないとしていた安全神話が事実をもって崩れました。原発事故は起こるとして考えていかなくてははいけません。福井県にある関電の原発、これが事故を起こした場合、関西の全域が被害を受けます。市としてはどう考え、対策を立てていくのか伺いたいと思います。

我が日本共産党は、原発は未完成で、危険な技術で、今のところ廃止を求めるしかないと考えております。この先、いつ起こるかわからない事故、放射能を拡散する、また使用済みの核の廃棄物をため続けることは、将来の国民の命を守ることと真っ向から対立するものと考えています。再生可能なエネルギー開発とともに原発の廃止を求めています。しかし、今すぐの事故に対する備え、安全対策をしなくていいという立場でもありません。これまで安全神話にとらわれて対策がとられていなかったというのも、事故が起きて右往左往している事実から明らかになりましたが、現在の摂津市地域防災計画では、事故のページの第6節、放射線災害対策のわずか11行。東京ではガイガーカウンターが品薄とか聞いています。新たな対策が必要だと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

また、2番目として、国民健康保険制度をよくしていくために幾つかの問題を伺います。

まず、保険料とその徴収、窓口での対応について伺います。

保険料の据え置き、この間、ずっと行っていたいただいている努力、これは評価をしておりますけれども、引き続く不況、震災の関係で、今、仕事がとまって待機をしてほしいと言われている業者さんが数多くおられます。資材調達などで、特に建設関係で待たされていると伺っております。そうした収入が減っている方々の保険料は、ますます負担感が大きくなっています。保険料をこれ以上値上げしないためにも、一般会計からの繰り入れを増やしていただきたいと思っています。保険料は払っていただかなくては行けませんから、徴収業務があるのは当然ですけれども、コールセンターの

開設などをされておりますが、これには丁寧な対応を求めていると思います。

先日、国保の出産一時金を受け取ったお母さんに国保滞納分を相談された。その際、水道代などの支払いにもつないだと聞きましたけれども、出産一時金、子ども手当、障害年金などの公的扶助は目的的な扶助ですから、借金の返しに使うということは扶助の目的に沿うものではありません。市民の感情を害しない対応を求めたいと思います。徴収強化に伴って差し押さえなどのケースが増えていると聞いております。実態を伺いたいと思います。差し押さえは国税徴収法の76条によって、国保はそれに準じて行われますけれども、給与、生活費、生計費、事業費、お商売、それにかかわる品物などの差し押さえは禁止されております。また、それぞれの法律により、先ほどのような扶助費は押さえられません。つまり、扶助費を返済に充てることもふさわしくないということであります。生活保護法58条、障害者自立支援法13条、子ども手当支給法15条、母子保健法、養育医療費の関係ですけれども、これの24条などで、扶助費は差し押さえはできません。当然、これらの扶助費で滞納を払ってもらおうという態度はふさわしくありません。「徴収法では自主的に払ってもらうことを妨げるものではない」という一文によって徴収のお願いをしているようですけれども、第三者の裁判所が入る民間の差し押さえとは異なり、当事者の一方が強権を発動できる一方的な権限ですから、よほど慎重に行う必要があると考えますけれども、見解をお聞かせください。

また、生活を著しく窮迫させるおそれのあるときには、滞納処分の停止も地方税法15条、徴収法153条でできるわけです。

から、滞納処分 of 停止にもきちんと応じるべきだと思います。

次に、減免制度の充実について伺います。

市独自の保険料の減免は、生活保護基準の 1.15 倍、一部負担金は 1 倍となっておりますが、保険料や医療費を考えた場合、生活保護と同等で、これらの低所得の方々は医療費の負担ができれば生活保護を受けるべきだと言わなければ、そういう基準の低さだと言わざるを得ません。そういう意味で、一部負担金の減免の基準の引き上げが必要だと思っておりますが、市民の医療を受ける権利を保障するためにも、低所得者への減免制度の拡充についてのお考えをお聞かせいただきたい。今、保険料、一部負担金の減免を受けている方々の数字も示していただきたいと思います。

3 点目に、資格証明書の発行、短期証の発行について伺います。

資格証明書の発行は減っているようですが、短期証の発行とともに状況をお聞かせください。これらの加入者に対する通常の保険証を発行しないこと自体が見せしめのような制裁の措置のように私たちは考えるんですが、保険料の納付率を上げる効果は薄いと思います。医療からの締め出しにつながり、福祉の制度として医療保障の精神に反することであるということで、資格証明書の発行はやめて通常証の発行を求めているものですが、子どもたちには発行しない、低所得者に考慮するなどの改善はされているようですけれども、どうなっておるのかお聞かせいただきたいと思います。

1 回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在の摂津市地域防災計画は、平成 19 年に修正を行ったものでございますが、現計画の想定地震といたしましては、東南海・南海地震と、大阪府への影響が考えられます四つの内陸断層、上町断層帯は 2 ケース、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯の計六つのケースで地震想定を行い、摂津市内の震度が最も大きくなる上町断層帯地震 A で震度 6 弱から 6 強と予想しております。この地震により、死者、負傷者が約 1,200 人、家屋の被害が全壊 6,000 棟、半壊 5,200 棟、罹災者数 3 万 9,000 人、避難所生活者 1 万 1,000 人が発生することを想定し、防災計画を策定しています。しかし、地震による津波被害は市防災計画には明記されておらず、上位である大阪府防災計画から、現在、大阪府等が設置してまいります堤防や河川の水門で津波を防ぐことができることを前提としております。しかし、今回の東日本大震災の津波被害の調査を受け、大阪府は津波想定の見直しに着手しておりますが、本格的な防災計画の見直しは平成 25 年度末ごろになると聞いております。しかし、それまで待つことができないことから、大阪府は想定津波高の 2 倍を仮設定し、津波被害を検討しており、中間報告が出ると聞いております。市は、それら災害被害の状況を受け、早い時期に摂津市地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、耐震化促進、避難マニュアル等、個々問題についてのご質問についてお答えします。

公共施設の耐震化率は、平成 23 年度末現在、88 施設 137 棟のうち 94 棟の耐

震化が完了し、68.6%となっております。そのうち、防災拠点は63施設107棟のうち68棟の耐震化が完了し、63.6%となっております。また、避難所は33施設33棟のうち23棟の耐震化が完了し、69.7%となっております。また、民間住宅耐震化につきましては、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画で、平成27年度までに90%まで高めることを目標とし、耐震診断の補助金や耐震改修の補助金の制度も実施しております。公共施設の耐震化促進につきましては、平成12年度に耐震化計画を策定しました。計画策定に際し、最優先に耐震化を進める施設としまして、学校施設、その次に避難所の位置付けをしておりますスポーツセンターや公民館、防災拠点等を順次耐震化していくこととしております。

続きまして、スポーツセンターや旧ふれあいルームの防災拠点としての活用についてお答えいたします。

現在、スポーツセンターとして利用していただいております三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンターは、災害時にグラウンドの一部を一時避難所として、体育館部分を避難所として防災上の位置付けを行っております。旧ふれあいルームは平成23年度に売却する予定となっております。

次に、災害時の避難者に対する備蓄の状況についてお答えします。

摂津市防災計画で想定いたしております災害時の避難所生活者数は、先ほどご説明いたしました1万1,000人余りとしております。大阪府は、大阪府防災計画で各市町村の重要物資備蓄目標量を示しております。ここでいいます重要物資とは、アルファ化米等、高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ

でございます。摂津市が平成23年4月現在備蓄しております重要物資は、大阪府が示す目標量を超えるもので、アルファ化米等が1万7,098食、高齢者用食1,000食、粉ミルクが175人分、哺乳ビンが140本、毛布が4,000枚、おむつが2,211個、生理用品2万1,920個、簡易トイレが414個となっております。しかし、大規模な災害時に市が備蓄している物資だけでは十分でないことから、市民の方々には災害の備えとして3日分の食料・飲料備蓄をお願いしております。

次に、地域で防災を議論する場の設定と各地域の避難マニュアルを策定する考えについてのお問いでございますが、本議会に上程しております一般会計補正予算の災害対策費には、避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアル作成委託業務を計上しております。この委託業務は、水害の際、安全で迅速かつ適切なタイミングで避難できるよう、避難勧告等の判断基準や避難対象区域、避難所、避難経路、情報伝達手段などを検討するものです。この委託により、地域ごとの避難所や避難経路を明確にすることで、地域で防災を議論するものとして提供していけると考えております。

続きまして、原発事故に対する摂津市の考え方、対応についてのご質問にお答えします。

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所で発生した深刻な原子力事故により、福島県においては計画的避難区域や緊急時避難準備区域が指定され、福島県内や他県への避難を強いられている状況であります。また、放射能の影響により、福島県第一原子力発電所から離れた首都圏でも、各地で放射能濃度を測定する事態となっております。

一方、関西電力では、福井県に美浜原子力発電所が3基、高浜原子力発電所が4基、大飯原子力発電所が4基の計11基がございいます。一番近い高浜原子力発電所から摂津市までの直線距離では約80キロメートルを超える位置にございますが、水源地などの問題もあることから、遠くで起こった事故では済まされない状況が考えられます。大阪府は、原子力災害対策として、JCOの臨界事故を受け、府内にあります原子力実験施設等で万一原子力災害が発生した場合を想定し、国と府、市町村が一体となって迅速に対処するため、拠点施設となるオフサイトセンターを整備し、事故の状況把握と予測、住民の安全確保、被曝者に対する医療処置等を行うこととしております。

また、摂津市地域防災計画では、放射線災害予防対策として、事業者が放射性同位元素の使用者に対し、放射線災害が発生した場合に、放射線測定や被曝を受けた者の救護や危険区域への立ち入り制限等が規定されておりますが、原子力発電への対処には課題が多くございます。今後は、原子力発電所で深刻な事故が起こり、広範囲に放射能物質が検出される事態が発生した場合を想定し、大阪府等の関係機関と協議を行い、対策を検討していきたいと考えております。

なお、総合計画との関係でございますが、総合計画と申しますのは、基本構想、基本計画ということで、まちづくりの大きな目標、方向性を示すものであります。今日の大震災に対処する部分につきましては、今後、私どもでつくっています防災計画の中に包含をされ、個別の事象として一つ一つ解決をしていく方向に向けるものだというふうに考えておりますので、総合計画そのものを見直しするという考えは今のところ

ございません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 それでは、耐震化促進、個々の問題についてのうち、道路や橋梁など市内構造物の状況についてのご質問にお答えいたします。

道路や橋梁などの道路構造物の状況でございますが、日常の道路パトロールや道路施設管理点検作業などで災害時を含めた危険度の把握に努めているところでございます。また、本市で管理しております市内の河川や水路にかかっております道路橋梁のうち、現在、地域防災計画での緊急交通路、避難経路、通学路の区間にかかりますおおむねの橋では、橋梁落下防止対策が完了しております。道路橋の管理につきましては、平成21年度に橋長が10メートル以上の橋梁を対象に保守点検を実施しましたところ、すべての橋梁につきまして、橋の本体は健全であると判定されております。今後は、橋梁の耐性と強度を高めるため、長寿命化計画の策定を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 国民健康保険制度をよくするための諸問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険料の徴収に関しての窓口対応といたしましては、納付が困難な方につきましては、保険料の減免制度や分割での納付などの説明を十分に行い、個人の事情に合わせた十分な配慮を行っているところでございます。

また、差し押さえの現状ということでございますが、国税徴収法に基づき、保険料の滞納処分として差し押さえを行っており、

平成２２年度の件数は３１件でございます。差し押さえを行うに当たりましては、不納欠損や高額滞納額がある場合、分割納付の誓約をされない、または誓約をされても履行されない場合、納付勧奨や納付相談にも応じないでご連絡もない場合等に財産調査を行っております。財産調査後に差し押さえ予告を行います、予告後にもご連絡、ご相談のない方に対しまして差し押さえを行うこととなります。ただし、一律に基準を適用し実施するのではなく、個人個人のご事情を勘案し、慎重な上にも慎重を期して対応させていただいているところでございます。差し押さえは、納付いただく最終的な方法と考えておりますので、できる限り差し押さえという形に至ることなく保険料を納付していただけるよう、日々窓口やお電話での相談等で努力しているところでございます。

次に、保険料減免、一部負担金減免の制度を充実させることについてでございますが、保険料の減免につきましては、平成２２年度申請・承認件数ともに５３４件でございます。不況による世帯の収入が減少傾向にあることを踏まえて、条例、規則において、病気もしくは負傷、または失業もしくは事業の休廃止、その他、これらに類する事由により収入が著しく減少した場合も減免対象者として定めており、運用において充実を図っているところでございます。

一部負担金の減免につきましては、平成２２年度申請・承認件数ともに４９件でございます。国民健康保険法第４４条で、特別の理由があるために患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に、市区町村保険者が一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、一部負担金の徴収を猶予することの

措置をとることを認められております。これにより、本市も条例規則において一部負担金減免を規定し、実施しているところでございます。なお、国の基準では入院しか対象としていないところを、本市では外来も含めて実施し、充実に努めてまいっております。

最後に、資格証明書発行、短期証問題についてでございますが、短期保険証の交付につきましては、平成２２年度は１，６２５件で、ここ数年、横ばい状態となっております。短期保険証を交付することにより、滞った保険料について、被保険者の方との接触の機会確保を目的としており、保険料の未納解消を図るよう努めているところでございます。資格証明書の交付につきましては、平成１２年度より、国民健康保険法にて被保険者間の負担の公平を図るため義務化され実施しておりますが、平成２２年度は４２件で、ここ数年は減少してきております。ただし、１８歳に達する日以後、最初の３月３１日までの間にある被保険者に対しましては、資格証明書ではなく短期保険証を交付しております。また、被保険者証の返還を求めるときは、弁明の機会の付与に関する通知を行っており、弁明書や特別な事情に関する届出書が提出された場合には、資格証明書の交付ではなく短期保険証を交付する等の対応を行っております。

資格証明書や短期保険証の交付は、本市にとっても被保険者の方にとっても、決して本意なあり方ではないものでございます。このような形にならないためにも、保険料を納付いただけるよう、被保険者の方との接触の機会確保に努め、個別の相談を大切にしていまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、続けて質問をさせて

いただきます。

防災計画の見直しはこれからやということとはわかりました。しかし、この6、7月には、大阪府から何か示されるというお答えでよろしかったでしょうか。また、この4月、5月、6月、何もしておられないというわけではないと思うんですけれども、この間、検討された中身での前進面などを教えていただきたい。何か計画・立案されたものがないのか。

また、上村議員へのお答えで、実施計画への考え方は変えられて、総合計画に対する通達をされたということでもありますけれども、計画そのものは変えるつもりがないと。震災後、市民の防災に対する意識も大きく変わってきています。これまでと変わらないというのは納得されないと思うんですけれども、防災対策を総合計画に外付けにするのでしたら、またそれを明らかにすべきではないでしょうか。

それから、学校耐震化の国の目標が27年、民間でも27年に90%というふうに伺いましたけれども、現在、民間の建物の何%が耐震化できているのか調査されているのか、また、民間のビルに避難所としての協力を求める動きがあるのか、本市はどうなっておるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、公共の耐震化の目標と年度ですね。現在7割弱、これはいつどうなるかも詳しくお聞かせいただきたいと思います。

道路や橋はオーケーということですが、そういうことになれば、もし流されたら承知はせんぞということになるんですけれども、かけ替えの時期なども示されないのか、ちょっとまたお聞かせいただきたいと思います。

次に、特に避難場所となっている旧ふれ

あいルーム、スポーツセンターは耐震化計画を持たないのか、文化ホールにも、たくさんの方が集まる施設ですけれども、耐震化を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。耐震化を行うつもりがないというならば、それなりの回答をいただきたいと。売ってしまうから、もうせんでもええということですか。

それから、備蓄については、これぐらいの量でどのくらいもつのか。市民にも備蓄をお願いといっても、水害で流されれば役に立ちませんね。市内複数の避難所となれば、配布体制を考えていく必要もあるかと思います。行き届くのかどうか、市内全域の総量だけでなく詳しく説明をいただきたいかと思います。

防災、それから避難に対して、市民の協議を重ねる場についてはどうでしょうか。お答えがなかったようですが、新たな協議会などを設けるお考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

原発事故については、これまで想定すらされてこなかったと、いろいろ課題が大きいというお答えでした。一方で、九州電力の玄海原発の再稼働の説明会を国で行われておりますけれども、津波対策は十分とられているという再開容認という結論でした。福島原発も地震の確率はゼロで事故を起こしました。到底納得できるものではない。国・府、関西電力の原発推進方針にはしっかり反対の立場をとっていただきたいと思います。

それから、国保の問題ですが、差し押さえは本当に最後の手段ですから、それより市民との信頼関係をつくって納付につなげていくようにお願いします。

減免制度はたくさん行っているようですが、件数を出していただいたように、

非常に少ないのが現状です。それに伴って資格証明書などの切り替えが医療からの締め出しにつながっています。根本問題は国民健康保険料が高過ぎるということですから、ぜひとも対策について考えをお聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

○有山総務部長 震災以後、現在までのところで防災計画の変更に取り組んだものはございます。早期防災計画といたしまして、水防の初期防災の体制の見直しをかけております。これは、機構改革に伴いまして職員の配置等が変わりましたので、できるだけ、特に雨に対して非常に地域的に低いということがございますので、従前、この部分につきましては、土木下水道、都市整備の各部がその現場を担い、総務部において本部体制を敷くというような初期防災の体制をとっておりましたが、そこに総務部から13名の新しい人間を投入することにより、より現場に厚くするという計画をつくっております。

それから、民間に対する達成率ということでございましたが、平成19年度末で耐震の構造については70%をクリアしております。それから、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、これに基づきましてI s 値を計算し、その促進法では耐震指数の判定基準を0.6以上としております。それ以下の建物は耐震補強の必要があるという判断になるかと思いますが、ただし、この耐震I s 値が0.6というのは、耐震震度の強度が60%という意味ではなく、必要な耐震強度に対し100%の強度を持つということを意味しておりますので、先ほど申されたような0.

7というような考えは本市では持っておりません。それは、建築物耐震改修の促進に関する法律に記載しているとおりでございます。

それと総計との関係なんですが、本来、私が答えるべきことなのかどうか、ちょっとあれですけども、防災ということで個別の計画がございます。そういう場合に、本市の場合では総計の中にさまざまな災害、事故などによる被害を最小限にとどめるよう、市民、他の自治体、関係機関などの連携・協力を促進し、危機管理体制と対応能力の強化、消防救急救助体制の充実を図るという、まちづくりの目標の3章のところの第2節に「みんなが安全で快適に暮らせるまち」という項目がございます。その分野に入るかと思います。また、基本計画の方向といたしましては、「災害や危機に強いまちにします」ということが総計の中に入っております。これらに基づいて、個別プランであります防災計画なりの推進をするということでございます。

それから、住民の参加ということでございましたが、これにつきましては、役所として何も持たず住民と話をすることとは、やはり無理があるかと思います。私どもの考えを持って、また住民の方々と話をすることということで、先ほどご答弁申し上げておりますように、今回の補正予算でお願いしております避難経路でありますとか、摂津市の防災のあり方を一定私どものほうで考え、その中で住民とまた議論をする場ができるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、橋のかけ替えの時期について、どうなのかというお

問いでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、平成21年度に点検を実施いたしました橋長10メートル以上の橋につきましては36橋ございまして、この橋につきましては、橋の本体は健全であるという判定が下されております。それを受けまして、今後におきましては、橋のかけ替えではなく、平成25年度末を目途に、橋の耐性と強度を高めるための橋の長寿命化計画、これを実施していきたいと、こう考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 総務部長、先ほどの問いの中で、民間の建物の耐震率についての問いとか、あと、備蓄品についての考え方の再答弁のお問いがありましたけども、補足できますか。総務部長。

○有山総務部長 すいません、答弁が漏れていたようでございます。

公共施設につきましては、先ほど来、答弁しておりますように、ほっておくというわけではございません。先ほど言いましたように、促進法における昭和56年以降の建物についての分を、当然改修をかけていくというふうにしております。昭和56年が一つの境目になっておりますのは、建築基準法で定めました56年度以降の建物は震度6に対応するというふうに考えられておりますので、そこ以前のものについて再度やります。特に、私どものほうの耐震の計画では、平成12年に策定をいたしておりますが、学校施設が一番優先順位が高いと。その次に、もちろん避難所になります施設。3番目に、文化ホールなどの大多数の多くの市民が集まる施設といったような優先順位づけをしておりますので、まずは学校から公共施設の分については促進をしたいというふうに考えております。

それから、民間につきましては、27年に70%を前出ししろということでございましょうか。私どものほうでは補助金の制度等をつくっております、これだけで早く取り組みを住民の皆さんがみずからやっていただきたいというふうに考えております。

備蓄用品につきましては、今、分散管理をしておりますが、一定大阪府から示された基準より上回る形での備蓄を行っております。今回、大阪府がカウンターパートナーとして選びました岩手県なんですが、岩手県から大阪府に対してのオーダーですが、初期の段階においては食料・飲料という形で、それから毛布、こういったものが要請を受けました。第2の段階になりますと、シャンプーでありますとか、石けんでありますとか、トイレットペーパーでありますとか、そういう日常生活のものが被災地からの要請として上がっております。3番目に上がってきていますのは、その次の段階になりますとパーテーションであるとか、簡易の畳でありますとか、避難所をより快適に過ごすための物品というようなものがオーダーとして入ってきています。そういうことがありますので、私どもの備蓄は、今まで話をしていますように、食料、それから一部日用品ということになっておりますので、今後、もしその部分を拡大することであれば、第1段階の食料・飲料を増やすということ、それから、第2段階のある程度日用品として我々が使うものを増やしていきたいというふうに考えております。3番目の、より快適な生活をするためのものというのは、非常時に備えて備蓄をするというものではないというふうに思っておりますので、今後、増やしていくべきは、岩手県の例をとりますと食料、そ

して日用品というふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 国保財政の安定ということでございますが、まず、基本的には資格の適正化や医療費の適正化、収納率の向上等を柱とした経営努力をしていきたいと考えておりますが、そのほかにも、国の特別調整交付金をできるだけたくさんいただけるような努力をすることや、大阪府の特別調整交付金、これらが、例えばコールセンターの設置やレセプト点検の充実・強化等、幾つかの課題をしっかりと実施しているかどうかによって点数化されて調整交付金をいただけるというような仕組みになっておりますので、これらの努力をしていきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 以上で全部答弁はあったと思うんですが。山崎議員。

○山崎雅数議員 では、もう時間もありません。災害避難については自己責任の押しつけということにならないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

○藤浦雅彦議長 山崎議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 一般質問に先立ちまして、東日本大震災でお亡くなりになられた方の心からの哀悼の意を表し、また、被災されました皆様方的一天も早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

質問番号 1、中学校教科書採択について。

今年度は、4年に一度の中学校教科書採択が行われます。平成18年の教育基本法

の改正により、社会の教科書では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること」が教育の目標の一つとして示されました。これら教育法規の改正に基づき、学習指導要領の改訂が行われ、教科書会社は教科書の編さんを一斉に行いました。しかしながら、今年3月末に検定合格となった教科書を調査いたしますと、一つ、自衛隊を憲法違反とする意見を強調する教科書、二つ、拉致問題を解決すべき国民課題とせず、深刻な人権問題、また国家主権侵害と教えない教科書、三つ、竹島、尖閣諸島を日本の領土と明記していない教科書、北方領土や竹島が不法占拠されていることを書かない教科書、4、国旗と国歌の意義と、相互に尊重することが国際的儀礼であることをきちんと教えていない教科書、5、外国人参政権を国民固有の権利であることを記さず、平等権のところで批判的に取り上げている教科書。これらは国の検定をクリアしているとはいえ、教育基本法、学習指導要領に沿っていないのではないかと見受けられる教科書があります。

そこで、教科書採択に当たり、摂津市の子どもたちには法律と学習指導要領に沿った教科書採択を行い、国民的教養と愛国心をしっかりととはぐくむことのできる教科書を強く求めたいと思います。

まず、質問一つ目、摂津市の教育委員会においても、国・府から採択事務を進める際の基本資料として選択資料が作成されていると思いますが、この資料の有無と、教育基本法と学習指導要領の要旨が反映されているのか質問したいと思います。併せて、文科省は、開かれた採択として、教職員以外の意見も採択の参考にする方針を打ち出していますが、教科書採択の流れとスケジ

ジュールを合わせて、教育委員会の下部組織である調査選定委員に保護者や一般の意見が反映されているのか、ご質問したいと思います。

二つ目、質問番号２、地域防災計画について。

川端議員、村上議員、木村議員、山崎議員からも地域防災について数多く質問が出ましたので、重複しているところはできるだけ避けて質問してまいりたいと思います。

まず一つ目、機構改革により職員６６０人体制になったときの編成対応についてご質問します。そして、その６６０人体制になったときの初期防災の編成について。そして、三つ目は、災害発生時、現在２８か所の避難所が浸水した場合、避難所に備蓄、非常食、給水、それからボートなどの設備があるのか。また、停電の可能性も考えて自家発電等、また、先ほど村上議員からも無線のことが質問でございましたけれども、無線以外の通信手段もあると思いますが、こういったことを検討されているのか。そして、四つ目、現在、避難所にはどのような備蓄がされているのか。備蓄場所や避難場所の防災機能の基準がありませんけれども、作成する予定について、先ほども答弁ございましたけれども、再度お願いいたします。

質問番号３、摂津市環境配慮の率先実行計画について。

平成１８年から平成２２年までを第２期として、すべての市職員が本計画に基づいて、あらゆる事務・事業で環境に配慮した取り組みを徹底するように計画された、せっつ・エコオフィス推進プログラム２、こちらの成果と、この計画の推進体制及び実行体制の現状について、また、環境対策課から環境政策課として、名前が「政策」と

なりましたけれども、２３年度の取り組みについて質問させていただきます。

質問番号４、公立中学校に対する給食促進について。

川端議員からも先ほど質問がありましたが、大阪府の教育委員会の公立中学校に対する給食導入促進事業で、総額２４６億円の債務負担行為がなされ、給食施設整備費の半分を助成、それから食器・消耗品購入費を１，０００万円補助するという素案が上がっています。導入に関しては市町村の判断とのことでありますが、本市としてはどのように検討しているのか、ご質問いたします。

以上、１回目の質問をよろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。教育次長。

（馬場教育次長 登壇）

○馬場教育次長 それでは、中学校の教科書採択に当たりまして、１回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、教科書は、教育基本法、それと学校教育法などを踏まえた学習指導要領に沿ったものでなければならず、現在、採択に当たって提示されております各出版社からのそれぞれの教科書は、いずれもこの要件を満たしているものでございます。その中で、いずれの教科書を採択するかは、各市の教育委員会の権限と責任において決定するものでございます。

今回の採択に当たりましては、文部科学省が各都道府県教育委員会に通知いたしました「平成２３年度使用教科書の採択について」や、大阪府教育委員会から各市町村教育委員会に通知されました「義務教育諸学校における平成２４年度使用教科書の採択について」の通知を関係者に配布し、そ

の趣旨に沿って、専門的な教科書研究の推進、公正な採択の確保、開かれた採択の実施の3点を留意事項として、現在、採択の手続きを進めているところでございます。

その中で、今年の教科書採択の流れでございしますが、まず、公平かつ適正な採択を図るために教科書選定委員会を置いております。教科書選定にかかわる事項につきまして、教育委員会から諮問し、選定委員会では専門的な調査を行うため調査員を置いております。調査員につきましては、ただいま申しましたように、専門的な調査・研究を行っていただくため、現場の教員が行っております。また、開かれた教科書採択を行うために、諮問をいたしました選定委員会には保護者代表委員も委嘱いたしております。同じく、開かれた観点から広く市民の皆様にも今回の教科書をご覧いただくために、教科書展示会を実施いたしております。法定展示会は6月17日からの14日間となっておりますが、本市におきましては、より広く見ていただくために6月の1日から既に自主的に実施いたしております。

なお、採択の決定につきましては、選定委員会からの答申を受けた後に、教育委員会におきまして協議・検討し、法令に基づきまして8月の31日までに行う予定でございします。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えします。

職員660人体制での災害時の対応であります。今年度行われました機構改革に対しまして、地域防災計画での部局による編成対応の見直しを現在取り組んでいると

ところでございます。機構改革による部局により、今までの編成方針と各部局の人数が合っていないところから、こういう取り組みをしているところでございます。

一番最初に取り組みましたことは、既に初期防災の編成については、土木下水道部、都市整備部を中心に対応をしております。どういう対応をしているかと申しますと、大雨洪水警報、暴風警報が発令された場合、道路、公園、水路、下水道施設等のパトロール、ポンプ施設等の稼働点検、被害が発生した場合の処理作業ということで、本部に総務部が残るといような形をとっております。新たにこの現場に総務部職員を13名加えることにして、一定の見直しを図ってまいったところでございます。今後、現在行っております地域防災計画の再構築を進め、660名の人員で十分機能する体制を整えてまいりたいと考えております。

災害時に被害を受け、また、受けるおそれがある場合、応急生活をするための場所としては、28か所の避難所を指定しております。そのうち、洪水ハザードマップでは、避難所でも浸水する可能性がある場所もございます。現在所有しておりますボートであります。避難所でのボートの保管はいたしておりません。消防本署に1隻、鳥飼出張所に2隻、味生出張所に1隻、千里丘出張所に1隻、近畿道高架下に1隻、合計で6隻保管いたしております。今後は、ボートの必要総数及び保管場所等についても関係部局と協議し、増数についても検討をしてまいりたいと考えております。

避難所に防災無線以外の通信手段であります。現状、通信するような多様な通信手段がございませんが、市民に情報を提供でき、避難所や自宅難民への通信ができる

方法を今後研究してまいりたいと思います。

それから、質問にございました自家発電でございますが、各小学校の防災倉庫に自家発電は用意をさせていただいております。家屋倒壊等により危険物を除去する必要がある、そういったためのチェーンソーなども同じく小学校の防災倉庫に備蓄をしているところでございます。

続きまして、非常食や毛布などの備蓄につきましては、現在、市内6か所に備蓄しております。収容被災者や、及び在宅被災者への給食、給水、物資配給等は、避難者数の状況を把握するなど、状況を分析しながら行っていくこととしております。したがって、非常食等の管理を常時行う必要があることから、現在、避難所での備蓄はいたしておりません。今後は、備蓄場所や管理上の問題などにつきまして、地域防災計画の見直しに合わせまして検討してまいりたいと考えております。

避難所の防災機能の基準についてですが、今後は避難所を機能基準といたしまして、避難所の責任者、施設の安全点検、仮設トイレの設置など、必要な措置などの基準を設け、避難所について一定の基準を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 摂津市環境配慮の率先実行計画についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、平成13年度より、せつつ・エコオフィス推進プログラムを策定し、温室効果ガスの削減に向け、取り組みを進めているところであります。平成22年度には第2期のプログラムが終了し、現在は22年度の結果を集計中でありますが、目標

としておりました平成17年度を基準年とした温室効果ガスの総排出量の5%削減は達成できるものと考えております。

エコオフィス推進プログラムの推進体制につきましては、市長を本部長とするエコオフィス推進本部において実行計画を決定し、実行体制として各部局に総括責任者、各課に推進責任者及び推進委員を置き、計画の推進と実施状況の把握を行っております。また、推進責任者及び推進委員に対しましては、毎年、環境問題に対する研修も行ってきたところであります。

現在、せつつ・エコオフィス推進プログラム3の策定に取り組んでおりますが、省エネルギーやごみの減量、再資源化等につきましては、まだまだ十分とは言えない状況にありますことから、第2期での結果を踏まえるとともに、毎年の実施状況の把握が次年度の行動に結びつきますよう、実行体制を充実させてまいりたいと考えております。

また、エコオフィス推進プログラムのみならず、機構改革で環境対策から環境政策という名前に変わったこともかんがみまして、今まで以上に市内における環境施策の総合的な調整に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 公立中学校に対する給食促進事業についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、今年5月に大阪府から中学校給食導入促進事業補助制度の概要案が示されました。本制度は、施設整備費や備品、消耗品を対象に、1校当たり1億500万円を上限として補助するものとなっています。しかし、人的措置やランニング

コストは補助対象外であり、毎年の財政負担は大きいものと考えております。

中学校における学校給食事業は、大阪府内におきましては、完全給食方式のほかスクールランチ方式、そして、学校給食としての位置付けとはなっておりませんが、弁当あっせん方式の三つの形態で実施されているのが現状ですが、それぞれにメリット、デメリットがございます。また、完全給食以外の方式を採用されて給食を実施している市におきましては、事前のニーズ調査と比較して、実際の喫食数が極めて少ないなどの課題も指摘されております。このような中学校給食を導入している他市の状況を踏まえ、教育の一環である給食を中学校に導入し、運営していく上での課題を改めて整理し、その導入に係る経費、特にランニングコストの問題と保護者のニーズを見きわめながら、給食の方法も含めて導入の必要性について検討し、判断をしてまいりたいと考えます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後 2 時 5 8 分 休憩)

(午後 3 時 2 9 分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き一般質問を続けます。

大澤議員。

○大澤千恵子議員 中学校教科書採択について、2 回目の質問をさせていただきます。

先ほど、開かれた採択であるということでございますけれども、採択までの流れとして、採択手続きに関する一切の規則、要綱類、そして調査員が作成した一切の調査資料、そして選定委員、調査員の名簿、また、その他採択に関する一切の資料が、すべて公開されるべきではないかと思います。

また、先ほど、市民のアンケートの意見ボックスを 6 階のほうに設置しているということでございますけれども、こちらのほうも府から来ている約 2 週間という期日があまりにも短いのではないかと、市民のアンケートが採択に影響を与える余地は全くないのではないかと考えられます。

また、4 年前の中学校教科書採択の議事録を見ますと、教育委員は選定委員会からの答申、大阪府の選定資料の内容を踏まえ、採択案が上がっているわけでございますが、全発行社の中から 1 社の採択案しか上がってきていない。この間は協議会形式で進められているということでございますので、議事録も残っていない状態なので、最終的に見ますと、絞り込みとしか見えない状態であると言わざるを得ません。

今回は法律が変わり、学習指導要領の改訂内容を教育委員会が十分に理解し、教育委員会におかれては 3 点の質問をさせていただきたいと思います。

一つは、教育委員会の委員、その他学校関係者に、教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領の改訂の趣旨について周知徹底を図っているのか。そして、二つ目が、各教科書が教育基本法、そして学校教育法や学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るようになっているか、評価の指標を設けているのか。そして、三つ目が、この各々の教科書の特性や個性、表記に関する比較検討ができるような調査・研究をしっかりと行っているのか。この 3 点を 2 回目の質問とさせていただきます。

続きまして、3 番目、摂津市環境配慮の率先実行計画についての 2 回目の質問をさせていただきます。

今回、摂津市で、夏場の節電対策として、庁舎内で節電が行われているかをパトロー

ルするセツ電隊が発足し、前年度比15%削減することを目標にしており、13項目のチェック項目を毎日防災管財課に報告することになっているという説明を先ほど受けました。市民からも非常にわかりやすいこと、そして、新聞報道でも取り上げていただいたこともありまして、他市からも注目されていることは、非常に職員の環境意識向上につながっていったのではないかと一定の評価をいたします。

しかし、この新プログラムの中にも、摂津市環境保全計画エコ課計簿チェックシートというのがあります。2期では、平成18年から月単位で作成し、課の責任者に毎月報告することになっています。チェック項目は14項目、月二、三回状況を確認し、担当職員にヒアリングすることになっているということです。この内容をセツ電隊が行っているのと違う内容であるのか、また、第3期では、この内容も踏まえてきちんと環境政策課が全体をまとめて精査でき得るのか、ご答弁いただきたいと思います。

また、環境政策課に名称変更し、23年度の取り組みについて、どのように考えられているのか、細かい点は結構でございますので、方針だけお聞かせいただきたいと思います。

3、地域防災計画について。660人体制という編成の見直しを、十分機能する体制を整えられているということです。しっかりと見直していただきたいと思います。市内在住の職員と市外在住の職員の人数等も考慮して、市外在住が多かったので対応できなかったというような言いわけにならないように十分考えていただいて、配置編成を見直していただくようお願い申し上げます。

また、今回、意見書として出ておりますけれども、公立学校の避難場所として備えるべき備蓄倉庫及び自家発電設備の設置、そして、緊急通信手段などの基準を作成して防災機能の整備向上を図れるよう、財政支援の検討が出ておりますが、中央防災計画の見直しに合わせていると先ほどもございましたが、平成25年になるという見通しも出ております。有山総務部長もご答弁されておりますけれども、この2年の間に、摂津市としても、国の中央防災会議の結果が出る前に暫定的であっても早急な対策案を出していくべきであるということをご検討いただきたいというふうに、こちらは要望とさせていただきます。

そして、4番目、公立中学校に対する給食促進についてでございますが、2回目の質問をさせていただきます。

中学校給食促進事業については、子育て世代の保護者にとって非常に関心のある事業です。私もPTAの中で、この中学校給食導入についてよく質問をされますし、給食導入にするように要望されることもよくあります。しかし、市の判断で行うということであれば、さまざまな観点から検討していかなければならないと思います。補助金をいただくのでしたら、今年10月には決定していかないと実施計画に間に合わないということでございますので、財政面のほう、まず一つは、初期の設備投資は費用の一部を補助するものである、その残りの財源をどうするのか。そして、維持管理、人件費の検討、もちろん実施形態、直営方式、センター方式、民間委託などの検討。そして、給食費の滞納の問題。それから、近年は女の子がダイエットをし、男の子はたくさん食べるということで、小学校とは違う量が検討される喫食数の件でござ

います。こういった問題と食育の問題をすべて考えていかなければならないと思います。そして、お弁当が親子のコミュニケーションの一つであるということの観点、こちらのほうももちろん考えていかなければならない。さまざまな観点から検討することが望ましいと考えます。しかし、判断をしたときに、仮に摂津市が導入をしなかった場合、仮にそうなった場合は、なぜそう判断をしたのかという理由を市民にしっかりと伝える必要があると思います。それほどこの給食導入に関しましては関心の高い事業であると思われるので、慎重なご検討をお願いすることを要望いたします。

そして、最後に市長に、この公立中学校に対する給食促進についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。教育次長。

○馬場教育次長 教科書採択に当たっての三つの質問ということでございますが、まず、資料の公開についてでございますが、基本的には、今現在は選定中でございますので、非公開を前提ということで教育委員会で決定して行っておりますが、最終決定の教育委員会以降に資料等はすべて公開するという前提で行っています。したがって、昨年行いました小学校の資料等につきましては、そういういろんな法規とか資料も含めて公開させていただいて、情報コーナーで閲覧できるような形にさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、おっしゃっている法規とか通知を関係者に周知しているのかどうかということでございますが、これにつきましても、先ほど少し申し上げましたが、国なり大阪府なり、来ている通知につきましては、す

べて、例えば学校であるとか、審議委員さんの資料とか、そういった部分で通知いたしまして関係者には周知いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、教科書の採択に当たっての評価の指標ということでございましたが、一応大阪府のほうから、教科書を採択するに当たって8点ばかりの項目が示されております。その項目の中に、こういった視点で、こういった視点でということも示されておりますので、それにつきまして、私どもは調査員さんのほうにもお示しいたしまして、そういった観点から調査報告をいただくという形にいたしております。そして、その調査報告を審議委員さんが資料として見、また、最終的には教育委員が審議するに当たって、そういった分も資料として見させていただいております。

それから、調査・研究がしっかりなされているかどうかということでございますが、これは、国の通知の中にもそういった調査・研究をしっかりするよにということがございます。ちなみに、前回、中学校教科書が一斉に改正され、採択されたときには、例えば調査会につきましては、各種目5名ないし6名の方が出られまして、種目といたしますのはそれぞれの教科書ということですが、その種目ごとに大体4回から6回調査会を開いております。そういったところで専門的な観点で研究をしていただいていると。それを受けまして、審議会におきましても、審議委員さんがその調査・研究をもとに、前回でしたら5回程度審議していただいておりますので、そういった中で、私どもは国なり大阪府が言われている正確な調査・研究をして、摂津市にふさわしい教科書を採択したと。今回もそういう形でさせていただく予定にしています。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 エコオフィス推進委員とセッツ電隊の役割についてのご質問でございますが、エコオフィス推進委員は、地球温暖化防止に向けて各課1名を選任し、日々の業務上で環境に配慮した取り組みが定着するよう、省エネルギーの推進をはじめグリーン購入の推進、ごみ減量、リサイクルなどの実行、職員への啓発等に努めるものであります。

セッツ電隊については、原発事故による電力不足に緊急的に取り組む必要から、節電に特化ものとして設置されましたが、マスコミ等に取り上げられるなど、本市の節電施策に一定の役割を果たしたものと考えておりますが、ご指摘のとおり、エコオフィス推進委員の役割と重複する部分もありますので、先ほどありましたエコオフィス推進プログラム3では、両者の役割分担も含め、効率的な運用について検討してまいります。

次に、環境対策から環境政策になって、どうかというお問い合わせでございます。「対策」から「政策」に変わりましたことによってどうかということですが、我々市役所というのも一事業者としての役割がございます。一事業者としてやるべきこと、これについては、例えば管財を担当します総務とかとの協力の中でやっていくことが重要かと思ひますし、これは市内の各事業所についてもお願いをしていくという立場になるのが政策の仕事ではないかなと思ひます。

本来の政策の仕事といたしましては、もちろん大事なことでございますが、庁舎内でのことも含めまして、市民との協働を十分意識しまして、市全体でさまざまな環境施策に対する大きな地球環境に対する流

れをつくっていくということが大事かと思ひますので、本年度策定いたしました地球温暖化防止計画であるとか、また、市民の方々のご協力のもとに、今、募集をしております環境家計簿であるとか、こういった市民を巻き込んだ活動がいかに行っているかということ、庁内全体を総合調整しながらやっていく体制を今後検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 大澤議員の質問にお答えをいたします。

最近、とみにと申しますか、子どもたちの非行とか諸課題、これが云々されていると思ひますけど、一方でよく言われているのが「早寝早起き朝ごはん」、こんなこともよく言われていると思ひますけど、これは日々の規則正しい生活が大切だということを行っているんだと思ひますけど、察するところ、このごろの子どもは朝御飯を食べないと学校に行く子がどうやら多いということかも知れませんが、これはもしものことですけど、朝御飯を食べない、昼間給食、夜はでき合いものというようなことになっていないか、ちょっと心配でございしますが、最近、中学校給食導入に向けていろんなアンケートの結果が出ていると思ひますが、あの結果を見ますと、いろんなとり方があると思ひますけれども、子どもたちの9割ぐらいはやっぱり給食と言っているそうですね。保護者の皆さんは、半分以上の方が給食がいいとおっしゃっておられるようです。それからいうと、たまに、もしお母さんが残りものでもいいからお弁当を入れてあげると子どもは喜ぶだろうなと、この結果から見ると思ひます。

昨今、女性の社会参画、これは活発であります。女の方が仕事、家庭、これを両立

するのは大変なことだと私は思っています。だから、大変だと思うんですけども、こんなアンケート結果もあるなど。大切な一つのとらえ方ではないかと思えますけれども、そういったことを踏まえた上で、やっぱり一方では中学校給食をしてくれというニーズもあるわけですから、摂津市の場合、大阪府から言われたからとか言われてへんからじゃなくて、いろんなやり方があると思いますが、どういう形が可能なのか、先ほど教育委員会のほうでいろいろ話があったと思えますけれども、私といたしましては、教育委員会がただいま可能性を探っておりますから、その判断を尊重したいなと思っています。

以上です。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 そうしましたら、中学校教科書採択について、3回目の質問をさせていただきます。

流れからいきますと、先ほどご説明されましたように、公開しているということでございますけれども、こちらに関しましては、国、それから府、こういったところの制度自体が変わらないとなかなか難しいのかなというふうに感じております。

それでは、ここで3回目の質問に、市長から任命を受けている教育長にご質問させていただきます。

まず一つは、自衛隊の問題について質問させていただきたいと思います。「日本は国を防衛するために自衛隊を持っています。しかし、平和と安全を守るためであっても武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったのか」という意見もあります。そしてまた、自衛隊の任務の拡大は世界平和と軍縮を率先して訴えるべき日本の立場にふさわしくないという声もあります。核

兵器の廃絶を訴え、軍縮による世界平和をアピールすることこそが国際社会において日本の果たすべき使命なのです。」こういった記述の教科書について、どのようにお感じか、ご答弁いただければというふうに思います。

そして、このご答弁をしていただいた中学校教科書採択のまとめでございますけれども、市長、教育長には、ぜひとも摂津市の子どもたちに市長のおっしゃる人間基礎教育をしっかり身につけてもらって、そして、国民の歴史を語らない教科書を採択するのは、もうそろそろやめていただきたいというふうに思います。歴史教育とは、日本の歴史に対する愛情を深め、そして国民としての自覚を育てること。そして、公民とは文字通り公の民。J. F. ケネディの有名な演説の中で、「国があなたのために何かをしてくれるのではなく、あなたが国のために何ができるのかを問おう」と訴えたことがあります。公民とは、そのように公の一員として行動する人たちのことです。そのような公民意識を身につけることこそが子どもたちの公民学習だと考えます。次世代を担う子どもたちのために、ぜひとも今夏の採択に、教育委員会の責任のもと、教育基本法及び学習指導要領の目的を達成、こちらを目指すのに最も適した教科書を採択していただくことを強く要望して3回目の質問とさせていただきます。

それから、摂津市環境率先実行計画についての3回目でございますけれども、こちらは要望とさせていただきます。3期に向けて取り組まれるのであれば、当初、プログラムを策定されたときから、地球温暖化防止計画も国の削減目標も大きく変わっております。今回の東北沖地震による電力不足による電力の供給対策に関する制度の見

直しも検討され、今後、ますます幅広く環境政策課が請け負う責務は増えると想定されますので、3期には現状に見合った実行計画を策定するように要望させていただきたいと思います。

そして、公立中学校に対する給食促進についてでございます。市長のお答え、ありがとうございます。いろんな観点から考えていかないといけないのが、この公立中学校に対する促進事業だというふうに考えております。そして、先ほど、大阪府から言われたからするのではないと、独自で検討して進めていくということでもありますので、時間的には補助金をもらう期間が限られておりますので、その中で今回給食をするのかしないのかということは一定の決断をしなければいけませんけれども、市長としてはいろんな考えを入れていただいて検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、3回目の質問を要望とかえさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○和島教育長 それでは、教科書採択についての3回目のご質問でございますけれども、教科書は学習指導要領に適切に沿ったものでなければなりません。その点から、現在、採択に当たって提示されております教科書は、いずれもその要件を満たしているものと考えております。

ご質問の中で、一つの教科書について内容の紹介がございましたけれども、特に自衛隊の問題につきましては、海外派遣等、憲法における自衛隊の位置付けにかかわるものとしては、この学習指導要領解説書の中で、社会編ですけれども、公民的分野の「国際社会における我が国の役割を考えさせる」という項目の中で、「自衛隊が我が

国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割について触れながら、さまざまな国際貢献について考えさせる」と記載されております。そして、先ほど教科書の紹介がございましたけれども、この同じ公民的分野の中には、やはり日本国憲法の平和主義についての理解を深めるとか、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄して云々というような内容も、この解説書の中には書かれております。そういうことでございますので、最初にも言いましたように、これらの学習指導要領の要件を満たしている教科書であると私は認識しております。

以上です。（「議事進行」と渡辺議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 教育長の個人的なお考えを多分質問者は聞いたと思うので、そのことについてお答えがないん違うかなと思いますのでお願いします。（「答えてるやん」と呼ぶ者あり）いやいや、おれはそういうふうに思っていない。

○藤浦雅彦議長 教育長、補足できますか。教育長。

○和島教育長 ただいまもご答弁申し上げましたけれども、学校教育、特に教育活動というのは学習指導要領に基づいて運営されておるわけです。それですから、摂津市の教育行政を担っております私としましては、学習指導要領を遵守して教育活動を推進していきたい。ですから、先ほど指導要領の中で書かれておる内容、そのことについてが私の見解だと思っていただいて結構でございます。（「それで結構です」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

（柴田繁勝議員 登壇）

○柴田繁勝議員 順位に従いまして質問をさせていただきます。

交通安全対策についてお尋ねをいたしておりますが、まず1番目は、竹の鼻ガードの改良及び拡幅についてということでお尋ねしております。これにつきましては、吹操事業の一環として、この竹の鼻ガードの改良・拡幅というものは、我々は必要ではないのか、今やっておかないと将来に禍根を残すのではないかと、こういうことからお尋ねしておりますので、一応この取り組みについてお知らせをお願いしたいと思います。

それから、次に2番目ですけど、庄屋9号線の水路面の安全対策についてでございますが、このことにつきましては、過去にも何人かの議員からこの場所についての指摘をされ、安全対策をどうするんだというお尋ねが本会議でもあったように記憶をいたしております。摂津市の駅ができて、この3月で1年を迎えます。駅前のバリアフリー化、周辺の整備というようなことから、この9号線の水路面の安全対策は何としても必要ではないのかなというふうに思っております。地元のほうからでも、音鳴りだとか、それから、がたがたする、ところどころが欠けているということで、安全なお年寄りの歩行ができないと、こういうようなことも言われておりますが、私も現地を見てみまして、あの場所は、どうもやはり今、少し改善をしなきゃならん状況下になっているなど、こういうふうに思いますので、今回質問に出させていただきます。

それから、3番目ですけど、市内道路の道路側溝のグリーンベルト化についてとい

うことで、これは、この前にも私は一遍質問させていただいたんですが、他市ではかなり路側帯のところにグリーンベルトを施しまして、我々が通行するのに、自動車も含めて、割とめり張りがはっきりしているので通行しやすい。こういうことで、これからの将来はこういうものが要るなということでお尋ねしたんですが、そのときはまだ十分なお回答をいただいておりますが、先般、府道などの、例えば吹田市南正雀地域のところに路側帯をつくっておられますけれども、そのあたりはきれいにグリーンベルト化してあります。また、別府のほうでも府道の一部にグリーンベルト化していますし、特に行政でいいますと、吹田市などはグリーンベルト化しているところが非常に多くて通行しやすい。こういうことから、これからはやはり摂津市内も安全・安心ということから、このグリーンベルト化というのは必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺の摂津市の取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。

それから、2番目でございますけれども、東日本大震災関係につきましてですが、私はいつも思うんですけど、3月11日、2時46分、あのとき、ちょうど文教常任委員会をいたしておりましたら、何やぐらぐらしまっせと、頭が揺れまっせと委員会でおっしゃって、何かいなと思ってじっと見てみたら地震が起こっていた。これは近くやなと思ったんですけど、見たら800キロも離れたところの地域の地震が我々に伝わってきたということで、これは大変なことだと思って今日に至っているわけですが、いち早く摂津市のほうも、この震災に対して一定の消防隊を出すとか水道を出すとかいろいろなことを、また義援金を

集める取り組みをしていただいているということ、また、そのこともマスコミにも大きく取り上げていただき、最近、摂津市は、ようテレビやとか週刊誌、新聞に出まんなというようなことを言うていただく市民の方もおられて、そういう意味では、非常に市民に浸透もしてきているのかなと思うんですが、まだ、なかなか摂津市がこういう問題に取り組んでいるんだけど、十分に市民の中に浸透するところまで至っていないのではないかなと。そういう観点から、きょう、今日までの摂津市の取り組みの経過を少しお示ししていただければありがたいかなというふうに思っております。

先般も総務常任委員会の終わった後で、消防隊の方が帰ってこられての報告会も三好委員長のもとで聞かせていただいたり、その前も聞かせていただいておりますので、我々議員としては非常に的確な報告をいただいているというふうには理解しております。しかし、市民の皆さんがなかなかその内容にまでわかりにくいところがあるので、きょうは、ひとつこの一般質問の中でお尋ねをしておりますので、今までの経緯、わかる範囲のことを少しお示ししていただければありがたいかなと。

それから、この震災は半年や1年で済むもんじゃございません。5年、10年と復興までかかっていく。我々のまちにとりましても、これは1回済んだらしまいだということじゃなしに、あらゆる面で日本の復興をどうしていくのかというぐらいの大きな課題の中での復興活動がこれから求められるわけありますから、そしてまた、きょうも午前中、多くの皆さんから、我がまち摂津にこういうことが起こってきたらどうするんだろうと、こういうことも含めて、これからの支援体制と、そして、摂津市の

今後の取り組みも含めて、お考えがあれば少しお示しをいただければありがたいなと思っております。

1回目の質問です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 交通安全対策の竹の鼻ガードの改良及び拡幅について、ご答弁申し上げます。

竹の鼻ガードにつきましては、道路の幅員が狭く、歩行者の通行にも支障を来している状況であります。今日まで吹田操車場跡地まちづくりのタイミングに合わせ、鉄道による南北分断の解消のため、既存ガードの改修や都市計画道路坪井味舌線の延伸によるガード新設などの検討を行ってまいりましたが、新たな地域分断や既存ガードの集約化による地域への影響などに加え、警察協議や西日本旅客鉄道株式会社との協議の結果、ガードの改良や新設は非常に難しいということで断念せざるを得ない経緯がございました。しかし、地元の強い意向としまして、竹の鼻ガードを少しでも短くすることや、歩行者の離合困難解消のため、歩道部の拡幅について実現化を求められております。竹の鼻ガードを短くすることといたしましては、吹田操車場跡地まちづくり区間のガードの天井部を撤去し、オープン化する方法を取り入れ、歩道の拡幅につきましては、歩道側の側壁を改修する方法が考えられます。

一方、竹の鼻ガードに近接しております一級河川山田川への影響に加え、(仮称)千里丘公園と土地区画整理事業により整備いたします街区公園を一体的に利用する目的で、山田川の河川上部利用を大阪府へ申し入れている経緯があり、ガードをオープ

ンにすることで、今までの協議に沿わない課題が発生することから、大阪府との調整が必要となつてまいります。また、ガードのオープン化に対する本市の費用負担の問題も生じますことから、今後、防犯面など、警察との協議を含めまして、地元の意向に添えるよう、その実現に向け、関係機関と協議を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 交通安全対策の庄屋9号線の水路面の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の阪急電鉄京都線沿いの市道庄屋9号線につきましては、昭和58年に阪急電鉄京都線の庄屋上手2番踏切の廃止に伴いまして、農耕用道路の代替道路としまして整備した際に、阪急電鉄沿いの水路を改修し、幅員6メートルの道路といたしております。水路部にはコンクリートぶたを設置し、水路の維持管理に努めるとともに、車両も通行できる道路空間としての利用を図ってまいったところでございます。その後の経年変化などによりまして、コンクリートぶたの破損など改善が必要であると認識いたしているところでございます。また、阪急摂津市駅周辺の道路交通状況を考えますと、現在の水路敷地を活用した道路の再整備が必要であると考えておりますが、本水路には阪急電鉄軌道敷の雨水排除の機能もございまして、水路敷地を所有いたします阪急電鉄株式会社とも、コンクリートぶたなどの改善につきまして協議を行い、改良に努めてまいります。

次に、市内道路路側帯のグリーンベルト化についてのご質問にお答えいたします。

道路路側帯の設置によりまして、歩行者と車両の通行区分を明確に歩行者通路を確

保することは、交通安全対策の一環としての有効な方法となっているものと考えておりますが、路側線設置には道路幅員の問題もありますことから、歩行者などの安全を推進するため、路側線のほかにも、道路状況に応じまして交差点マークや注意喚起の路面標示など、整備の改修を通学路、学校周辺などを優先的に実施し、次に、交通量の多い危険な箇所の整備を行っております。

歩行者の通行を一層明確にするため、路側帯を緑色に着色し、グリーンベルト化するには、それに要するカラー舗装や塗布などの費用を要することや、降雨時の滑り対策なども課題とされておりました。近年、府道正雀一津屋線や近隣市でも路側帯のグリーンベルト化が実施されております。その現状で、また、平成23年3月に策定いたしました摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画におきまして、重点整備地区の特定経路、準特定経路のバリアフリー化の整備方針としまして、お示しましたように、短期的に移動等円滑化基準へ適合させることが困難である経路につきましては、路側帯のグリーンベルト化が現況の道路空間を改善し、歩行者の安全確保に努める整備手法として有効であると考えられますことから、近隣各市の事例も参考にし、重点整備地区の特定経路から順次整備可能箇所を実施してまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 今日までの摂津市が行った被災地支援の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

職員の災害派遣につきましては、3月11日の地震発生当日、総務省消防庁の要請により、緊急消防救援隊の大阪府隊といたしまして2隊、延べ16人の本市消防職員

を被災地であります岩手県釜石市や大槌町に派遣し、救助活動を実施いたしました。また、3月16日からは、水道部職員が岩手県盛岡市や宮古市、大船渡市、陸前高田市において、延べ13人が給水活動に従事しております。また、一般職員の災害派遣としまして、2名の職員が3月29日より陸前高田市において、全国から送られてくる救援物資の仕分け作業に従事いたしました。

次に、物資の支援についてですが、3月23日に、大阪府の要請により、市が備蓄している災害用の乾パン2,400缶、アルファ化米1,000食、手指消毒アルコール計100リットル、マスク2万枚余りを、被災地の救援物資として送付いたしました。また、5月9日には、鳥飼北小学校から宮城県南三陸町志津川小学校へ、保護者から学用品の提供を受け、上靴や傘、リコーダーや鍵盤ハーモニカなどを送付しております。

次に、義援金による支援といたしまして、3月13日から市庁舎や公民館等で義援金箱を設置するとともに、イベント等で義援金を呼びかけ、5月末で集まった義援金総額は3,426万5,131円となっております。また、別途、市より義援金として500万円を日本赤十字社に送付いたしております。

次に、摂津市へ避難されている方々への支援といたしまして、市営住宅の提供、住民票発行の交付手数料の減免や、妊婦、乳幼児の健診、予防接種が可能であること、また、国民健康保険や後期高齢者医療保険、国民年金の保険料、上・下水道料金の減免などを実施いたしております。

なお、5月末時点で摂津市内に避難されている方々は、12世帯、23名に上りま

す。内訳としまして、福島県5世帯、宮城県3世帯、茨城県3世帯、千葉県1世帯となっております。

また、3月30日に、東日本大震災の影響を受け、多くの失業や離職が発生し、雇用不安が増大していることから、職員採用を10月1日に前倒しし、10人の採用に対し、震災被災者支援を念頭に置いた採用試験の実施を決定いたしました。その後、採用試験の募集は5月27日で締め切っており、事務系、技術系を含め、200名の応募のうち11名が被災者でございました。

以上がこれまでの支援の経過でございます。

続きまして、今後の被災地の支援のあり方についてお答えいたします。

東日本大震災は、3月11日の地震発生から先日の6月18日で100日目を迎えましたが、学校や公民館などで避難所生活を強いられている方々は約4万1,000人、旅館やホテル、親族・知人宅などを含む全避難者数は少なくとも10万人を超えている状況でございます。仮設住宅の整備などが進まず、被災地の振興にはまだまだ時間がかかる状況でございます。被災地から大阪府市長会を通じて、被災当初は物資の支援や短期職員派遣の要請がございましたが、現時点では、災害復旧に向けた専門知識のある職員の中長期の派遣へと被災地のニーズは変化しております。これら要請に対し、4月11日に庁内で派遣の希望調査を行い、71名の希望者がございました。この調査をもとに、職員の職場状況や派遣時期を勘案し、派遣要請に応えてまいりたいとおります。

また、議会に上程しておりますが、一般会計補正予算に計上しております800万円を義援金として日本赤十字社に寄附をす

る予定でございます。また、摂津市内に避難されている方々へも、引き続き細やかな生活支援や現在の被災地からの情報を提供してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 それじゃ、2回目の質問をします。

まず、竹の鼻ガードのことですけれども、結果的には、現状のあのガードを拡張することは無理だと。しかし、吹操事業と合わせて、オープンカットできるようなところは、できるだけ地元と協議してやっていくと、こういうことになるんだろうと思うんです。

私は、まず一つ考えていただきたいのは、あのガードの耐震性はどうか、それと、あのガードの耐用、どれぐらいもつものなのか。私が気がついた戦前から、あのガードはあるわけです。もし、そのガードの中で地震でも揺って、ガードが破損したりつぶれたりして事故が起こったらどうなるんだろうと、こういう心配もありますので、当面は、今、この吹田市の吹操事業に合わせて拡張はできないとしても、将来の展望として、あのガードのあり方というものは考えていただきたいということをお願いしておきます。

それから、もう一つは、冠水ということがよくあそこで起こります。やはり我々は、大雨が降ったときでも冠水が少ないようにするために、今回のこの改善の中で冠水などを少しでも少なく済むような方法があるのかどうか、そのことは少しご答弁をいただきたいと思います。

それから、ガードの中が非常に暗いんですね。最近では電気も少し減らして、明かりを減らして電源を節約するということですが、例えば、あのガードの壁に白いち

よっと蛍光的なものを施すことによって、ガードそのものを明るくしたら、通る人も、また電気の量も少なくて済むんじゃないかと思うので、その辺はいかがでしょうか。これも一度お尋ねしておきたいと思います。

それから、2番目の庄屋9号線の問題ですけれども、これは、ご回答の中で、一度調査してしかるべき方法をとっていただくということですから、ぜひお願いをしたいと思います。ふたは、昔はふたをあけて掃除をするという目的で、仮にふたをかけはったと思うんですけど、今まで過去に1回でもふたをあけたことがありますかと聞いたら、1回もありませんと言うんですよ。それなのに、音は出るわ、欠けるわ、そして足はつまずくわというようなものだったら、もう本当に悪いことはあってもいいことは一つもないんですよ。こういうのは一日も早く改善してやるほうがいいと私は思います。近所からも喜んでもらえると思いますので、ぜひお願いをいたします。

それから、グリーンベルトのことですけれども、これも、やはりグリーンベルトのあるところを通りますと、非常に何かこう感覚的に通りやすいのと、ここはやっぱり安全地帯だ、ここは通ってはいけないんだというめり張りがはっきりするので、やっぱりあったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、ただ、費用の問題とか、グリーンベルトが汚れてきたら、余計かえっておかしいんじゃないかとか、いろいろなことが出てくると思いますので、私は、その辺は十分、今後、大きな課題としていただいて、しかし、他市がこのことでやっているんですから、摂津市もできればそういう安全という考え方からグリーンベルト化を促進してほしいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、東日本の

大震災のことで今日までの摂津市の取り組みを、今、総務部長のほうから説明していただいて、私たちのまちはよそに負けんぐらいやっているなど、こういうふうと思うわけですが、なかなか市民の人に伝わりにくいところもあるんでしょう。だから、できましたら、こういうことを市民の人に伝えていくようなものを何かつくれないのか。例えば、DVDでもつくって、自治連合会の各支部の総会のときに、少しそれを説明していく、今後の摂津市の課題はこれですというようなこともお知らせしていくというようなものができるのかどうか。また、ふれあいサロンなどでも1年に10回ぐらいサロンを開いておられますが、そのうちの1回ぐらいは、こういうものを提供していったって皆さんに関心を持ってもらうとか、こういうことはできないかなと思うわけです。そういうことで、ひとつ何か摂津市が発信していく中でできるようなことがあったら、一度考えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、摂津市は秋に農業祭などをやりまして、いろいろなところから来ていただいて、即売会もしておりますが、今、東日本の地域では、農産物だとか、また海産物、水産加工物がなかなか風評被害などで販路を断たれているというようなことも聞いております。これは気の毒だからということで、他市では積極的にそういうものを販売促進するというようなイベントも組まれておりますので、できればそういうものも積極的に販売促進するような方法ってできないのかどうか、こういうふうなことも考えますので、ひとつお考えがあれば教えていただきたいと思います。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いし

ます。都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、竹の鼻ガードの質問に対し、ご答弁申し上げます。

竹の鼻ガードが以前に何回か冠水したと。その改善策についてということであります。過去に冠水した経緯はございます。そして、現在、竹の鼻ガードの排水につきましては、下水道本管に直結しているような状況でございます。その中で、恐らくごみがその取水口のところで詰まって冠水するというのが主な原因かと考えられますので、そこをいかに改善するかということを今後検討してまいります。

それと、ガードの中が暗いということで、白色などの塗装、あるいは照明について検討できないかということですが、現在、このガードにつきましては鉄道支援機構が所有しておりまして、それを市の道路課に移管手続きを行っている途中でございます。その中で、このことについても鉄道支援機構と何らかの改良ができないのかという協議も行っておりますので、照明についても鉄道機構と協議して改善してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、1点目の、被災地の状況などを市民に知らせるといえるか、理解をしていただくために、そういう取り組みはどうかということでしたが、具体にはDVDというお話がございましたが、私ども総務部所管の防災管財課のほうで、市民向けに防災の出前講座というものをやっております。これにつきまして、今現在検討をしておるんですが、被災地に派遣した職員をもって、この出前講座に当たるといったようなことはできないかというようなことを考えております。従前、防災管財

課のほうでやっております出前講座につきましては、雨に対するものでございましたが、今度、被災地に行った、派遣した職員につきましては、地震という大きな経験をしてきておりますので、そういったメニューを増やして市民と情報が共有できればというふうに考えております。

次に、2点目の、被災地の応援をするといった意図から、被災地の農産物の農業祭での販売による支援ということでございますが、農業祭では、実行委員会形式で協賛自治体や農業協同組合などが野菜等の即売会を行っております。ひとつ実行委員会のほうにこれらの意見をいただいたということで、趣旨を説明し、理解をいただき、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 もう3分ほどしかありませんので、要望だけしておきます。

ちょっとこのごろ目も悪いので、十分言うていることがまとまっているのか、自分でもお粗末なんですけれども、ひとつよろしくをお願いをしたいということと、先ほど、ガードのことも、それからまた水路面のこともご答弁いただきましたので、いい方向に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

それから、被災地でのことですが、きのうも人間科学大学の先生でしたか、出て、いろいろとラジオでその話をしていただいております。摂津市からもそういうふうなことで出ていただいているんだなということを知っておりましたけれども、やっぱり現地と、そして、こちらとの間のギャップというのが非常に多いそうですね。今、約650人ぐらい、東日本から大阪府下に子どもさんが学校へ行っておられる。なか

なかその中で意思疎通がしにくい。だから、その辺をもっと十分に伝えていかなければならない。うちも、今聞きましたら23人の方がおられる。その方々は、やっぱりこっちに来ているから、なかなか不満的なことは言えないんだけど、やっぱり何か一つ持っている。その辺をほぐしてあげる、いやしてあげるということも大事なのではないかなと思いますので、そういう方々との会話なども今後進めていただけたらありがたいなというふうに思っております。

何せ、これから長い時間をかけてやっていかなければならないことですし、私たちもこの問題でどうしたらいいんだろうということで、それぞれの団体を通して、あちらの情報なども聞いておりますけれども、なかなか新聞やテレビで見るとはあっても、直接的な感覚というのは伝わってこない。この間も、伝わってきた人の話を聞きますと、まず、向こうへ行くんやったら覚悟して行きなさいよと。まず、にょい問題。あの瓦れきやかいろいろなものにょい問題に耐えられるかどうか、そのことが一番大事なんですよなんていうことを言われたんですけれども、確かに摂津市からも何人の方も現地へ行って、いろいろと調査をされた方も、先般、その報告も見せていただきましたので、この問題は、ひとつ我々の将来の日本の問題だということを肝に銘じて頑張っていかなきゃいかんのだなと思っておりますので、市のほうのお取り組みも、その辺のことをよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○藤浦雅彦議長 柴田議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時26分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

摂津市議会継続会会議録

平成23年6月29日

(第3日)

平成23年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年6月29日（水曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保 健 福 祉 部 長	福 永 富 美 子	都市整備部長	小 山 和 重
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

三 宅 秀 明 議員

安 藤 薫 議員

嶋 野 浩一朗 議員

弘 豊 議員

原 田 平 議員

2, 議 案 第 30号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第1号）

議 案 第 31号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）

議 案 第 32号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 案 第 36号 摂津市暴力団排除条例制定の件

議 案 第 37号 摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件

3, 農業委員会委員推薦の件

4, 議会議案 第 9号 当面の電力需給対策に関する意見書の件

議会議案 第 10号 激甚災害法改正を求める意見書の件

議会議案 第 11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の件

議会議案 第 13号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の件

議会議案 第 12号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前 10 時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、柴田議員及び三好議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

まず最初に、理事者から昨日の大澤議員の一般質問に対する答弁の中で、一部訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

貴重な時間を濟みません。きのうの一般質問で、大澤議員の質問にお答えいたしました際に、中学校給食の件でアンケートの数字をお話ししたと思いますけれども、「アンケートの調査によりますと、9割の子どもが給食がよい」と私は言ってしまったようでございまして、給食じゃなくて「お弁当がいい」と答えているということです。訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○藤浦雅彦議長 ただいまの発言訂正を許可します。

それでは、順次質問を許可します。

三宅議員。

(三宅秀明議員 登壇)

○三宅秀明議員 おはようございます。

3月11日から100日以上が経過をいたしました。今、改めて犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。ひところよりは日常の回復にまつわる情報も多く伝わるようになってきておりますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故も綱渡りの対応が続いていることをかんがみますと、まだまだ事態は復旧段階にあるものと感じます。

6月2日、ボランティアの調整のために被災地へ向かわれる方に同行する形で、幾つかの被災地を訪問いたしました。バスが津波による被災地域に入ったとき、倒壊、流出した建物や家財道具が散乱している姿が本当に突然目の前に広がりました。あの日から3か月弱が経過していましたが、目に映る光景は現実のものとは思えず、同行していただれもが茫然となり、しばらく無言が続いたことを強く覚えています。そして、幾つかの被災地を回中、地域によって復旧・復興事情が全く違うことを改めて感じました。一昼夜続いていた津波や多発火災という極限状態を何とか乗り切った人からお話を伺うと、肉体的にも精神的にも限界以上に消耗された様子が痛いほど伝わり、その上、さらに自分たち中心での復旧を余儀なくされた状況がどれほど過酷なものであったか、皆さんの沈黙が雄弁に語っていました。

最近では、原発事故の推移や節電問題が話題の中心となり、被災地の現状を伝えるニュースはあまり聞かれなくなっていますが、27日の時点でも7,305名の方々が行方不明であり、また、詳細な数を把握するのは困難なほどの方々が厳しい避難生活を送っております。3月17日に放映されたビデオメッセージにおける天皇陛下のお言葉からも読み取れますように、被災地の復興のため、自分たちにできることは何なのか、あるいは復興のため、これからの日本のために我々は何をなすべきなのかに強く思いをいたしながら質問本論に入っております。

第1点目は、東日本大震災を踏まえた災害対策についてであります。

まず、第1項目めの各種「想定」の見直しについてであります。最近1年少々の

世界を見渡してみますと、昨年の１月には３０万人を超える方々が犠牲になったハイチ大地震、２月にはチリ中部、１０月にはインドネシアのスマトラ南部で、いずれも津波を伴う地震が発生し、今年の２月に発生したニュージーランドのカンタベリー地方の地震では、多くの日本人も犠牲となりました。また、昨年は、春以降、中国、パキスタン、タイ、スリランカで水害が相次ぎ、年末には、昨日、パイフィンチ市長からごあいさついただいたバンダバーグ市を含むオーストラリアのクイーンズランド州で、同国史上最大の水害が発生しました。なお、中国は、国内各地で深刻な干ばつにも見舞われています。また、今年の４月には、アメリカ中南部を史上最大規模の竜巻が襲いました。さらに昨年は、我が国でも猛暑でしたが、ヨーロッパ諸国やロシア、アメリカやオーストラリアも記録的な猛暑に見舞われており、小麦をはじめとする世界の食糧事情に深刻な影響を与えています。

我が国におきましても、今は東日本大震災一色ですが、今年初めには鹿児島県の新燃岳が爆発噴火し、大量の火山灰による被害が発生しましたし、ごく最近は、本日もそうですが、気温の急激な上昇や東北・九州地方を中心に局地的な豪雨が発生しています。以前参加した研修会におきまして、講師の方が災害の狂暴化やリスクの多様化について指摘されていましたが、こうした「史上最大」が多発する現状においては、どこに想定軸を置くかが難しくなっています。今は津波についての論点が中心ですが、きのうの議論でもありましたように、上町断層帯も注意せねばなりませんし、豪雨対策も重要です。昨日、木村議員が質問で取り上げておられましたが、関西大学社会安全学部の河田恵昭教授などは、「起

こり得る最大級」を想定基準にすべしともおっしゃっています。こうした点につき、防災計画見直しのプロセスとともに、地元意見の提供をどう考えるかについてお伺いいたします。

第２項目めは、さまざまな機関や団体との連携についてであります。

今回の大震災におきましては、発災当初から全国各地、世界各国からさまざまな支援が届けられました。台湾のように国家の規模と比較して巨額の義援金を送ってくれた国があったり、また、オーストラリアやニュージーランドなど、災害からの復旧・復興途上にある国から支援部隊が来てくれるなど、数え上げれば切りがありません。国内におきましても、消防をはじめ、さまざまな組織が迅速に支援に向かいました。あの日、中央環状線を無数の消防車が走っていく姿を見て、きずなというものの重要性を再認識いたしました。これほどの規模の災害になりますと、そうしたきずな、連携の重要性が一層高まってまいります。こうした組織以外、例えば大学やＮＰＯ、自治会などとの連携は、現状どのようになっているのでしょうか。特に自治会は自主防災との関連もあります。加入率と併せての検討が重要になってまいりますので、お伺いいたします。

第３項目めは、情報や経験の共有についてであります。

今しがた申し上げましたように、本市からその日のうちに消防の皆さんが支援に向かわれ、水道や一般行政職の皆さんも順次支援に行かれました。先だっては、支援に行かれた消防職員の方からの報告会を開催していただきましたが、発災当初の現地で活動されたことは、救急救助の面などにおきまして大変に重たく、貴重な経験になっ

たことと思います。また、水道や一般行政事務の支援に行かれた皆様も、それぞれにさまざまな経験をし、思いを抱いて帰ってこられたことと思います。そうした情報や経験は、消防、水道、一般行政の枠にとらわれず、広く職員の皆さん全員で共有されてしかるべきものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

第2点目は、節電についてであります。

関東での電力不足が関西にも波及し、全国的にこの夏は節電が必須と言われ、テレビや新聞などでは連日節電に関する報道がなされております。本市のセッツ電隊の結成が発表された翌日には、関西電力さんが15%程度の節電を呼びかける記者会見を行われました。環境家計簿をはじめ、本市はこれまでさまざまな省エネに取り組んできていると承知をいたしており、今回のセッツ電隊発足や15%という目標数値も、これまでの延長線上にあるものと確信をいたしております。しかしながら、セッツ電隊の活動開始は13日でありましたので、ともすれば関西電力の呼びかけにいち早く組織をあげて呼応したような格好になっております。この点で誤解をされている方もそれなりにおられます。改めまして、本市における節電、省エネの経緯について、確認の意味を込めてお伺いいたします。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 東日本大震災を踏まえた災害対策について、各種「想定」の見直しについてのご質問にお答えいたします。

本市の水害等の情報提供をしてはどうかというご質問でございますが、まず、国の中央防災会議や大阪府の専門家会議など、

今後、防災計画を策定するという場合、地元でのタウンミーティングや地元懇談会、計画立案過程のパブリックコメントを行うことが通例となっております。このようなことから、私どもといたしましても、事前に地元の高齢者等の体験を聞き取るなど、地元や経験者ならではの情報を国・府に提供していけるよう努力をしてみたいと考えております。殊にパブリックコメントは、個々人で対応いただくより、基礎自治体である摂津市としての考え方を述べることにより、国・府としても的確な処理を求める結果になると考えております。

さまざまな機関や団体との連携についてのご質問についてお答えいたします。

連携についてであります。現在、災害時相互応援協定は、京都府向日市、奈良県桜井市、滋賀県草津市の3市と結んでおります。民間事業所等は、災害時相互協力に関する覚書を市内郵便局と、災害時支援協定をコカ・コーラウエスト株式会社と、災害時応急対策業務協定を摂津市建設業協会、北摂建設業協同組合、摂津市造園業協同組合と、災害復旧活動協力を摂津市建設事業組合、摂津市水道工事業協同組合、大阪エルピーガス協会三島支部摂津部会と結んでおります。学校等の鍵の管理に関する覚書を摂津高校と、それぞれ締結いたしております。旧小学校区の12地区におきまして、自主防災組織で訓練等を実施いただいております。

今後は、市内の企業や大学との防災協定の締結に向けて努力をしてみたいと考えております。自治会に加入していない方々につきましては、自主防災の必要などを広報などで周知し、加入促進に向け努力をしてみたいと考えております。

情報や経験の共有についてのご質問にお

答えいたします。

本日まで被災地へ派遣いたしました職員は、水道職員１３名、消防職員１６名、一般職員２名の合計３１名を派遣いたしております。現在まで派遣職員の情報や経験につきまして、三役と市防災担当者への報告を行ってきたところでございます。今後、全職員に共有するために、報告会等を開催するなど、情報を共有する手法について考えてまいります。

節電についてのご質問にお答えします。

節電の経緯であります。平成２３年３月１１日に発生いたしました東日本大震災の津波によりまして、東京電力福島第一原子力発電所で、大気中に大量の放射性物質が放出された事故を起因に、中部電力浜岡原子力発電所の全面運転停止が決定されました。この決定は、国内の原子力発電についても見直しが必要とされることが必至で、国内で電力不足が懸念される事態となっております。

本市におきましては、平成１３年度からエコオフィスを推進してまいり、平成１６年度から環境家計簿の取り組みを行っております。また、市長が提唱されております人間基礎教育には節約というものもございます。従来のＣＯ２削減という環境問題の取り組みについて、大震災を期に防災所管として電力問題の観点から節電の取り組みをすると決めたものでございます。今後、電力需要が増加する夏場に向けまして、緊急的な節電対策を全庁的に職員が一丸となって取り組むものでございます。

○藤浦雅彦議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 いずれもお示しをいただきました。

１点目の「想定」の見直しについてでありますけれども、本市を含めまして淀川水

系流域は、従前から水害との闘いの歴史でありました。こちらに幾つかの資料があるんですけれども、明治の１８年、大正の６年、そして昭和の２８年のそれぞれの水害を総称して「淀川三大洪水」と言われておるそうでございます。殊に大正６年は大塚切れという時代があり、広く大阪市域まで洪水が及んでいたと聞いております。また、昭和２８年の水害においては、大阪府の対応について地元から意見が噴出したとも聞いております。

今回、地元からの情報を国や府に提供し、的確な処理を求めるというご答弁でございましたので、早急にそういったものが実現されるよう、要望いたしたいと存じます。

次に、さまざまな機関や団体との連携についてでありますけれども、既に自治体をはじめ、さまざまなところと協定を結んでおられるとのことご答弁でございました。新しく企業や大学との防災協定の締結ということをお示しになりましたけれども、こういった内容でそういったものを締結されようとしているのか、お伺いをいたしたいと存じます。また、自治会に関しましては、やはりできたからすぐ機能するものではありませんので、そういった現在と将来を見据えたスケジュールで適切な対応、これを要望したいと思います。

三つ目の情報や経験の共有についてであります。共有の手法について考えていくというご答弁でございましたので、もはやその方向性については固まっているものと理解をいたします。次はそのタイミングが重要になってくるのかなという気もいたしますが、特に、地域防災計画の見直しが昨日から議論されておりますけれども、その際に、今回被災地のほうへ応援に行かれた職員の方々、また、地元のさまざまな災害を

経験された方々からご意見をいただく、また、それを参考にするという点も重要かと思えますけれども、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

第2点目の節電についてであります。

これまでの省エネについての経緯をご説明いただきました。昨日、上村議員の質問にもございましたが、これから電力、エネルギーについては、「双方向性」が重要なテーマとなってこようかと思えます。そうなれば、スマートメーターはもちろんのことですけれども、スマートグリッドという手法が取り上げられてこようかと思えます。このスマートグリッドについては、まだまだこれからという概念でございますけれども、摂津市としてしっかりと研究を深め、その取り組み方についてもこれから勉強を重ねていくべきではないかと思えます。また、それと併せて、新エネルギーについて同じく取り組みを始める必要もあるのかなというふうに思います。太陽光、太陽熱等、いろいろありますけれども、摂津市のような規模の自治体においては、一つマイクロ水力発電が可能性として考えられると思えます。これについて、例えばモデルケースとして、民間企業に摂津市でこうした事業の試験を行ってはどうかというように提案を行うこともできようかと思えます。こうした、一つは節約・節電、もう一つは新エネルギーにまつわる発電、いわばオイルショックの後に策定されたサンシャイン計画やムーンライト計画のようなものを摂津市として取り組んでもいいかなという気がいたします。先ほどのスマートグリッド、またマイクロ水力発電、この辺についてご見解をお伺いしたいと思います。

以上、2回目といたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

○有山総務部長 市内の企業や大学との防災協定に向けて努力をしたいという発言をいたしました。その内容はいかんということでございますが、大規模災害時の避難所の提供、避難支援活動ということがまず1点かと思えます。市内にあります企業もしくは大学に大規模な洪水等が発生した場合、その発生の危機から逃れるために、周辺住民の避難場所として施設への受け入れ及び市民への安全な避難について協力をいただくということが一つの内容になると思います。

2点目には、企業で生産されておりますものによりまして、例えば食料の提供をいただくでありますとか、そこに勤められておる方々によるライフラインを確保するために協力をいただくでありますとか、そういう企業がお持ちの専門能力を生かした協力をいただくということが2点目になるかと思えます。

それから、3点目には、市内公共施設の応急対策を実施するに当たり、当然、本市のみだけでは十分処置できない場合に、企業の動員、あるいは学生さんの協力を得るというようなことでございます。この件につきましては、関東地方の自治体で大学と協定をし、あるいは企業と協定をしている例もございますので、私どもとしても、これから取り組んでいく課題として進めていきたいというふうに考えております。

それから、情報や経験の共有について、方向性はわかったけれども具体的にどうしていくのかというお問い合わせでございますが、今後、摂津市防災計画の修正時におきまして、水害等の市の歴史を踏まえ、また、過去の災害等の地元経験者や今回被災地へ派遣し

ました職員の意見を取り入れるなどの工夫をし、見直しに当たりまして検討をしたいと思っております。

それから、次にスマートグリッドについてでございますが、電力の流れを供給・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網、専用の機器やソフトウェアが送電網の一部に組み込まれているスマートグリッドについて研究を深めてはとのご質問でございます。本市の事業所としての規模は、大きな電力を使用する製造業とは異なり、電力消費の大部分はエアコンなどでございます。スマートグリッドに取り組むには、現在、一部ガスによる冷暖房を行っておりますことから、これらの機器の改修時期を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

トイレ及び台所の水の流れを利用するマイクロ水力発電などにつきましては、クリーンなエネルギーであることは承知しておりますが、どのぐらいの費用でどのぐらいの電力が得られるのか、費用対効果、経済性など不透明な部分も多く、これから多様な発電機器が開発されることも予想されます。それらを含めて、本市の公共施設に利用する余地があるのか研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 2回目の質問にご答弁をいただきました。

2点目の連携について、防災協定の内容についてご紹介をいただきました。場所の提供でありますとか物資の提供、人員の提供、最も災害のときに必要なことかなと思います。これを締結されるのはもちろん重要なことでありますが、先ほども申し上げましたように、やはりその提携をした後、どのようにその実効性を担保するかが大

事になってきます。先ほど自治会について申し上げましたけれども、今、南千里丘をはじめとして各地で新しいコミュニティが誕生しております。そういったところでは、人と人とのつき合いがまさにこれからになってきます。こうした災害のときには、先ほども申し上げましたけれども、人と人との関係がどのようにあるかが、その後の復旧・復興に大きく影響してまいります。この協定の提携が有意義な結果につながるよう、本来であれば、そういった災害が起こらないことがベストですけれども、そういうわけにはいかないと思いますので、将来をしっかりと見据えながら対応に当たっていただきたいと要望いたします。

次に、情報と経験の共有について、今後の地域防災計画見直しに当たって取り入れていくというお答えでございました。これは非常に有意義なご答弁であるというふうに受けとめております。そして、やはりこれもタイミングが重要になってきて、いかに早く、また充実した内容で盛り込むかが大事になってきます。この地元の情報というものは、今回の東日本大震災の津波で、岩手県の普代村というところでは、明治の三陸大津波のときの被害を教訓に、昭和の時代の村長さんが高い防潮堤を築かれ、また、消防団員さんが、当時、命をかけて水門を閉めに行かれたことが、その村民の皆さんの救助に大変役立ったという状況もあります。地元情報とかつての経験をしっかりと生かした充実したものができよう要望いたします。

そして、節電についてであります。

スマートグリッド、またマイクロ水力発電についても、これからの話でございますので、今、明確なお答えがないのかなという気もいたします。それはそれでももちろん

当然でございますので、これからの推移をしっかりと見ながら、摂津市としてどのような方向性があるのかを検討していただければと思います。

そして、この節電に関しまして、市長に最後にお伺いをいたしたいと存じます。

今回の節電につきましては、これまでの取り組みの延長の一つではあります。しかし、一方、大停電の回避という側面もあります。私たちのこれまでの生活が意外と脆弱な基盤に立脚していたのかなという気もいたしますし、そういった点から、これは先の河田先生もおっしゃっていましたが、この需要と供給、需要に応じて供給力を増していくという現代のシステムが転換期を迎えているのではないかという意見もございます。摂津市として、地方自治体のレベルではありますけれども、例えば、一つは過去の太陽エネルギーの貯金と言える化石燃料を緩やかに使い、現行を緩やかに続けていくのか、また、一方、江戸時代のような一次産業を重視するライフスタイル、すなわち今でいうところのスローライフやダウンサイジングのようなライフスタイルに緩やかに移行していくのか、この2点の方向性について、これから取り組んで検討・議論をしていくべきではないかという意見がございます。今申し上げましたように、あくまで自治体レベルでございますが、昨今の電力事情、本日、まさにこの瞬間、関西電力さんの株主総会が行われておりますが、昨日来の各地の株主総会でもさまざまな意見が出ておるようでございます。そういった点も踏まえまして、今回はあくまで「節電」というテーマではございますけれども、今後の大きな政策の一つになるような気もいたしますので、市長のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 三宅議員の質問にお答えをいたします。

今、質問の内容が非常に幅の広い質問になっておりますので、明確な答えになるかどうかわかりませんが、日本社会、よく「平和ぼけ日本」というような、この表現が適当かどうかわかりませんが、そういう表現がなされることがありますが、その中でも関西、特にこの大阪は非常に災害が少なく、穏やかな地域で、私はよく「平和ぼけ大阪」というようなことを防災訓練のとき等々に言うんですけども、空気も水も電気も使いつ放しといえますか、使い放題、別にだれも気にとめない、そんなことが日常生活、当たり前のようになっていますね。

そんな中で、今回、東北地方で原子力発電の事故が起きました。これもよく言っているんですが、地震も津波も天災、原子力発電の事故は人災と。人災は人がとめなくてはならない。とめられるはずでありますけれども、結果的にはとめられない。戦後の日本、便利さ、科学の進歩にあぐらをかいてきて、ああ、ええな、ええなで来たと思うんですね。ついに技術、科学の進歩が人の能力を超えてしまったと言ってもいいと思います。そういうことで、便利さ、そして科学の進歩にあぐらをかいている間の一方で、人の命等々、大切なことを忘れてしまっていたのではないかという今回の事故は警笛を与えたと思っています。我々もこの小さな自治体ですけれども、まちづくりを行っていく上において、今回のそういった教訓をもう一度しっかりチェックせないかなと私自身も思っています。

そこで、今、いろいろご指摘があったと

思いますけれども、摂津市においては、日々人間基礎教育の中の一つに節約というのがあります。これは、環境イコールであります。電気に限らず、何か災害が起こったとき、即対応できるには、そのときに何ぼ考えても、何ぼ手を打ったって、まあまあ大きな効果にはつながらないと思いますね。日々の心の備え、そしていろんな対策、これの積み重ね、これがとっさのときに大きな結果につながるわけでございます。

そういう意味では、今、よく売れている本に、「いつでも防災」という本が売れているそうです。何かといえ、いろんな取り組みがありますけれども、日ごろの「こんにちは」、「おはようさん」、「ありがとう」といった人と人との隣近所の会話、まずこれに尽きると、その本は締めくくっておるようでございます。災害が起きると3日間は何れにも頼れない、自分たちで何とかしないと、地域で何とかしないと。まずここを間違ってしまうと、自治体・府・国が来てもどうにもなくなってしまうわけでありまして。今回の原子力発電なんかは、ある意味で初動的な取り組みに大きな失敗があったと言われておりますけれども、原子力発電まで大きな話は我々自治体では言えないですけれども、我々の自治体としてできることを、日ごろ、本当に身近な身近なところで、やっぱり「いつでも防災」、あらゆる面で心がけていく、これに尽きると思います。

今おっしゃった発電、新たなエネルギーにつきましては、いろんな取り組みがありますが、もう既に市内の大企業の中では、この震災後、即自家発電のことに組み込まれて、もう機能しつつあるとお聞きをいたしておりますが、我々もそういった取り組みについて、大企業はもちろんです、中

小企業でもそういう取り組みの姿勢があれば、やっぱりできるだけバックアップする、そんな姿勢も考えていかななくてはならないと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三宅議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして、通告の3件につきまして一般質問を行いたいと思います。

最初に、教職員、講師不足による教育現場への影響と子どもの学習権保障について、お聞きしたいと思います。

今年初めの朝日新聞に、「先生休むと代わりがない、不足、昨年度は800件以上」、こんなショッキングな記事が報道されました。非常勤講師や定数内講師の問題と併せまして、子どもの学習権にかかわる大変深刻な事態、記事だと感じています。摂津市の小・中学校においても、欠員の先生の補充がなかなかできないという事態が起きていると聞いておりますけれども、現状はどのようになっているのか、また、この間の推移と併せてお答えください。

二つ目に、就学援助金制度につきましてお伺いいたします。

就学援助制度は、子育て支援策として教育にかかわる保護者の経費負担の援助をこれまで行ってきました。その根本は、「義務教育は無償」の原則だと思います。しかし、この間、第4次行革として、その見直しが検討されています。私たちは、議会ごとにこの就学援助金制度の充実の問題を取り上げて、就学援助金制度の認定基準の引き下げは行わず、充実を求めてまいりまし

た。見直し内容については、これまでの答弁では、経済状況や子育て世代の低所得化に対応するため、基準額を引き下げ、それを財源に、より援助を必要とするところに重点的に配分するというものでありましたが、和島教育長が3月の文教常任委員会でも、1年かけて平成24年度に向けて制度設計をしていきたいというお答えでありました。改めて、この就学援助金制度の見直しについて、どのように進めようとしているのか、具体的にお答えいただきたいと思っています。

三つ目は、安心の救急医療体制をつくるための摂津市の取り組みについてでございます。

住民の命、安全を守るのは、自治体の一番の仕事です。医療を受ければ助かる命、これが救急医療体制の不備によって命を落とすということがあっては絶対なりません。これは当然のことだと思います。救急医療予算の抑制ではなく、充実、施設の拡充こそ必要だと思いますが、どのようにお考えなのか。3月、摂津市の議会でも千里救命救急センターへの支援事業継続を求める意見書が全員賛成のもと採択されました。千里救命救急センターに対する大阪府の年間3億5,000万円の支援事業、これを存続すべきだというものでありますが、大阪府は、こうした摂津市議会や摂津市民の意思に反して、3月末をもって3億5,000万円の支援事業を廃止してしまいました。さらに、財政構造改革プランの中で、摂津市の三次医療機関である三島救命救急センターをはじめ、府内の救急医療体制の維持・確保のための予算も抑制していくという方針が示されているわけです。北摂地域は、大阪府下のほかの地域と比べると、三次医療機関が比較的集中しているというふ

うに言われておりますが、この間の医師不足によって、地域の二次救急医療体制が崩れ始め、救急車がせっかく来てくれても、搬送先を決めかねて現場からなかなか発進しないところを多くの住民が見ております。住民の不安が大きくなっています。救急医療の現状、千里救命救急センターへの支援事業の復活、三島救命救急センターの拡充について、最も市民に近い摂津市として、主体的にどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、救急医療の現状と併せましてお答えいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号1番、本市における講師不足の推移と現在の状況についての質問にお答えいたします。

現在、大阪府全体では小・中学校の講師が不足しており、特に中学校の理数系の教科や国語において講師を確保するのが難しい状況が続いております。本市でも、今年度当初、常勤講師では中学校国語2名、理科1名、非常勤講師では中学校社会2名、理科1名の欠員がございました。昨年度当初も、常勤講師では中学校数学1名、非常勤講師では中学校国語1名、社会1名の欠員があり、2年続けて中学校では欠員が生じたスタートとなっております。

今年度の欠員解消のため、大阪府内だけではなく、近隣府県の教育委員会や大学の就職課に職員が出向いて情報提供を求めるとともに、大阪府教育委員会の講師登録者や、さらには退職した教師にも再三問い合わせをいたしました。その結果、常勤講師2名、非常勤講師2名の配置ができました

が、中学校国語の常勤講師1名、理科非常勤講師1名については、現在も配置に至っておりません。引き続き欠員の解消に向け、全力で取り組んでまいります。

この講師未配置の対策といたしまして、当該校では担当する教科の担当教員の持ち時間を増やして対応しております。また、講師の未配置により、一部の学校で授業を自習にする状況が見られましたが、現在ではそのような状況は解消いたしました。しかし、生徒や保護者の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしたと認識いたしております。

教員の欠員や講師の未配置の状況は、他の教師の負担増につながるもののみならず、児童・生徒の学習権にもかかわるものであり、このような状況を解消するのみではなく、発生することのないよう、情報収集や大阪府教育委員会との連携強化に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 就学援助金制度についてのご質問にお答えいたします。

本市における就学援助制度につきまして、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を援助するという制度の本来趣旨にとどまらず、広く子育て支援策として実施してきた経過がございます。このため、認定率は40%近くになっており、全国的に見ても突出した率となっております。第4次行財政改革実施計画における本制度の見直しにつきましては、原則として、制度の本来趣旨に沿った形での運用を考えており、その内容といたしましては、認定のための基準額を引き下げることと考えております。これは、市全体としての行財政運営の状況のもとに判断しておりますが、現下の社会経済状況におきましては、民間給

与所得者の低所得化が特に若年層で著しく進んだこと、また、離婚率についても上昇している傾向があり、これまでより手厚い援助の必要な方が増えております。また、現在の援助費の内容と実際に義務教育に係る諸経費等を比較しますと、負担感が大きいと思われる方が増えていると考えられます。したがって、基準額を引き下げるとともに、より援助を必要とする方には新たな支給費目を加えるなど、制度本来の趣旨のもとで手厚い制度へと転換してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 安心の救急医療体制をつくるための摂津市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成22年中の搬送状況でございますが、搬送人員3,681人のうち、市内医療機関への搬送は1,243人で、全体の約33%、残る67%、2,438人が市外医療機関への搬送となっております。

救急事案の各地から病院収容までの時間は、全国平均で36分でございますが、本市におきましては29分と比較的スムーズに搬送ができております。救急搬送が困難な科目としまして、小児外科、産科、脳神経外科、精神科等で、市内に対応可能な医療機関がなく、結果、市外医療機関への搬送となるため時間を要しております。

現場滞在時間が長い救急搬送の理由といたしましては、傷病者が飲酒による酩酊状態でありますとか、精神科領域の患者で意思疎通が図れなく、かかりつけの病院がない傷病者などが受け入れの承諾が得られず、結果として現場滞在時間の延長となっているのが現状であります。

平成22年中の三次医療機関への搬送は

92人で、全体の約2.5%でございました。医療機関別にお示いたしますと、三島救命救急センターに48人、済生会千里病院救命救急センターに22人、大阪大学附属病院高度救命センターに14人、そのほか関西医科大学附属滝井病院6人、枚方病院2人、総計92人となっております。

平成22年中の三次医療機関への受け入れ不可となった件数は33件で、その理由といたしまして、ベッド満床16件、処置中9件、専門外4件、処置困難1件、その他3件となっており、ベッド満床と処置中で全体の約76%を占めるものでございます。また、今年度4月1日から6月20日までの受け入れ不可件数は1件でございました。

次に、救急搬送を円滑に実施するための取り組みでございますが、消防と医療機関の連携を推進し、傷病者の症状に応じた救急搬送及びその受け入れをより適切かつ円滑に行うために、三島医療圏内の二次医療機関と消防本部を対象とした傷病者の搬送及び受け入れの実施基準が、三島保健医療協議会医療部会と三島地域メディカルコントロール協議会において策定されまして、今年度4月1日から運用に至っております。この基準に基づき、搬送先を検索することによりまして、今まで長時間を要していた事案を減少させることに期待するものであります。

そのほか、従前からの取り組みといたしましては、リアルタイムな医療機関情報を把握するため、市内医療機関の情報はもとより、大阪府内医療機関の情報システムや特殊疾患対応医療機関の情報を活用いたしまして、的確な医療機関へできる限り短時間のうちに搬送するよう努めているところでございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 千里救命救急センターへの支援事業と三島救命救急センターの拡充についてのご質問にお答えいたします。

大阪府からの千里救命救急センターへの支援事業は、府立千里救命救急センターが社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会へ移譲された際、円滑に運営できるよう、両者の覚書に基づき、平成18年度から22年度までの5年間の運営補助として実施され、昨年度が最終年であったと伺っております。これは、民営化に伴う一時的補助金の部分で、経常的な運営補助であります救命救急センター体制整備事業の補助につきましては、三島救命救急センターも含め、大阪府下四つの救命救急センターに対し、継続交付されております。本市といたしましては、広域的観点から、この経常的な運営補助の充実を、市長会を通して要望しているところでございます。

三島圏域の救急医療体制につきましては、摂津市、高槻市、茨木市、島本町の3市1町の実務担当で立ち上げました三島二次医療圏救急医療検討会において、一次、二次、三次の救急医療の状況を共通認識し、長期的な視点に立った課題解決の方策の協議を行ってきているところでございます。

今年度は、これまでの検討内容を踏まえ、三島圏域の保健医療体制について、総合的に検討する場である大阪府主催の三島保健医療協議会に検討状況を報告し、大阪府や三島圏域の救急指定病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの方々と、三島圏域での救急医療体制のあり方をさらに検討してまいり予定でございます。

同時に、三島二次医療圏救急医療検討会におきましては、昭和60年に開設されま

した三島救命救急センターにつきまして、設立後26年が経過し、施設の老朽化や耐震のハード面の課題、また、医師、看護師の安定した確保などソフト面の課題を抱えており、三島救命救急センターのあり方について検討していくこととなっております。

今後も住民に必要な救急医療を将来にわたって安定して提供できる望ましい救急医療体制の確保に向け、関係機関と連携しながら検討・研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 講師不足の件を、2回目、質問します。

今、年度当初からの欠員補充されないまま新年度を迎えているという大変深刻な状況をご報告いただきました。学校現場におきましては、やはり子どもたちの日々の学習活動に穴をあけてはいけないということで、欠員があっても、今いる先生の中で工夫をして努力されているということは十分理解できるわけですが、この4月スタートに、今、少しご報告もありましたけども、ある中学校では4月当初から3年生の授業で自習が続くというような事態も発生しているわけです。また、今いる先生の中で補充をし合いながらということではありますが、欠員は、補充のための先生ということではなくて、学校の授業を行っていく上では必要だと制度として認められている先生が欠員しているというわけですから、例えば、学校の授業を進める中で、国語の少人数授業をやろうというときに、本来、1人しっかりとした欠員なく配置されているならば、少人数授業が可能なものにもかかわらず、加配といいますか配置がされていないことによって少人数授業がうまくできなくなる、もしくは先生の過重負担によって支えな

ればいけないというような事態になっているというのであれば、ひいては子どもの学習権を侵害するものにつながると思うわけです。どうしてこうした教師不足、講師不足が起きているのか、その背景をどのようにお考えなのか、また、その背景はありながらも、子どもたちの学習権を保障する上で、摂津市の教育委員会として主体的にどんなことができるとお考えなのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、就学援助金制度のほうに移ります。

ご答弁のほうは、この間、議会ごとに就学援助金制度の質問をしてきまして、まるでコピー・アンド・ペーストをしているようなご答弁で変わっておりません。そこでちょっとお伺いしたいんですけども、摂津市には総合計画と整合性を持っている子育てのための計画がございますね。次世代育成支援後期行動計画も示されております。その中に、「子育てに伴う経済的負担の軽減」という項目があります。87ページです。どんなふうに書かれているのかご存じでしょうか。ご存じだと思いますので読みます。「子育てに伴う経済的負担の軽減策として、摂津市では従来より積極的に就学援助制度に取り組み、現在では、就学援助制度における認定率は、大阪府下で最も高く、広く子育て支援施策として定着しています」と書かれています。その後、乳幼児医療助成について触れながら、まとめとして、「後期計画においても、手当の支給や医療費の助成、就園、就学に係る助成に取り組み、経済的負担の軽減に努めていきます」というふうに書かれています。先ほどのご答弁では、4次行革のもとで経費の削減をしなければいけないと。そのためには

所得基準を切り下げていく、40%で非常に突出した認定率だから、それを下げなければいけないというようなことでありましたが、その下げなければいけないというところが、どのぐらいの人に影響があるのかということは、この間、正式には示されていませんし、この次世代育成支援計画の理念とも相反するものだと思うわけです。その点はどうぞ説明をされるでしょうか。次世代育成支援計画のほうを変更する考えなのでしょうか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、救急医療に移ります。

ご答弁をいただきましたが、命を守る最後のとりでである救急医療、結局この問題は、受け入れ先の充実いかんにかかわっている問題なのではないかなというふうに思うわけですね。救急体制について、いろいろ情報を集めて、不備なく救急医療機関まで送り届けようという努力はよくわかります。しかし、その受け入れ側のほうが医師不足によって受け入れられない。今、22年度の数字をご報告いただきましたけども、125件、三次救急医療に対して搬送依頼をした中で、92件受け入れ、33件が断られる、4人に1人は最後のとりでである三次医療機関から断られてしまう、たらい回しによって奈良県の妊婦さんが命を落したという痛ましい事故が起きました。その後も同じような事件が相次いでいるわけで、ここにこそ行政としてしっかりとした責任を果たすことが必要だと思います。第一義的には、もちろん国の医療政策であって、医師不足を放置してきた、ここに問題があるわけです。そして、広域の救急医療体制の第一義的な責任は大阪府にあるわけで、摂津市としては国や大阪府に対してしっかりと物を言っていただく必要があると思

ますが、同時に、摂津市として摂津市民の命を守るという点で、今、お話もありましたが、三島救命救急センター、こちらも単独型の小規模な救急医療機関ということで、非常に受け入れのパイが小さくなっていて断らざるを得ないという実態が起きているわけです。1市3町でいろいろ協議会も持たれていると思いますが、その中で、摂津市としてどのような役割を果たすのか、どのような発言をしていくのか。施設の拡充であるとか、二次、三次を含めた医療体制をどのように三島医療圏で確立していくのか、財政的な援助も含めて積極的に発言をしていっていただきたいと思いますが、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

併せまして、この3月末で支援事業が廃止された千里救命救急センター、今の実態はどうなっているのでしょうか。質問に先立って、いただいた資料によりますと、平成23年の4月1日から6月20日までの三次医療機関搬送数、通年を通しますと一番多いのは高槻市の三島救命救急センターですが、2番目に多かったのは千里救命救急センターでした。しかし、この3か月弱では、一番多いのは今までどおり三島救命救急センター、11件ですけども、今まで2番だった千里救命救急センターに至っては1件ということになっています。支援事業の廃止が、こういった救急搬送に影響が出ているのではないかと推測するわけですけども、その点はどういう実態になっているのか、把握されておりましたら併せてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。教育次長。

○馬場教育次長 講師不足の背景、理由及び

教育委員会としての対応についてのお問い合わせについてお答えさせていただきます。

まず、講師不足の背景でございますが、年度当初のいわゆる本務者の教員の欠員数の多さと、学習指導要領の改訂及び指導改善加配の教科の変更等の影響が考えられます。毎年行われます大阪府の教員採用選考の合格者が全員大阪府に採用されましても、いわゆる団塊の世代の教師の大量退職を充足するだけの採用数が、今現在確保されておりません。また、選考では、いわゆる講師枠が設けられておりまして、これまで講師で勤めていただいた人材が本務者の教員に合格し、本務者として配置されるために、さらに新たな講師を確保するというケースも増えております。また、学習指導要領の改訂によりまして、例えば中学校では数学、理科の授業時数が増加し、理数系の教員がさらに必要な状況も生じております。さらには、新しい学習指導要領のキーワードであります「言語活動の充実」をより一層推進するために、指導改善加配の教科を新たに理科から国語へ変更することなども、ここ数年進められてまいりました。そういった影響。それ以外に、大阪府の教育委員会のさまざまな施策の中で、多くの非常勤講師の配置をいただいておりますが、常勤講師の確保が困難な中、非常勤講師の確保はさらに厳しい状況でございます。本市教育委員会では、本市独自の課題対応のために、小学校1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターの配置など、本市独自の施策を主体的に進めてまいりました。しかし、根本的な教職員の配置や採用の課題は、まずは国や大阪府が取り組むべきものであると考えております。

国の教職員の定数改善計画の拡充及び35人学級の小・中学校の全学年での実施に

よる教員定数の確保や必要な講師を確保するため、大阪府教育委員会での講師登録のシステムの改善も早急に必要であると考えております。このような点について、本市教育委員会では、都市教育長協議会や、都市教職員人事主管課長会を通じて、今後も粘り強く国や府へさらに強く要望を続けてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 それでは、就学援助の2回目の質問にお答えしたいと思います。

次世代育成計画との関連についてでございますが、まず、就学援助制度そのものについてでございますが、就学援助につきましては、国及び地方公共団体に責務があることが教育基本法に明記されております。しかし、平成17年度のいわゆる三位一体改革で、国はこれまでの就学援助に対する取り組み姿勢を一層後退させまして、準要保護者に対する就学援助費が一般財源化されました。これによりまして、市の負担はさらに増え、本来の姿であります国が事業費の2分の1を補助する場合と比較しますと、平成21年度実績では、市の持ち出し超過負担が約6,900万円となっております。ほぼ市の単独事業と言って差し支えないような状況となっております。

このように、国が本来果たすべき役割を放棄しているような状況の中で、市が国の肩がわりをして、就学援助制度の本来の趣旨を超えて、子育て支援の考え方に立って対象者の枠を大きく広げていくことについては、非常に厳しいものがございます。

また、次世代育成計画にもありますように、その一方で、子育て支援に対する市民のニーズは幅広く、取り組むべき施策は多いと認識しております。高まる保育や学童保育の需要への対応、家庭や地域における

子育て機能の低下への対応、子育て問題を抱える親に対する支援の強化等による虐待防止、学校においてさまざまな問題を抱える児童・生徒、そして保護者への対応など、多くの課題への対応が求められております。また、子どもの学習環境をよりよくしていくとともに、学校の耐震化工事など、子どもの安心・安全を守るための喫緊の課題もございます。

このような状況に対し、機構改革により子育て支援の担当が教育委員会に一元化されたのを受けまして、今後は、就学前から小・中学校までの施策の連続性に配慮しながら、べふこども園の整備や教育研究所と家庭児童相談室の連携など、これまでの施設や機関の枠組みを超えた取り組みが重要になってまいります。これらさまざまな事業のこれからの展開を想定する中で、今回、改めて就学援助制度における市の果たすべき役割を整理して、制度改正を行い、その財源を他の子育て支援施策にシフトするもので、子育て支援施策の充実に資するものとなるよう努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、三島医療圏域の救急医療体制の充実に市はどのような姿勢で臨むのかということですが、ここ数年の救急医療体制の課題を深刻に受けとめて対策を検討してまいっているというところでございます。先ほど申し上げました三島圏域3市1町が集まりました三島二次医療圏救急医療検討会も、昨年6回の会合を持ちまして、現状を深く分析するとともに、今後の体制のあり方等を検討しているところでございます。その検討会の今後の予定でございますが、今年度、さらに、特に三島救命救急センターのあり方を検討しまして、具体的に三島圏域での三次救急

の施設のあり方等も検討していく予定となっております。今後、この3市1町の検討会は、3市1町ともに非常に前向きに検討しているところでございますので、その中における摂津市のあり方等も検討を深めていきたいと考えております。

次に、救急搬送の件数でございますが、千里救命救急センターへの救急搬送状況につきましては、平成21年、22年ともに22件でございました。平成23年は、議員ご指摘のように、4月以降は1件のようでございますが、1月から6月19日までの約6か月間では12件となっており、昨年同様か、ちょっと増えているというような状況でございます。千里救命救急センターのスタッフ体制や事業の実施状況等を関係機関に確認いたしました。体制の変更や事業の縮小はなく、従来どおり運営されていると伺っております。この件につきましては、引き続き搬送状況や運営体制についての情報の収集に努めて経過を見守ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ちょっと質問したことにお答えいただきたい点もありますが、併せて質問します。

教員不足、講師不足による問題でございます。摂津市として、小1の援助員やスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーなどなど、学校の学習課程以外のところで子どもたちをフォローしていく、サポートしていくという体制に人員配置をされているということについては、よく理解をしているわけですが、学習をするという学校本来の役割を果たすところで人が埋まっていないという問題は、本当に重大な問題だと思います。学力が非常に叫ばれております。そして、ご説明いただき

ましたけども、学習指導要領も、小学校のほうでは本格的に新学習指導要領がスタートしていると、中学校でも始まるという点では、どんどん授業の中身も変わってきますし、コマ数も増えてくると。まさにその担い手である先生たちが健康で、そして子どもたちとのふれあいの時間、授業の準備の時間を保障しながらサポートしていくというのが教育委員会の役割で、学力であるとかさまざまな問題というのは、その後ついてくる問題だと私は思うわけですが、教育長、どうでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それで、教員は、大阪府のほうに主に役割を果たしているわけですが、この間、大阪府も含めて、摂津市もそうですが、定数を削減していくという改革が進められてきました。大阪府でも公務員の数が多いということで、公務員はただ削減をしていくというような行革が進められてきているわけです。大阪府の場合ですと、府庁の部局は9万人の中の約1万人だと言われています。残りの圧倒的多数は、子どもたちと向き合う学校の先生であったり、地域の安全を守る警察官なわけですね。職員を削る、公務員を削るということになれば、当然学校の先生を削る、地域のお巡りさんの数を削るということになってくるわけですね。そういった大阪府や大阪府の教育委員会のやり方に、ただ唯々諾々と従っているということであれば、摂津市の教育委員会として子どもたちに対する責任を果たしているということにはならないというふうに思いますけども、その点についてもお聞かせください。

そして、今、少し触れましたけども、先生たちの多忙化というのは非常に大きな問題になっていると言われている。多忙化

が進む一方で、子どもとふれあう時間であるとか授業の準備をする時間というのは増えていない、その他のさまざまな時間によって時間が取られてしまっている、本末転倒な状況にあるというアンケートの調査結果が行われています。当初から始まっている欠員、そして、こうした多忙化の中で体を壊したり、メンタル・ヘルスの面でお休みをされるような先生が増えていく中で、さらにそこへの補充もままならないというような事態、悪循環になってしまっているのではないかなというふうに思うわけですね。そういう点でいうと、学校の先生たちというのは子どもたちを前にしてほったらかしにすることはできないわけで、目の前の課題に対しては本当に一生懸命になって突き進むと私は理解しているわけです。そう信じているわけです。そうした上で体を壊すということになってしまえば、これもまた問題であって、学校の先生たちの多忙化の問題についても、やっぱりきちんと把握をしていかなければいけない。それをもって、国や大阪府に対して教職員の採用を増やすこと、それから、国の正規採用が少ないのであれば、大阪府単独で加配をして困っている市町村の学校に配備をさせる、そのぐらいの気迫を持って訴えてほしいと思うわけですが、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

就学援助金制度についてであります。いろいろお話をいただいて、教育の現場は経済的な問題も含めていろいろ課題があるというのは、よく私も理解しているわけですが、次世代育成計画の中で、いろいろ経費がかかるという実態のもとで次世代育成支援後期行動計画が立てられていると。しかも、今、ご説明がありました、本来の趣旨にのっとったものにするんだということで

ありますけども、私はそれはくみしません
が、義務教育は無償であるということで、
より広く就学援助金制度を広げるべきだ
と思いますが、仮に今、部長がおっしゃ
ったように、本来の趣旨にのっとって、
本当に困っているところだけに重点的
にやるといようなやり方をするのであ
れば、今までは、おっしゃる本来の趣
旨以上に広げて、子育て支援策として
広げて、広く定着されているんだと書
いてありました。その広く定着している
問題と、この4次行革とのかかわりで
減らしていくということで、大きくそ
こに食い違いが生じているわけで、そ
の点はどのように説明をされるのか。
次世代育成支援後期行動計画について
は事情が変わってきましたと、4次行
革のほうが上に立つものですから、こ
れは変更させてもらいますというのか
、その点についてしっかりとご答弁を
いただきたいというふうに思います。

救命救急医療についてですけども、こ
れも、やはり一時的には国、それから
大阪府の責任であると思いますが、同
時に、先ほども申し上げましたよう
に、摂津市が3市1町の三島医療圏
の中でどう充実を果たしていくのかと
いうことで、もっと主体的にいろいろ
覚悟を持って臨む必要があるのでは
ないかなと思うわけですね。一つは、
三島の救命救急医療、非常に手狭にな
っていたり、それから施設構造の問題
などもあって、やはり拡充していかな
ければいけないというような議論にな
っていきんだと思います。摂津市も、
この三島救命救急センターについては
、搬送人員などに合わせて一定の補助
金、約300万円ほどだったでしょう
か、支出をされておりますけども、基
盤整備を含めて、運用面、基礎的な部
分についても財政的な措置も含めて議
論をして

いく必要があると思うわけです。財政
危機と言われている中で、市民の命と
健康を守る、この救命救急医療の問題
について、摂津市も財政支出も含み
ながらきちんと発言をしていくのか、
併せて、千里救命救急センター、1
月から6月は昨年と変わらないとい
うお話であります、支援事業が廃止
になった4月以降は1件と急減してい
るわけで、現状、現地が仮に今のと
ころ大丈夫ですといっても、数字とし
てはあらわれていることになってい
るわけですから、復活という点では、
支援事業を復活させようという思い
をきちんと伝えて、大阪府や、そし
て三次医療の救急のさまざまな場所
で発言をしていただきたいと思うわ
けですね。その点では、やはり市長
がそういった立場に立って、千里の
支援事業の復活、それから三島の拡
充について、財政的な面も含めて頑
張るんだという思いをお持ちなのか
どうか、その点についてお答えをい
ただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を
お願いします。教育長。

○和島教育長 それでは、講師不足
の現状につきまして、3回目に私
のほうからご答弁をさせていただき
たいと思います。

今、ご質問の中にもありましたよう
に、学校現場で教員定数に欠員が出
ているということについては、私も大
変危惧の念を持って見ております。
一日も早く欠員補充をしていきたい
という思いでございます。

それで、その確保ですけれども、先
ほど大阪府の職員定数の減とか、い
ろんなことが今、行われているとい
うことでございすけれども、予算的
には、大阪府のほうでは正規の定数
の予算化は確保されていること
でございす。ただ、そのときに、一
方で正職員を雇用していただいた

ら一番いいんですけれども、片一方ではやはり資質の確保というのが大きな問題になっています。せっかく先生になられても1年以内にやめていかれる方、あるいは学校現場に来られて、よくこの議会でも問題になっておりますけれども、指導力が不足しているんじゃないかというような先生もおられますから、その辺のバランスが非常に難しいんだろうなと思っています。それで、大阪府と話をしていまして、やはり競争率といいますか、応募してくれる人が3倍を超えていないとしんどいんだということもございます。それで、大阪府も人をできるだけ集めるということで、東京とか九州とか全国各地のほうへ人を派遣して募集をかけていると。その中で集まってきておりますけれども、やはりその中でも十分に確保できていないのが現状です。それで、講師につきましても、大阪府も、先ほど言いましたように定数の予算確保はしていただいておりますけど、それを確保するのを、大阪府のほうには、先ほど説明がありましたけれども、リストもありますし、そういう中から各市が独自に探してきてほしいというのが原則になっています。ただ、それが非常に難しく、さっきの答弁の中にもありましたように、他府県のほうの教育委員会のほうにも出かけるとか、いろんな努力をしていますけれども、現在、そのような欠員状態が起こっている場合があるというのが現状でございます。

それで、もう1点の教職員の多忙化の問題ですけれども、このことにつきましても、各学校では多忙化に向けて校長面談等をしていまして、会議の精査をする。異動なんかを行いましたら、新しい校長先生が一つの学校へ行ったら、えらい会議が多いなという学校もあるようです。そういうとき

には、やはり会議のもっと精査をして、短い時間でやっていくとかいう問題、いろいろ努力はされています。

それと、もう一つは、今、各学校、授業改善の取り組みが非常に進んでいます。ですから、このことについては、先生方が授業が終わった後、いろんな研究発表に向けてとか、授業改善に向けて、どういう授業をしていったら子どもたちにとって力がついていくんだというような日々の授業改善の取り組み、そういうことが以前と比べたら非常に増えてきているということもございます。ただ、それは、授業改善でも私はいろんな若い先生ともお話ししますが、若い先生方は非常に前向きに、それを多忙とは思わずに一生懸命やっています。ですから、それが、その学校のすべての先生方が意識改革もして、みんなで組織力をあげて授業改善、子どもたちを育てていくというふうにできるだけ持っていけるようにということも必要かと思っております。

もう1点は、これはいろんなところで問題になっておりますけど、やはり若い先生方にとって苦勞しておられるのは保護者対応です。やっぱりいろんなところで若い先生は経験不足ですから、授業研究なんかは熱心にやりますけど、保護者対応になってきますと非常に難しい面もある。そういうことで、一つの問題が起こったときには、その日一日、放課後、夜まで走り回るということも出てまいりますし、ですから、それにつきましても、私はやはりベテランの先生方がカバーして、校長、教頭、管理職はもちろんですけれども、いろんな先生方が学校組織としてそういう問題に対しても対応していく。いろんなことを、今、学校改革を進めていますけれども、そういうこ

とが、これまでの個人プレーといいますか、個人で対応していくことから、やはり学校組織をあげてやっていくということ、組織力を上げていくということが非常に大事だと思っております、学校現場とも、校長、教頭ともそういう話を進めさせていただいていると、そういうような現状でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 教育長、質問者のほうから、本市の子どもたちの教育に責任を持つという立場から、大阪府とか国に対してどういう働きかけをしていくかということの問いがあります。教育長。

○和島教育長 これにつきましては、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、都市教育長協議会もありますし、教職員担当課長会もあります。そういう中で今の現状は訴えてもおります。そしてまた、三島の人事担当者会議、あるいは三島3市1町の教育長が集まって、府の教職員課のほうからも参りますし、いろんな場面で今の現状を訴えて、何とか解消していったほしいということを経済産業省でも強く要望しておりますし、今後もそれへの理解、協力を求めています、そのように考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○登坂教育総務部長 就学援助制度についてご答弁申し上げます。

現在、国のほうでは就学援助の認定基準額を明確には示しておりませんが、国のほうでは、大体4人家族のモデルケースで収入換算をしますと350万円程度を考えているというふうに言われております。現在の本市の状況は、4人家族のモデルケースで収入換算しますと535万円程度になっております。また、国の経済産業省のほうの調査によりますと、平成21年の時

点で2人以上世帯の30歳代の年収分布の山につきましては、400万円から大体450万円というふうになっております。今回、もし制度見直しに当たりまして、このあたりの数字については、4人家族ではございますが、クリアをしていくような形で考えております。したがって、この間の経済的な状況を含めた社会的な状況の変化の中で、これまでの広くという対応ではございませんけれども、決して子育て支援というのを放棄したわけではなく、引き続き、国基準を上回る層につきましても、市の責任として対応してまいるとともに、先ほど申し上げましたように、より支援の必要な方に厚い支援ということで、新たな費目をつけ加えていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、いろんな問題についてお取り上げでございますが、学校づくりにしましても、健康づくりにしましても、摂津市だけの問題じゃなくて、各自治体が抱える非常に難しくも大切な課題だと思っています。最近、地方分権がよく言われます。どんどん権限が移譲されてきておりますけれども、ふたをあけてみますと、結局は地方転嫁といいますか、地方負担になってしまっていると思います。で、最終的には末端自治体、特に弱い人にそのしわ寄せがどんどん行ってしまう、そういう傾向がなきにしもあらずだと、そんなことを国に言うんじゃないかと、自治体に何とかせえということで、いろいろご指摘がされていると思います。

そこで、救命救急センターの話なんですけど、まちづくりのイロハのイは安全・安

心だと思いますが、その中でも健康づくり、健康あつての物種であります。ところで、摂津市は、今年度、まちづくりの主要テーマに「健康」を掲げました。ご案内のとおり、南千里丘の駅の真ん前に立派な保健センターをつくることができました。また、今年度、新しく男性の前立腺がん、これが新規となりまして、六つのがん、これの定期検診の無料化等々、いろんな取り組みをしておるところでございまして、健康づくり、国の役割、都道府県の役割、末端自治体の役割、いろいろあると思うんですが、私は、この10万人未満の小さな自治体として、保健所もない、支所もない、そんな中で、末端の自治体としての健康づくりの役割というのがあるんですが、それはしっかりと目を向けておると思っています。国も大阪もちょっとおかしいん違うかというふうな話になってしまうんですが、愚痴を言っても始まりませんので、その話は横へ置いておきますけれども、そんな中で、末端の自治体としてどうしたらええんかということで、これはご指摘されるまでもなく、日々真剣に取り組んでおるところです。特に医療を取り巻く状況は容易ならざるものがあります。このままいきますと三次救命救急はパンクしてしまうことはもう目に見えておると思います。

先ほど来、担当からお話ししておりますけれども、三島地区には、大阪府はみんなあるんですが、各医療関係、行政関係、すべての方が集まっていただく保健医療協議会というものがございます。そこで何度も何度もこの話が出てまいります。先の保健協議会でも、私のほうからこの問題について、あえて発言をいたしました。大阪府の担当官に、主導権を握る大阪府として、この医療の実態について一遍話をしてくれと、

ここはどうなるんだと、イロハのイのような話をいたしました。その中で、最終的に三島地区の救命救急医療センター、これをさらに充実したものをつくっていかないと、もうどうにもならない。で、何度も話が出ていましたけれども、関係者間での専門部会での報告を受けまして、私は、3市1町の行政はもちろん、医師会ともどもに力を合わせて、少々の財政負担があっても、この問題については一生懸命取り組まないかん、そういう意思是表示をいたしております。

ただ、私どものまちは、この三島地区でも、非常に財政的にも、いろんなことの規模からいいますと非常に小さいわけでありまして、小ちゃくても魂は大きいものは持っていますけれども、主導権を握ってこの問題をやるというわけには、ほなやってみいということになってしまいますので、できませんが、これからもこの必要性、そして、本当にこの問題について真剣にみんな取り組んでいこうと言い続けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「議事進行」と木村勝彦議員、安藤薫議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 安藤議員が冒頭に、教職員、講師不足について、年度当初から自習が続いている実態があるということを質問されました。それに対して、部長の答弁を聞いておりますと、やはり人事権は大阪府にあって、摂津市ではどうにもならないというような感じを受けました。さらにまた教育長の答弁を聞いておりますと、大阪府でもどうにもならんから、摂津市でも何か考えてほしいということで、他府県にもあれしているけれどもうまくいかないというような答弁があつたんですけれども、さすれば、

そしたら質問者が言われた冒頭の年度当初から自習が続いているような実態は一体どうなってるねんと、そのことが解消されたのかどうかということの答弁も返っておりません。そういう点では、議長のほうで答弁の調整をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 安藤議員、議事進行、どうぞ。

○安藤薫議員 議事進行なんですけども、今、木村議員からも出していただいているんですけども、多忙化の問題で、教員は授業改善で多忙化だと思っていないと。多忙化でないということは、今、私の質問のほうでは、先生は目の前の課題に対して一生懸命やられるのは当然で、だからこそ多忙化によってメンタルな面であるとか体調を崩して、年初当初でも欠員が出ているのに、年度途中で病気で休まざるを得ない人が出てきて、そこに補充もままならないというような事態になりかねないので、多忙化の問題についてどうお考えなのかと。その点は、個々の現場の努力とか意欲だけに頼っていたら問題なので、じゃ、それは労務管理をする摂津市の教育委員会としてどうなのかという点での質問ですので、そういうことを聞いたかったんですけども、その点をちょっとお願いしたい。

そして、もう一つは、就学援助のほうなんですけども、国のほうの国庫補助がどうかということとは織り込み済みの議論をしてきたはずなんですよ、私たちは。その上に立って、次世代育成支援後期行動計画というのが立てられて広く定着していると、今後も続けていきたいということで行動計画のほうに書いてあるんですね。そうすると、4次行革でやることと次世代育成支援後期行動計画との、ここにそごが完璧に出ちゃうわけなんですよ。次世代育成支援も

就学援助もどちらも教育委員会所管ですよ。当初、こども育成課が中心でしたけども、当時も教育委員会が入ってやっていたわけですから、当事者として、片や今までの子育て支援策、広く定着しているものを今後も続けますと行動計画で広く市民に知らせながら、実際やっていることは、行革だからということで、広くやるのをやめて集中させていきますということで、全然方針が違うわけですよ。そのそごはどう考えているんですかと、どっちかを変えるんですかということで聞いているんです。それが質問の趣旨ですので、その点、しっかりと答弁していただくようにお願いします。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○和島教育長 今の教職員の多忙化の問題でございますけれども、まず、先ほどの部長の答弁にもございましたように、まず最初に指摘されました自習をやっているような状況には今はなっていないと。それは、同じ教科の教師が、その時数、その一コマをカバーしているのが現状であるということでございます。そのことが、私は学校現場をいろいろ見ておりまして、本当に教職員が足りない、今も話がありましたけれども、年度途中でメンタルで休まれるとかいうのは、いろんな原因がございます。いろんな原因がございますけれども、私は、現場の先生方を見ていたら、本当に授業改善のための取り組みとか、そういうことについては、私は多忙だとは思っておられないんじゃないかなと思っています。いろんなほかの要因で非常に時間的に追われているということが、若い先生でしたら、先ほど言いました保護者対応とか、自分が経験したこともない、自分より年かさのいった方とお話する。だから、今の現状を見たら、そういうことを解消していくのに、先ほど言

いましたように、やっぱり学校組織をあげて1人の先生がつぶれないようにカバーしていくということしかないんじゃないかなと思っております。（「本末転倒やな」と呼ぶ者あり）

それで、もう一つは、本当に今、教師不足といいますか、講師が来てもらえないような状況になっていますけど、されば、したら摂津市が予算を出して独自に教職員を、よそでやっているところもありますけれども、雇えるのかというと、それでも予算を上げて、やはり人が絶対数がいないというような現状でありますので、それを何とか大阪府も含めて努力して解消していくしか今現状ないのかなと思っています。ですから、先ほど言いましたように、私は大阪府に最初に正規職員をもっと採ってほしいというふうなことも言うておりますけど、やはり資質の問題、あるいはこれから近い将来に子どもの数が減ってくるときの対策もあると思います。以前のような加員対策でみんなに迷惑をかけた、そういう時代も、そういうことを見越した中で、今、定数を決めていっているんだと私は理解しています。大阪府のほうも、やはり子どもたちの教育の充実のためには、府独自でそういう法定内の先生の数以外に、加配として児童生徒支援加配とか生徒指導上の加配とか、あるいは少人数授業のための先生の配置とか、そういう予算的には大阪府のほうでも配置しておりますけれども、何度も言いますが、全国といいますか近隣他府県にも行っておりますけれども、それがどうも集まってこないというのが現状であります。

それと、就学援助制度の問題ですけれども、先ほど次世代育成計画というお話で、経済的に困っている子どもたち、その子

ちの教育を確保していくためにということで、経済的な支援もしていくということで、私は、あの計画とそんなにそごを来しているとは思っておりません。というのは、本当に困っている方に対して新たに費目を上げて支援していこうということです。私は、この制度、以前にもお話ししたかもしれませんが、やはり年間収入が五百二、三十万円の方、そこまで広げて、今の時代、国のほうも一般財源化している中で、市がそれを全部抱えていくというのは非常に難しいんだろうなと思っています。それが40%近い。ですから、100人の子どもがいる学校で、100人で40人の方が対象となる、その補助制度が果たしていいのかどうか、それが次世代育成計画とそんなにそごを来しているかというのは、私は、あそこにかかれてある経済的負担の支援を本当に困っている方にしていくんだということではないかなと思っています。

そして、私は、先ほど部長も答弁していますように、今の時代、これからもですけれども、子育て支援策をいろんなところで、先ほどいろいろ23年、24年のお話もしておりますけれども、経済的だけでなく、やはり支援策をもっともっと充実していく必要があると思っています。そのときには、今の現状からいえば、見直すべきところは見直して、その財源を新たな施策に充てていくということも必要かなと思っています。これは一つの例で、よく言うんですけれども、ここで小学校統廃合の論議もいただきましたけれども、いろんなご意見をいただきましたけれども、そこから生まれてきた財源が、今の皆さん方に喜んでいただいている小学校1年生の学級補助員、あるいは小・中学校の図書活動支援員、あるいは学習サポーターとか、いろんなところ

でその財源を充てて新たな市独自の制度が生まれてきているということですから、私は、子育て支援の場合も、そういう考え方も一部取り入れていかないと、すべて広げて、次はもっと底深くいけといっても、なかなか今の財政状況の中では難しい。ですから、私は、おっしゃっておりますけども、次世代育成計画の計画はこのまま推進していきたいと、そのように思っています。

（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 就学援助ですけども、ほかにもあるんですが、就学援助だけ、もう1回調整をお願いしたいんですけども、幅を広げてとか、こういうふうな考え方でいくという、今、お話がありましたけども、それなら行動計画のほうで、きちんとそういうふうなこういう計画でいくんですよということが書かれていなければいけないんじゃないんですかね。そこのそごはないというふうにおっしゃるんですけど、例えば、子育てに対する手当の支給事業のところを見ますと、「国制度の状況を踏まえ、子育ての手当支給事業の実施と制度の周知徹底を図っております」、国の制度を踏まえてというふうに書いてあるわけですよ。ですけど、就学援助金制度については、「大阪府で最も高く、広く子育て支援策として定着しています」と現状をあえて書かれた上で、「今後も」というふうにつながっていくわけですから、もちろん必要なところに重点的に支援を強めていくという点については何の異論もありませんし、当然やってもらうべきことだと思いますが、行動計画というのは、摂津市の次世代支援を推進していくための一番基本的な計画であるはずですよ。その中で、広く市民の中に定着している就学援助金制度の、だれを対象にするかとい

う一番根幹的なところを変えようというわけですから、それを見たときに、この表現と圧倒的に違いがあると私は思うんですよ。そこの辺の整合性はどうなんですかということです。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 総合計画の話になっていきますので、私のほうからもあれしておきますけれども、今、るるいろいろ説明しておりますけれども、これも、さっき私は大きく言いましたけれども、それぞれの役割があるんですね。市、都道府県、国。我々は、文句を言ってもしょうがないので、できる限りのことは自治体で何らかの形でやろうということに取り組んでおりますので、まず、先生のことについてはもう言及されていませんけれども、さっきも言いましたけれども、いろんな方法で、我々でできることで、もしも大阪府の対応がまずいところがあるのであれば、何とかして穴埋めをしようとして取り組んでいる、これはご理解をいただきたいと思います。

それから、就学援助の話でございますけれども、これも何度も話をしておりますが、こういう表現がいいのか悪いのかは別といたしまして、広く浅くというとらえ方をするのか、少し範囲は狭まるけれども、でも、より手厚く、目が届いていないところがあるのであれば、そこへ目を届けようと。これも、一定の限られた条件のもと、そういう取り組みをしていかないと、どんどん広げて、そして、より手厚く、これにこしたことはないですけども、これはやっぱり国も府もしっかりとそっちのほうは目を向けていただかないと、我々としてできる範囲、それも摂津市の平均所得層がありますけれども、それからかなり上のお方には少しだけ我慢をしてくださいと、そ

して、本当に困っておられる方、このお方たちにより中身の手厚い手当をして、今後この制度を充実させていく、これも私は第4次総合計画に何らそぐわないと思います。そういう意味では、広く浅くという意味からいったら、それは、そういう形は私はとらないと。より中身を濃くして、本当に困っておられる方に目を向けていく、そういうことで表現と何らそぐわないので、ご理解をいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○和島教育長 先ほどの最初の私のご答弁の中で、一部間違いがありましたので、この場で訂正させていただきたいと思います。三島の教育長が集まる教育長協議会の中で、「三島3市1町」と申しましたが、
「4市1町」の間違いでございますので、おわびして訂正しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 一般質問をさせていただきます。

1点目に、東日本大震災の対応についてでございますけれども、3月11日に大地震が発生して以来、多くの摂津市の職員の皆様方も現地へと直接赴かれまして、汗を流していただいております。また、多くの市民の皆様方でありまして、あるいは事業所、各種団体が義援金等の協力もしていただいておりますという状況でございますけれども、あの地震の規模を考えた場合に、相当長い期間のスパンで復興を考えていかなくちゃならないという状況になるんだろうなと思うんですが、今後の東日本大震災の対応につきまして、まず1点お聞かせいた

だきたいなと思っております。

次に、防災対策についてなんですけれども、1点目、学校をはじめとした公共施設の耐震化という問題でございます。

昨日も同趣旨の質問を川端議員がされておられましたけれども、この学校施設をはじめとした公共施設の耐震化ということについては、今回の震災を受けて、計画を前倒しにしてでも行うべきじゃないかなと思っておりますけれども、この辺、お聞かせいただきたいなと思っております。

続いて、家屋の倒壊対策ということなんですけれども、個人の家屋につきまして、耐震診断、耐震補修について補助しているという制度がございまして、これは、家屋の倒壊対策ということで、一定役割を果たしてこられたと思っておりますけれども、今後、この取り組みをどのようにしていくのか、この際、お聞かせいただきたいなと思っております。

続きまして、平日昼間の防災体制ということでございます。

摂津市は二つの顔があるんだろうなと私は思っております。一つは、産業のまちとして市外から働きに来られるまち、もう一つは、大阪、神戸、京都というまちに働きに行かれる方が住む、要はベッドタウンという側面があるのかなと思っております。昼間活動する方と夜住んでおられる方で、がらっと顔ぶれが違うということもあるのかなと思っております。そこで、平日の昼間の防災体制ということについて、どのようにご認識をされておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、インフラの耐震化ということで、特に生活インフラの中でも、水道の耐震化といったことは、今回の震災から学ぶ大きな教訓なのかなと思っておりますけ

れども、これも再三お聞かせいただいておりますけれども、改めて水道の耐震化ということにつきましてもお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、遠隔の自治体との防災協定ということなんですけれども、この趣旨は、同一の災害で同時に被災をすることがない複数の自治体と事前に協定を結んでおく、何か起きた際には、他の自治体から応援をしていただく、あるいは公共の住宅に被災者が速やかに居住できるような体制をつくっていくと、そういう関係性を築いていくといったことが大事なのかなと思っておりますけれども、この防災協定につきましてもどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

最後に、就学前教育の充実ということで、これも再三お聞かせいただいておりますけれども、本年度から次世代育成部ができて、子どもの成長といったものを縦断的にとらえていこうということで、行政もそれに対応していこうというような新しい機構になったわけございまして、大変に期待をしておりますけれども、これから就学前教育をどのように充実させていかれようとしているのか、この際、お聞かせいただきたいと思っております。

1 回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 今後の被災地の支援についてのご質問にお答えします。

被災地支援につきましては、被災地から大阪府市長会を通じて、現時点では、震災復興に向けた道路関係、下水道関係、戸籍関係、保健関係などの専門知識のある職員の中長期の派遣へと被災地のニーズは変化

してまいりました。これらの要請に対し、職員の職場状況や派遣時期を勘案し、派遣要請に応えてまいりたいと考えております。また、今回、一般会計補正予算として800万円を義援金として計上しており、ご可決いただきましたら日本赤十字社に寄附をする予定でございます。また、摂津市内に避難されている方々へも、引き続き細やかな生活支援や被災地の情報を提供してまいりたいと考えております。

学校をはじめとした公共施設の耐震化についてのご質問にお答えします。

学校施設は、児童・生徒の学習や生活の場所であり、また、地域の住民にとっては生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場として利用されている身近な公共施設とともに、災害発生時には避難場所としての役割を果たす重要な施設であります。この学校施設の耐震化は、市としても最も優先であると考えております。耐震化計画の中でも学校施設を一番に位置付けております。その次に避難所の位置付けをしておりますスポーツセンターや公民館、防災拠点を順次耐震化していくこととしております。

次に、平日昼間の防災体制についてのご質問にお答えいたします。

摂津市におきましては、平成22年度の統計要覧によりますと、夜間人口が約8万4,000人に対し、昼間人口は約9万6,000人で、1万2,000人程度多く、昼間に他市より流入している人口は約3万6,000人となっております。もし昼間の時間帯に大規模な災害が発生した場合、避難を必要とする人は夜間より明らかに多く、他市の住民が摂津市に働きに来ている、あるいは学校に通っていることを認識しております。防災計画で位置付けております

一次避難所では、収容人員は昼間人口が収容できる規模となっております。しかし、市内に住んでおられない方が摂津市内の避難場所を認識されているかどうかは疑問であります。今後は、市内事業所や高校や大学等へ防災協定のお願いに参りますが、従業員や生徒の防災対策の徹底についても協議をしてみたいと考えております。

続きまして、遠隔の自治体との防災協定についてのご質問にお答えします。

現在、摂津市は、平成7年より京都府向日市、奈良県桜井市、平成9年より滋賀県草津市の3市と災害時の相互応援協定を締結しており、お互いの市で発生した災害に対し、食料や飲料水、生活物資並びに必要な資器材等の応援を行う協定となっております。しかし、この3市は、摂津市とともに近畿圏に位置していますことから、今後発生すると言われております東南海・南海地震により大規模な災害が発生した場合、相互の応援が難しい状態も予想されます。そこで、今後、新たに防災協定を締結する市を検討したいと考えております。現在検討しております自治体としましては、物資輸送を考慮いたしまして、中国地方や北陸地方の市への防災協定の働きかけを考えていきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 防災対策の家屋の倒壊対策について、ご答弁申し上げます。

国では、平成18年に耐震改修促進法の改正がなされ、建築物の耐震化を進めるための基本方針が示されました。大阪府では、その方針に基づき、平成18年12月に「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」が策定されております。本市では、国・府並びに市の総合計画や地域防災計画

などとの施策の整合性を図り、平成20年3月に摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画を作成してまいっております。国・府の上位計画では、目標年次の平成27年度までに耐震化率を9割とする目標値が定められており、本市におきましても、それに沿った形の目標値を、平成20年度から平成27年度までに耐震化の目標を9割として定めてまいっております。今後、耐震化を推進するに当たっての課題につきましては、危険の認識不足、耐震化の情報不足、そして費用や労力の負担の大きさが耐震化の促進を阻んでいる実態がありますことから、その解消に努めなければならないと考えております。

現在、本市の具体的な取り組みといたしましては、平成19年度より耐震診断の補助、平成20年度からは耐震改修の補助も行い、平成23年度からは、木造戸建てだけであったものを、非木造住宅、マンション、特定建築物なども補助の対象として拡大するとともに、耐震改修補助金につきましても、定額補助に変更し、新たに設計費補助も新設いたしてまいっております。

こうした制度を活用していただくためには、個人住宅などの耐震化はみずからの問題としてとらえていただき、自主的に耐震化に取り組み、耐震化意識を高めていただくことが重要と考えております。現在、安心して相談していただける相談窓口や耐震アドバイザーの派遣、市の広報紙の掲載、地域の防災演習や防火フェアなどでのパンフレットなどの配布を実施しておりますが、今後もさまざまな機会をとらえてPR活動を行ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 防災対策のインフラの耐震

化についてのご質問にお答えいたします。

今回の東日本大震災におきましても、直接生命にかかわり、さらに行政が積極的に関与していかなければならないインフラの一つであります水道施設の耐震化についてでございますが、水道施設の耐震化について考えますとき、大きく分けますと、浄水場、送水所といった水道システムの基幹施設と、もう一つは、浄水場、送水所より送られた水道水を市民のお家までお届けする配水管に分けてご説明申し上げます。

本市の浄水場、送水施設につきましては、浄水・送水施設整備計画に基づき、平成15年度より実施しておりまして、35施設のうち14施設が耐震化されております。東日本大震災による断水の長期化している状況は、浄水場、送水所に対する地震による被害、もしくは津波による水没といった機能停止によるものであります。本市の基幹施設につきましては、今後も浄水・送水施設整備計画により、耐震診断の結果をもとに、重要度に応じた施設の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

また、管路、配水管につきましても、今回の震災では甚大な損傷が発生しております。ただ、現在のところ、地震による被害なのか津波による被害なのか、検証できていないのが現状であります。本市では、災害発生時の事態におきましても、長期間の断水による市民生活、社会経済活動への影響を未然に防止、あるいは軽減するため、現在の耐震基準で管体に発生する応力が許容範囲であるかどうか、また、管の継ぎ手部の伸縮量が地震時に発生する地盤の変化量以上となっているかといった、地震動に対して安全性を確保する上で、耐震型ダクタイル鋳鉄管を阪神・淡路大震災以降、平成8年度より使用しております。

平成22年度末現在、導水管、送水管、配水管の総延長232.7キロメートルのうち、約41キロメートルの更新を行っております。耐震化の実施状況であります。大阪府全体の耐震化率11.3%に対しまして、本市は17.6%の耐震化率となっております。平成32年度までに耐震化率の目標値を28.3%といたしております。今後の更新計画といたしましては、重要路線を中心に、防災拠点や避難所といった重要施設へ至る路線の耐震化も視野に入れた更新計画を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、現在の水道施設の耐震基準は、阪神・淡路大震災の地震動をもとにつくられたものであり、阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3には耐えられるものの、このたび発生いたしました東日本大震災のマグニチュード9.0に対しましては、現在のところ検証ができていないのが現状でございます。今後の地震動の検証の結果、もしくは被害状況をもとに、さらには厚生労働省の動向を見ながら、その対応を検討していかなければならないと考えております。

今後の水道事業であります。給水収益の増収が見込めない厳しい状況にございますが、経営収支計画と更新計画との整合を図りながら、災害時におきましても安定的な給水を確保すべく、災害に強い水道システムの構築を目指してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号3、就学前教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児期における教育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基

礎を培うものであり、また、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っております。しかし、現在、子どもたちの基本的な生活習慣の未定着や持久力、根気の欠如、自制心や規範意識の希薄化などに加え、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されております。また、小学校入学後に、保育所、幼稚園と小学校生活の違いにうまく適応できない児童がいることや、学級がうまく機能しない、いわゆる小1プロブレムと言われる課題もあります。

このような中、教育委員会では、第4次総合計画及び次世代育成支援後期行動計画に基づき、次世代育成部を設置し、小・中学校、幼稚園に保育所を加えて、子どもたちの成長を連続的にとらえ、一貫性を持った取り組みを進めております。取り組みの一つとして、現在、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、そして学識経験者をメンバーとする就学前教育推進検討委員会において、就学前教育実践の手引の策定に取り組んでおります。この手引には、本市人間基礎教育の理念を踏まえた就学までの摂津市の子どもたちに身につけさせたい力を目指す子ども像として設定し、目指す子ども像に向けて、就学前の子どもたちの教育・保育への課題対応や、小学校との段差解消に関係者がどのような観点で取り組んでいくか等を盛り込んでまいります。中でも、就学前の子どもたちの課題への取り組みは、家庭での支援が極めて大切なことから、手引には、保育・教育関係者向けに加え、保護者向けも作成し、生活習慣の身につけ方への対応や考え方、しつけ等の実践方法など、保護者自身が幼児教育の必要性を認識していただけるような内容とし、さまざまな機会を通して配布・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。
(午後0時7分 休憩)

(午後1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 それでは、東日本大震災への対応につきまして、お聞かせをいただきたいというように思います。

市長をはじめとして、理事者の皆さんも、現場に行かれた消防や水道の職員の方からいろいろとお話を聞かれたり、あるいは市民の方でボランティアに行かれた方のお話を聞かれる中で、いろいろなご感想をお持ちなのかなというふうに思っておりますけれども、私の感想を一言申し上げさせていただきますと、あれだけの広範囲にわたって甚大な被害があるということで、どこから手をつけていいのかわからないと、途方に暮れるといったのが最初の印象ではないのかなというように思うわけであります。そのような中で、今、部長からご答弁をいただきまして、まだ案ではありますけれども、800万円の義援金を赤十字を通して支援していくんだというお話があったわけでありまして、そのような形になると、なかなか800万円がどのように生かされているのかわからないというようなことであろうと思いますし、また、直接職員の方も汗を流していただいたにもかかわらず、それがどうなっているのかわからないということが続いていくんじゃないかなと思っております。そこで一つ提案なんですけれども、地域を絞って、まずは重点的に支援をしていくということによって、その支援、あるいは市民の皆さんからいただいた義援金というような善意が目に見える形

で効果が出てくるということが、今あります支援への機運の継続性につながっていくんじゃないかなと思うわけでありますけれども、この点についてお聞かせいただきたいというように思います。

続いて、防災対策なんではありますが、学校をはじめとした公共施設の耐震化ということでございまして、優先順位ということについてもご答弁いただきまして、その点はよく理解したわけでございますけれども、ぜひ、本市は子どもの安全安心都市宣言をいち早く採択したまちでもありますので、特に学校の耐震化ということについては前倒しし、しっかりと実施をしていただきたいということで、この際、強く要望として申し上げたいというように思います。

それから、家屋の倒壊対策なんですけれども、最終的にはPRをしていくということで答弁をいただきました。この時期でありますので、PRの効果はあるんだろうなと思うんですが、果たして耐震の、設計も補助が始まったんですよ、設計であるとか改修ということで進んでいかないとすれば、どうなのかなということは検証せなあかんと思うんですね。部長が今、答弁の中でおっしゃっておられましたけれども、費用や労力の負担が大きいんだというようなお話があったと思います。私は、PR不足によって制度を認知していただいていないということよりも、こちらだろうなというふうに思っていますので、ぜひこれから倒壊対策はどうあるべきなのかなということをしっかりとご検討いただければなということで、これも要望として申し上げたいと思います。

それから、平日昼間の防災体制なんでもありますけれども、ちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、平日の昼間にどれ

だけの消防団員、そして水防団員の方が出動できるのかということ、それと、機能別の消防団が発足しておりますけれども、地震等の大災害の場合に出動ができるのかということもお聞かせいただきたい。それを踏まえて、今後の平日昼間の防災体制についてどう考えておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、水道の耐震化ということでございますけれども、実は、たまたまなんですけれども南三陸の方とお話しする機会がございまして、その方がおっしゃっていたんですけれども、無理をすると家に住めんことはないんだと。何で避難所におるかという、その方の話ですけれども、水道と電気が通っていないんだよと、だから帰れないというようなお話がありました。やはり水道の大きな役割といったものを私は改めて感じたわけなんですけれども、ぜひ行政としても、この耐震化ということについて、より早いペースで取り組んでいただければなということで、これも要望として申し上げたいと思っております。

それから、遠隔の自治体との防災協定でございまして、北陸や中国地方との協定を検討していくというお話をいただきました。今回の震災の教訓の一つとして、被災された方の住む場所がないといったことも大きな課題になっていると思います。実際に摂津市にも被災された方々がお越しにいただいているわけなんですけれども、やはりスピード感を持って、もし摂津市が被災した場合に、摂津市民の方がしっかりと居場所、住むべきところを確保するためには、前もって協定を結ぶといったことが、私は大きな意味を持つと思っておりますので、ぜひこれは取り組んでいただければというふうに思っておりますので、要望とし

て申し上げさせていただきたいと思います。

最後でありますけれども、就学前教育の充実ということでご答弁いただきました。ヒアリングの際にも申し上げましたけれども、会津の日新館というところで「什の掟」といったものがございます。皆さん、ご存じかなと思っておりますけれども、例えば、年長者にはおじぎをせなあきませんよとか、会津ですから「あきません」とは言っていませんけれど、だめですよと、そういう趣旨の話だったりとか、うそを言っちゃだめですよと。当たり前の話であるんですけれども、わかりやすくしつけとはこういうものだといったことが示されている大変すばらしいものだろうなと思っておりますので、ぜひ手引の中にも盛り込んでいただきたいなと思っておりますし、特に保護者向けにもつくっていくと答弁をいただきましたので、その中に盛り込んでいただきまして、これから特に家庭教育のウエートは大きいと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいなと思っております。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の具体的に被災地を絞って支援を行ってはどうかということについてお答えいたします。

被災地支援につきましては、カウンターパート方式によって、大阪府と和歌山県は岩手県の支援を行っております。岩手県が県内市町村の派遣ニーズをもとに大阪府に要請をするという方式を確立しておりまして、摂津市職員も災害派遣を行ってまいっております。

また、個別の市との関係ということにつきましては、被災地の中で、かつて旧国名で都市交流のつながりのありました福島県

いわき市へ、摂津市として何かできることはないかというお問い合わせをいただきましたが、今のところお願いすることはないとの回答でございました。ある程度落ちついてから、いわき市のほうにはご連絡をしておりますので、こういう結果になったのだと思っております。個別で被災地支援を行うことについてはということですが、支援の効果が実体としてあらわれるということは、確かにそのとおりだと思います。我々支援する側の励みにもつながるというふうに理解はいたします。そういうことから、今後、市町村間の強いつながりになるものと考えております。今までの関係から考えてみますと、被災地ではいわき市が一つの選択肢になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○北居消防長 まず、昼間時の大災害時、このときに出勤可能な消防団員の数はというご質問であります。平成23年4月1日現在、機能別消防団員43人を除く基本団員数は348名でありまして、そのうち、被雇用者でない、いわゆる市内での自営業者の方はわずか25名であります。ただ、そのほかに、比較的早く出勤可能な団員としましては、市内の事業所の勤務者が113人、JAも含みます市内の公務員等が33人、それと自己所有の不動産の管理等をされている方が31人、これを合計いたしますと177人もの市内就業者がおられまして、この後方支援的な団員も含めまして、即時出勤団員及び後方支援団員は202名で、全団員の約58%を占めております。ただし、我々は決してこの数字に満足しているものではございません。平日昼間時の動員増強の方策としましては、企業の自衛

消防組織を活用した機能別消防団員、これは平成21年1月1日から発足しておりますが、さらなる飛躍としまして、長年培われてきた知識・技術を新入団員に伝承して、併せて平日昼間帯の消防力の維持・増強にも資するために、消防団OBによる機能別消防団員の確立を早急に推進してまいりたいと考えております。

また、大地震等の自然災害時に、現在確立されている事業所の機能別消防団の出動は可能かというご質問であります。現在の機能別消防団3分団につきましては、平日昼間の大火災には市内全域に出動していただくということになっておりますが、大地震等の自然災害時には、それぞれが所属する事業所、それから近隣の住民を救援・救護することが最優先の使命となりますので、市内各所への出動はできないことがございます。

もう1点、水防団の出動についてでございますが、担当課に確認いたしましたところ、水防団394名のうち約150名が早期に出動可能であると聞き及んでおります。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 まず、東日本大震災への対応でございますけれども、いわき市を考えていきたいという話でありましたけれども、現にいわき市は、今、支援は必要ないとおっしゃっておられるわけで、しかし、一方で、今、支援を必要としている自治体というか地域があるわけありますので、私は、そこにこだわらず支援していくということが大事なかなと思っております。ぜひお願いしたいと思っておりますし、あと、平日昼間の防災体制なんでありまして、消防団OBの力をお借りするということをぜひ期待しておりますし、市内には多くの事業所もございますので、ぜひ事業所

にもお力添えをお願いすれば、私は協力していただけたらと思っておりますので、平日昼間の防災体制につきまして、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして質問を行います。

第1に、くらしのセーフティネットと就労支援の課題について、3点質問します。

一つ目は、就労支援相談員と就労支援コーディネーターの役割についてですが、この6月から産業振興課では新たに専門の相談員による就労支援相談事業が始まりました。事業の内容について、これまでとどう違うのか、どのような方が専門の相談員に当たるのか、これまでの就労支援コーディネーターによる相談事業の昨年度の実績についても併せてお答えいただきたいと思います。

二つ目は、ポリテクセンターとの連携についてです。

市役所の隣に位置し、摂津市としてもさまざま連携をして産業振興の施策を進めていると認識していますが、4月の国会で、このセンターを運営する雇用・能力開発機構の廃止が正式に決まりました。職業訓練をはじめ求職者の雇用促進に大きな役割を果たしてきた機構の解体は、本市にとっても大きく影響してくると思うわけですが、この点、どのようにつかんでおられるのか、それと今後の見通しについてもお聞かせください。

三つ目は、生活保護と自立支援の現状と取り組みについてです。

先日、14日のニュースで、全国の生活保護受給者数が200万人を超えたと報じられました。世帯数で145万8,000、そのうち病気や母子家庭でない現役世代の受給者は、およそ24万4,000世帯と厚労省の発表から伝えられています。リーマンショック以降の雇用の深刻な情勢のもと、失業を契機に一気に生活困窮に陥る方、ハローワークで求職活動をして、すぐに再就職には結びつかず、雇用保険も蓄えも底を尽き、徐々に窮迫状態に陥る方。私も市民の方から幾つか相談を受けましたが、当たり前のように仕事をし、収入を得て暮らしていきたいという願いを持っていても、そうならない現実があります。生活支援課においては、ここ数年、相談に来られる市民の方が急増し、対応に当たられていると思いますが、いわゆる稼働年齢層の方の相談件数の推移と、その際の対応、併せて保護決定後の就労支援の状況についてなどをお聞かせください。

第2に、子育て、保育に関わるこの間の動きと変化について伺います。

まず、「べふこども園」開設に向けた動きについてですが、来年4月の開設に向け、べふ幼稚園の改修工事が行われてきますが、中身の点で運営上の問題や課題の検討がどこまでされているのか、現時点での到達についてお聞きしたいと思います。

次に、国が検討を進める新制度に対する認識についてですが、再来年をめどに議論されている子ども・子育て新システムについて、教育委員会はどういった認識を持っているのかお聞きしたいと思います。また、国の動きに関連して、地域主権改革一括法が先月成立しています。子育て・保育の分野で生じてくる影響についてお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 就労支援コーディネーター及び就労支援相談員の役割とポリテクセンターとの連携についての二つのご質問にご答弁申し上げます。

平成23年4月の有効求人倍率は0.61で、依然として厳しい雇用状況が続いておりますが、本市では、就労活動中の方などの就労支援のため、平成22年度より就労支援コーディネーターの資格を有する職員を3名配置するなど、相談体制の充実を図り、昨年は14名の相談者の方が就労されるに至っております。就労支援相談員につきましては、この6月より、企業で人材育成や能力開発の指導の経験を持ち、現在はNPOで就業や創業の支援に努めておられる方を新たな就労支援相談員として配置し、毎週火曜日に面接の心得、履歴書の書き方、身だしなみなどの就労活動に関するさまざまなアドバイスを行っていただいているところであります。

次に、ポリテクセンターとの連携でありますが、平成23年10月に独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、同センターは、高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管される予定であります。ポリテクセンター関西につきましては、重複業務の統合などによるスリム化が図られ、技能研修施設として存続すると伺っております。市といたしましても、就職フェアの共催をはじめ、今後もポリテクセンター関西との連携をより密にし、就労に結びつく技能習得や在職者訓練など、幅広い就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 稼働年齢層の方の生活保護相談の状況と対応、また、生活保護受給者の就労支援の状況についてのご質問にお答えいたします。

稼働年齢層の方の生活保護相談につきましては、近年の経済情勢を反映して年々増加傾向にあります。具体的な状況は、過去3年間の窓口における稼働年齢層等を含むその他世帯の延べ相談件数になりますが、平成20年度が218件で、全体の30%、平成21年度が463件で、全体の44%、平成22年度が497件で、全体の53%となっております。これらの方々の相談に際しましては、生活保護の主旨説明を行った上で、住宅手当や訓練・生活支援給付などの施策も紹介し、ハローワークとの連携も密にするように努めております。また、相談に来られた方の中で、他法施策等の活用で生活保護開始に至らない場合には、今年6月から新たに産業振興課で配置されております専任の就労支援相談員につなげるなど、より一層庁内の連携も強化してまいります。

近年、生活保護受給世帯の中でも稼働年齢層の方は増加しており、平成21年度に、就労支援を強化するため、自立支援相談員を1名、平成22年度からは2名配置しております。被保護者の就労支援に当たりましては、担当のケースワーカー、スーパーバイザー、ハローワークの生活保護担当就労支援ナビゲーター、自立支援相談員の4者が連携をとり、対象者の年齢、能力、病状と、ハンディとなる就労阻害要因を個別に検討・考慮した上で、履歴書の書き方から面接の受け方等、ハローワークへの同行等、きめ細かな対応に努めております。

平成22年度のハローワークと連携した

自立支援プログラムの実績は、34名の方の支援を行い、14名の方が就労につながり、うち4名が自立いたしました。また、引き続き平成23年度に継続支援を行っている方が13名で、就労に至らずプログラム終了した方が7名という状況でございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号2の(1) こども園開設に向けた動きについてのご質問にお答えいたします。

(仮称)べふこども園につきましては、別府保育所とべふ幼稚園を一体的に運営する施設として、平成24年4月の開設に向け、準備を進めているところでございます。こども園では、同じ敷地の中で乳幼児保育と幼児教育を行うこととなり、同じ年齢の子どもでも、施設にいる時間帯や通園・通所方法、運動会や遠足などの行事開催方法、保護者会の活動、幼稚園教諭と保育士の勤務体系など、従来の保育所、幼稚園の単独施設とは異なった管理運営体制が必要となります。しかし、園児にとってのメリットは、一体的に運営することによって、同じ年齢の子どもの友達が増えるほか、幼稚園児にとっては0歳から3歳児とのふれあいが可能となり、小さな子どもたちへの思いやりの気持ちや年長者としての自覚の芽生えも期待できます。また、保育所では新たに0歳児保育を実施し、産休明けからの円滑な職場復帰を支援するとともに、すべての園児に給食を実施することで食育を推進するなど、多様な保育ニーズに対応してまいりたいと考えております。また、幼稚園教育時間の終了後に預かり保育を実施するほか、地域の就学前の子どもと保護者の方を対象に、集いの広場の開設も予定いたし

ております。

現在、就学前教育推進検討委員会内に、別府保育所とべふ幼稚園職員で構成する（仮称）べふこども園開設チームを設置し、施設運営や保育内容等について協議するほか、別府保育所、べふ幼稚園保護者の方とも、こども園の運営について意見交換を行っております。今後、それらの意見を参考に、引き続き、子どもたちを中心に考えたこども園の運営内容、運営体制を決定してまいりたいと考えております。

次に、質問番号２の（２）国がすすめる新制度の検討に対する認識についてのご質問にお答えいたします。

近年、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる仕組みづくりが求められています。そのような中、国においては、法令で義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大を行う地域主権改革一括法が平成２３年５月に成立いたしました。この中で、子育て・保育に関連する法整備といたしましては、学校教育法において、市町村が設置する幼稚園の開設には都道府県への「認可」が必要であったものが「届出」に変更されたこと、児童福祉法において、「厚生労働大臣が児童福祉施設の設備及び運営の最低基準を定める」としていたものを、「都道府県が条例で基準を定め」とされたことなどがございます。これらの内容については、大阪府条例にゆだねられることが多いことから、大阪府に対しては本市の保育行政の現状や考え方などをヒアリング時に伝えてまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て新システムに対する考え方でございますが、国においては、

幼保一元化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一括的なシステムの構築についての検討を、子ども・子育て新システム検討会議において、現在、議論されております。具体的な仕組みとして、子ども手当をはじめ保護者に対する給付制度の一本化のほか、現行の認定こども園を踏まえた新たなこども園の創設、市町村が潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握し、給付や事業を実施する（仮称）市町村新システム事業計画を策定することなどが盛り込まれております。しかし、子ども・子育て新システムにつきましては、現在も国の検討会議に設置されたワーキングチームでの検討中であり、未確定の部分も多いことから、今後、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 ２回目の質問を行います。

くらしのセーフティネットと就労支援にかかわる問題です。

生活保護の過去３年の相談件数を示していただきましたが、延べの件数であっても大変多いのがわかりました。以前立ち会った相談でそうでしたが、１件の相談でも、その人の身の上、どういう状況で困っていて、どんな支援が必要か、丁寧な聞き取りが行われ、時間も長くなります。大変尽力されていることと感じました。しかし、先ほど答弁にもありました他法施策の活用で、住宅手当や訓練・生活支援給付など、第２のセーフティネットを活用しても、失業者の生活自立には大変厳しいのが現状です。例えば、住宅手当を受けても、生活費は社協の借り入れに頼らなければ暮らしてはいけず、給付の期間中に就職先が決まらなければ返済の見通しも立たず、一層精神的に追い込まれていきます。

先日、お会いした58歳の男性の方は、「住宅手当が切れたら西成に行ってホームレスになる。これ以上何度も何度も市役所やハローワークに行ってもむだだ」とおっしゃっていましたが、現状の厳しい雇用環境のこうした認識も、ぜひ担当職員も共有していただいて、働くことをあきらめない、相手に寄り添った就労支援が一層求められていると、このように思います。ハローワークと連携したきめ細かな支援についても紹介していただきましたが、就労につながるケースは多いとは言えません。現場の体制強化も必要かと考えますが、今後の生活保護における就労支援の課題についてお聞かせください。

産業振興課の就労支援相談については、22年度の実績で、相談に来られた方のうち14名の就労を導くことができたとの答弁ですが、相談に来られた数は74名と伺っていますので、そのうち約2割の方という計算です。ここでもやはり厳しさが感じられますが、今月からの専門相談員の事業にもしっかりと力を尽くしていただきたいというふうに思います。

また、ポリテクセンターの機構の再編についてですが、答弁では重複業務の統合、スリム化とおっしゃいました。そう言うところ聞こえはいいですが、実際の現場では事業の縮小になっているのではないのでしょうか。昨年、首相に就任した際、一にも二にも雇用が大事と言っていた菅政権のもとで、公的な職業訓練を担う仕事で国の責任を縮小していく、このことについては実に許せない対応だと私は思っています。ものづくり・産業のまち摂津市の中で、ポリテクセンターとの連携はこれまで以上に重要だと思っています。本当に必要な事業で役割を果たしてもらわなければならないときだと。

ぜひ市長会としても国に対して、このポリテクセンターなど公共職業訓練に係る機能の充実について要望を上げていただきたいと思います。検討をお願いします。

子育て・保育に関わるこの間の動きと変化についてです。

べふこども園の問題では、具体的には、（仮称）べふこども園開設チームを設置し、施設の運営と保育内容の協議、保護者との意見交換でこれから運営内容や運営体制を決めていくとのことですが、当初から言われている一体運営をすることでのメリットについては、大いにその方向でやっていただいたらよいと思っているんですが、問題点としてあがっていることの解決をどうクリアしていくかが一向に示されていないように思えてなりません。国が検討を進める子ども・子育て新システムにおいても、看板だった幼保一体化の議論は当面棚上げとなり、保育所、幼稚園、そして混合施設が、それぞれ名前は「こども園」に切りかえるといった議論もあるようです。ここには、保育所、幼稚園それぞれの現場、当事者の声を十分聞かずに進めてきた厚労省の検討会議に対し、関係者の意見を盛り込むべきだという声が大きく盛り上がってきた背景があると言えます。保育所で大事にしてきた実践、幼稚園の果たしてきた役割、それぞれがはぐくんできた歴史もあると思うんです。もちろん将来にわたって未来永劫この形でなければならないとは言えません。

福祉や教育の先進的な実践を進めているスウェーデンで、この間、保育から幼児教育へと「就学前学校」と言われる形に大きくかじを切ったとも聞きます。これは、国の成り立ちや条件の違いもあり、財政の使い方がまず大きく違うでしょうから、一概に論じられないことで、単純にモデルにす

ればよいとは思っていません。今回、新システムで、こども園のあり方については、今のところ見えてきません。幼児教育と児童福祉の法体系が大きく変わろうとしている今、今後の国の動向を注視していきたいという立場で十分とは思えません。しっかりと市としての姿勢、どういう幼児教育、また保育を目指していくのか、そういう展望が要るのではないのでしょうか。ぜひそうしたものもお示しいただきたいと思います。

新システムで導入がねらわれているのは、保育の市場化、公的責任である保育義務の撤廃、職員処遇の悪化が招くサービスの低下にほかならないのではないのでしょうか。社会福祉の構造改革路線がこの間ずっと続けられ、介護保険も障害者自立支援法も受益負担の導入でどう変わったか。福祉の現場で働く職員の待遇がどんなに劣悪か、子どもたちにはそのしわ寄せを絶対に向けさせないという教育委員会の姿勢が必要だと思ふのですが、ご意見をお伺いします。

併せて、地域主権改革一括法で、大阪府が保育基準にかかわる条例を今後つくっていく、こういうことになってまいります。ヒアリングの際に摂津市としての保育の考え方を伝えていくと部長の答弁でも述べられました。その際、やはり市としてどういう保育を目指しているのか、このこともしっかりと示していただきたいというふうに思ふんです。この間、大阪府の橋下知事は、保育の問題についてもパウチャー制を導入したらいいとか、また、保育所の待機児童が多く、保育所に行けなければ保育ママに頼ればいい、そんなことも口にしています。そういう中でつくられる大阪府の保育の基準、しっかりと現場の声、市としての声を大阪府下中から上げていくことが求められるのではないのでしょうか。この点も併せて

お聞かせいただきたいと思います。

2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 就労支援の課題といたしましては、今日、支援を継続していてもなかなか就労に結びつかない状況が見受けられます。近年の厳しい雇用情勢の中、求職活動を長らく行っていますが、就労に至らず自信を失われている方への就労意欲の発起や、現在の求人状況とご本人の能力、希望との乖離によるミスマッチングの解消など、さまざまな問題が浮かび上がってきております。これらの対応につきましては、ハローワークの生活保護担当就労支援ナビゲーターの定期的な来所による個別の支援状況の報告や、就労支援会議における検討など、その都度、支援方法等の見直しも含め、支援者の意思を尊重し、丁寧に説明に努めた中、支援を継続している状況でございます。

本市におきましては、平成21年度から自立支援相談員を配置しておりますが、過去の支援の状況、結果を分析し、データを蓄積することにより、支援の進め方を検証し、庁内機関とハローワークの組織的な対応が構築できるよう、体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 それでは、質問（１）、（２）がありましたが、いずれも関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

まず、国の制度改革の中で、保育所や幼稚園が担ってきたこれまでの実績や歴史がある中で、こども園はどういった方向を目指していくのかということだったと思いますが、議員おっしゃっていますように、国

が認定こども園制度を平成14年につくりましたが、今現在、また新しい子育て新システムを検討しております。この動きが、先ほど申し上げましたように、まだ決まっております。私どもは、認定こども園制度の中で幼稚園と保育所を一体的に運営できるという方式がございましたので、今回、別府の市営住宅の建て替えに合わせまして、平成24年4月に幼稚園と保育所を一体的に運営するこども園を開設しようと思っております。ただ、新しい保育システムができるということ、それと、認定こども園制度、これは、市町村の施設については財政的メリットが検討した結果ないということもございますので、来年4月からは、制度上は認定をとらずに、摂津市独自の条例で、摂津市の今ある、認定されているべふ幼稚園と認定されている別府保育所が、一つの施設に一体的に入るというこども園という条例にさせていただく予定をいたしております。

それで、その中でどのような幼児教育なり幼稚園保育を目指すかということでございますが、それにつきましては、嶋野議員のご質問にもございましたように、新たに就学前手引をつくりまして、その中で、今現在、幼稚園の教諭、保育所の保育士、そして小学校の先生等も入っていただいて、目指すべき就学前の内容について検討していただいておりますので、その中で目指すべき方向を明らかにしていきたいと考えております。その基礎には、人間基礎教育の五つの考え方を盛り込みまして、就学前教育のあり方について、目指すべき子ども像としてつくってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、子どもを中心としたこども園の運営をしてまいりたいと考えております。

それから、新たなシステムによってサービスの低下が心配されるのではないかとか、あと、大阪府に対してどういったことを求めていくかということでございますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、今現在、国のほうの検討委員会の議論の中でのことでございますので、しかるべきときにそういったヒアリングなり調査があれば、私どもが目指しているこども園なり就学前の教育の考え方を踏まえて意見を申し上げていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目の質問です。

セーフティネットと就労支援の課題についてですけれども、今回、200万人を超える生活保護受給者ということのニュースが出ましたと同時に、東日本大震災によって被災された方も多く生活保護の世帯になられているという報道がありました。また、今後の景気の問題でいいましたら、全国的に見たときには、一層生活保護者が増えていく、そんなことも予想されています。そうしたときに、私も5月の末に岩手県の陸前高田市に震災ボランティアで行ってまいりましたけれども、そこでお話しした方が、やはり自立した生活、このためには就労支援、雇用が大事と。地元で働いて、そして生活していくことが本当に大事なんだというふうなことをおっしゃっていました。そのことからすると、本当に今、大阪でも失業率がここまでひどくなって、それで、今後、景気の動向を見たときに上向きになっているかといえばそうではない。そんな中であって、一層セーフティネットの網を大きく広げていく必要があるというふうに思っています。昨今、例えばお隣の大阪市な

んかでいいましたら、稼働年齢層の生活保護者を、その制度の中から締め出すような一定動きが見受けられます。しかし、そうではなく、第2、第3のセーフティネット、雇用保険であったり社会保険であったり、そこでフォローしていけるような、そういう体制をつくっていくことが摂津市としても課題として大事じゃないかというふうに思っております。もちろん摂津市だけで解決する問題ではない。大阪府に対しても、もちろん国に対しても、先ほど申し上げましたようなポリテクセンターのことについても、しっかりと機能を充実させていきたいというようなことも思うわけであります。

この間、市長としても、震災の被災者に対する市の職員の雇用の枠というようなことで広げていただいています。また、この間、何回か質問を私のほうからさせていただいた折に触れても、雇用対策が大事だとおっしゃっていただいておりますけれども、今年、また一層そうした視点が大事になっているんじゃないかというふうに考えております。ぜひこの点について一言ご意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

次に、こども園の問題です。時間のほうもあまりないんですけれども、今、ご答弁いただきましたように、国の動向についてはまだまだ決定ではないと、注意して見ていかなければならないということではありますけれども、国の動向を見ているだけで、本当に子ども中心の、そうした子どもの権利を守っていける、一人ひとりの成長を守っていける幼児教育・保育がやっているのかというような視点も、ぜひ教育委員会の中で持っていただきたいというふうに思っています。新システムで検討されている

中の、背骨というか根本にある保育の市場化の流れ、こうしたことがされたときに、こども園の経営についてもいろいろと考えられることがあると思うんです。国からの補助がなくなって、それで利用者からの負担金で運営していく、そういうときに公的な役割、また、市場との競争にさらされたときに公的責任が本当に形骸化していくというようなことも、さまざま研究もされています。ぜひこの点については、流れを見守るではなく行動していく、そんな立場に教育委員会も立っていただきたいと思います。（発言終了のブザー音鳴る）

○藤浦雅彦議長　それでは、答弁。市長。

○森山市長　弘議員の質問にお答えします。

就労支援のことですね。今回、東日本の震災のときにも、定例といいますか、採用に加えて被災者の方々にも門戸を広げるというふうな方法をとったんですけど、これは別に被災だからということじゃなくて、困ったときはお互いさまでありまして、例えば、摂津市もいつ何どき、いろんな場面が想定される。先ほどの質問でも言っていましたけれども、これも「いつでも防災」でございまして、常々いろんな角度から就労ということにしっかり目を向けておくことによって、またとっさのときに何らかの効果にもつながるのではないかとということで、被災だけじゃございませんけれども、市民の就労の問題につきましても今までと同じような姿勢で企業等々にも働きかけ、この難局を乗り切るよう努力をしたいと思っています。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長　弘議員の質問が終わりました。

次に、原田議員。

（原田平議員　登壇）

○原田平議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、市たばこ税大阪府交付金についてであります。

今議会で補正第1号として後ほど採決をされるわけですが、市たばこ税大阪府交付金として9億6,690万5,000円が計上されておられました。この9億6,690万5,000円の根拠、あるいは内訳等について教えていただきたいと思っております。そして、こういう市町村から大阪府に対しての交付金というのは異例中の異例であります。ということで、大阪府は、この交付金でやはり摂津市の関連する事業等に積極的に推進をしてほしいというふうに思うわけですが、府関連の事業に対してどのようになされていくのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、機構改革についてお尋ねいたします。

この4月から機構改革が始まりまして、昨年12月の総務常任委員会でいろいろご審議をされまして、機構改革の基本方針として決められました。組織をスリム化、健全な財政基盤の確立、協働・環境・子ども・学びを意識した組織、そして、市民がわかりやすい組織、そして、人材育成につながる組織の五つをその基本に据えられたというふうに思っております。また、第4次総合計画には、「市民が元気に活動するまち」をはじめとして、七つのまちづくりを目標としておられます。市としては協働のまちづくりを進めていくことが基本の方針であろうというふうに思っております。これらのことを受けまして、私は、第4次総合計画と今回の機構改革はどのように整合性がとられているのか、お尋ねいたしたいと思っております。また、この4月の機構改革

以降、その実施に伴いまして、どのような検証を行ってこられたのか、また、今後どのようにしていくのか、お教えを願いたいと思っております。

3番目に、府道大阪高槻線の交通安全対策についてであります。

これについては、先ほども市たばこ税大阪府交付金について若干述べましたが、これまでも多くの議員がこの安全対策について質問をし、取り組みをしておるところであります。とりわけ府道大阪高槻線の鳥飼八防バス停付近、そして鳥飼八防2丁目の最近でございました飲食店の前の新在家口のバス停が、まだ道路拡幅の整備がされておられません。そして、やはり歩行者、自転車の通行は、非常に危険な状況になっております。先ほど申し上げましたように、そういった交付金の活用をしていただいて、凍結されている大阪府道高槻線の拡幅をお願いしていくべきではないかというふうに思うんですが、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、市道新在家鳥飼上線の道路整備事業についてであります。

これも、何人かの議員もこれまでも質問し、私も質問をしてまいりました。都市計画決定が打たれて、長い間、事業は進んでおりません。そういう中で、ようやく重い腰を上げていただきまして、今年度から5か年事業でやろうということでもあります。5年もかかるのかなというふうにも思うんですが、延長は150メートル余り、そして、そんなに多くの費用もかからないというふうに考えるわけですが、地域の安全性やこれまでの事故等もありますので、そういったことで一日でも早い事業を進捗するということが課題だと思うんですが、市の考えをお聞かせいただき

たいと思います。また、本路線は都市計画道路でありますから、決定されているその幅員で整備を行うというのは当然だと思うんですけども、何か聞くところによりますと、そうではないような状況でありますので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市たばこ税大阪府交付金について、ご答弁申し上げます。

平成22年度市たばこ税決算見込額25億2,271万5,000円から、課税定額15億5,581万円を控除した9億6,690万5,000円を大阪府に交付するものでございます。しかし、大阪府は普通交付税交付団体でありますので、市たばこ税大阪府交付金の75%が基準財政収入額に算入されるため、普通交付税がその分減額されることとなります。したがって、実質的な大阪府の増収額は9億6,690万5,000円の25%に当たる2億4,172万6,000円になります。

本市といたしましては、市たばこ税大阪府交付金の実質的な増収分相当額について、摂津市の府道整備を積極的に推進するように大阪府に要望いたしております。具体的には、十三高槻線では、正雀工区ボックス上部の活用及び緑地整備等、大阪高槻線では一津屋交差点より西側の歩道整備、鳥飼八防2丁目の未買収地の解消と歩道整備、鳥飼八防バス停付近の未買収地の解消と歩道整備などでございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 機構改革の実施について、

ご答弁申し上げます。

まず、第4次総合計画との整合性についてでございますが、現在、自治体を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化し、行政ニーズもますます多種多様化しております。とりわけ、さまざまなニーズをしっかりととらえ、時期を逸することなく的確な施策を展開していくことが求められております。加えて、さらなる地方分権の推進、地方自治体の本旨である団体自治の強化と住民自治の拡充を図り、真の地方自治を実現させることが強く求められていると考えております。

このような中、第4次総合計画のスタートに当たるこの4月に組織の見直しを行いました。その基本方針は、議員からご説明もありましたが、まず、①といたしまして、組織のスリム化を図るため、部・課を統合する。②といたしまして、行財政改革の進行管理と健全な財政基盤を効率よく遂行する。③協働・環境・子ども・学びを意識した組織を構築する。④市民がわかりやすい組織とする。⑤人材育成につながる組織を目指す、責任と権限の移譲を目指すの五つの方針を定めて行ったところでございます。

機構改革の内容といたしましては、コミュニティプラザの開設もあり、一部前倒しで実施したのもございますが、第4次総合計画の七つのまちづくりの目標にも掲げている協働や環境、子ども、学びを強く意識した組織を構築し、併せて健全で安定した財政基盤の確立のため、組織のスリム化にも重点を置いた見直しを行ったところでございます。

次に、機構改革後の検証についてでございますが、変更内容が多かった部署を中心に、機会をとらえ、混乱の有無や市民からの苦情等につき、状況把握に努めていると

ころであり、今後、時期を見て市内全体から意見を聴取することも考えているところでございます。なお、現在のところ、それぞれの部署からは、施策の停滞や窓口での著しい混乱は見られないという報告も受けております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 府道大阪高槻線の交通安全対策について、ご答弁申し上げます。

本路線につきましては、大阪府によりまして、大阪鳥飼上上田部線として都市計画決定している道路であります。ご指摘の鳥飼八防バス停付近や鳥飼八防2丁目の飲食店前付近は、都市計画道路として未整備のため、歩道部が狭小であり、歩行者や自転車などの安全な通行に支障を来しており、以前から大阪府に対して早期整備の要望を行ってきておりますが、現在、府の中期整備計画では凍結された状態であり、改善される見通しが立たない状況にあります。本市といたしましては、先ほど、市たばこ税大阪府交付金による府財政の増収分を活用しての整備を現在要望いたしております。鳥飼八防バス停付近及び鳥飼八防2丁目飲食店前の歩道整備につきましては、現在の安全性の確保からも、市たばこ税大阪府交付金にかかわらずとも、引き続き地域の実情を訴え、交通安全対策を図るため、本路線の整備を積極的に進められるよう、さらに強く大阪府へ要望してまいります。

次に、市道新在家鳥飼上線道路整備事業について、ご答弁申し上げます。

本路線の整備につきましては、本年度より番頭面水路から市道新在家21号線までの約150メートル区間につきましては、用地測量をはじめ詳細設計の委託事業を実施する予定をいたしております。現在の整備

スケジュールといたしまして、本年度より着手し、来年度からは用地買収に取り組んでまいりたいと考えており、約5か年で整備を完了する目標であります。

ご質問にございました事業の前倒しによる整備期間の短縮を図り、安全・安心な歩行者空間やスムーズな交通動線の確保に取り組むべきとのご意見につきましては、我々担当者も同じ意識であり、そのためにも、用地交渉に誠意を持って取り組み、土地所有者の協力が得られるよう努力してまいりたいと考えております。また、本路線は都市計画道路としての位置付けがあり、当初の計画に基づき、都市計画事業として実施すべきであることは基本ですが、都市計画事業で実施した場合、番頭面水路から市道新在家鳥飼中線までが事業区間として求められ、相当の期間を要することから、現時点の事業方法といたしましては、早期の安全対策による歩車道分離を優先としており、都市計画事業として取り組む形ではなく、幅員3.5メートルの歩道を設ける緊急避難的な措置を考えております。

○藤浦雅彦議長 原田議員。

○原田平議員 大阪府の交付金として9億何がしを支払うわけでありますけれども、先ほどの説明で、約2億4,000万円が府のほうに実質上収入として残るわけですね。その分が、答弁にもありましたように、大阪府の事業として摂津市にかかわるものをやっていただくということでもあります。当然、だれしもそのことは考えるわけでありまして、市長や、あるいは副市長が、そのことで大阪府にかけ合っているというふうに思っております。長年凍結をされた事業を解かしていくというんですか、やってもらわなければならないから、そ

それは相当強い決意で臨んでいただいていると思うんですけれども、そのあたりについて、どちらからでも結構ですけれども、お考え、取り組みをお聞きいたしたいと思えます。

機構改革について、第4次の総合計画との整合性については、一応理解をいたしましたけれども、本市がまた進めております第4次行財政改革の実施計画との関係について質問をいたしたいと思えます。

第4次行革の基本理念に、簡素でわかりやすい組織、スリムで効率性を重視した職員660人体制、健全で安定した財政基盤の確立などが項目にあげられています。行政サービスの維持・向上のためには、健全で安定した財政基盤の確立があることは当然であります。少数精鋭の組織を目指して健全な財政運営は、理解はできますけれども、反面、安かろう悪かろうでは市民の満足度は得られません。そこで、市民と直接接せられる市職員が、スリム化になり過ぎて業務が過剰になり、職員が疲れてしまってサービスの低下につながっては、総合計画の四つの基本姿勢とも達成が遠くならうかと思えます。今回の機構改革は、第4次の行革にも直接密接的に関係をしていると思えます。行革は聖域を設けず、今回見直しを行っていないあらゆる分野で検証を行い、可能であれば今後見直しをしていく必要があると考えています。

第4次行革の個別事項への取り組みの説明は要りませんけれども、今後予定されている機構の見直しについて、行革の立場、方針を聞かせていただきたいと思えます。なお、組織の見直し検証については、政策推進課として一部部課長から事情聴取をしておられるようでございますし、今後、ヒアリングもされて、その実態把握をつかも

うとされておられます。部長会、あるいはいろんな状況の中で、これから進められると思うんですけれども、やはり肝心の行政サービスの向上につなげていく、こういうことで市民の視点に立った行政運営をやっていただくことも要望しておきたいと思えます。

それから、府道大阪高槻線の交通安全対策、先ほどの市たばこ税の大阪交付金と同内容でございますので、市長か副市長からのご意見をお聞きいたしたいと思えます。

それと併せまして、市長、先日、八防のバス停に車が突っ込みまして、バスの時刻表が倒されました。たまたま人がおられなくて事故はなかったんですけれども、バス停の時刻表が飛んでいってなかったということでもありますので、非常に危険な状況が何回も起こっておるようでございますので、そういったことを踏まえて、取り組みを強化していただきたいということと考えるをお聞かせいただきたいと思えます。

市道新在家鳥飼上線の道路整備事業について、まず、5年間は長過ぎると、もう少し短くしてほしい、早くやるべきだというふうに思いますし、この150メートル区間において地権者が何人ぐらいおられるのか、そして物件等の見通しはどうか、ちょっとわかる範囲内で結構ですのでお教えを願いたいと思えます。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長　それじゃ、副市長。

○小野副市長　この大阪府交付金の点でございますけれども、これは平成16年でしたか、税制改正でこの都道府県への交付金制度が創設されました。それで、その当時は税額の3倍と定められておったものが、いわゆる22年の例の税制改正で3倍から2倍と、それから、たばこ税を条件とした補助金の

禁止が盛り込まれたと。それで、今回、この2倍になることの中身で決算数値を見た時点で、最終的には9億7,000万円程度になっていますが、その当時、3月時点でも、もう6億円、7億円という予測はされておりましたので、大阪府のほうも、摂津市が6月議会に基金を取り崩して大阪府交付金で出すということになりますと、新年度では遅いのではないかと感じまして、3月の初旬に府会議員ともども、大阪府交付金として6月補正で7億円、8億円、9億円の交付金を出していかななくてはならないということで、副知事とお会いをして、具体的にあのとき19項目の大阪府事業を持ってまいりました。そのときの事業費は、たしか約8億円だったというふうに記憶しております。

それで、副知事のほうで言われたことは、総務部長が言いましたように、大阪府も交付団体なんだと。したがって、基準財政需要額の中身の中で、交付団体であるがゆえに大阪府には25%しか入りませんよと、これが1点。それから、これはあくまでも地方税法によるところのオーバーフローであるんだから、摂津市が言う中身は当たらないと、これが大阪府の基本的な考え方でございます。府会議員ともども私どもも話をして、府会議員もメモをとってくれました。そして、この項目について、窓口が市町村課ですので、市町村課で検討させると。最終的には4項目に絞りました。それは、先ほど総務部長が言いました大阪高槻線の3点。それは、今、議員が指摘されておる鳥飼八防バス停の未買収の問題、八防2丁目の未買収地の歩道整備、それから一津屋交差点から西側の歩道整備、十三高槻線の上部活用、この4点であります。この財源が約2億5,000万円であります。それ

で、現在も交渉中であります。6月にいよいよ可決願ったら出しますので、大阪府のほうに19項目から4点に絞った。今ご指摘の中身も入っております。それを私どもとしては府会議員ともどももう一度大阪府に積極的にアプローチしたいと。大阪府の言うのもわかるけども、摂津市が企業誘致の一環として努力して取ったものを、大阪府が、法律行為であるにしても、何も努力ということの中で上げていくわけだから、当然、今まで大阪府に予算要望したときに、道路予算はすべてノーでありました。全くつかなかった。したがって、危険なところについてのこの3点、それから、過去から懸案の十三高槻線の上部利用、これについてはぜひともやってほしいということで現在も交渉中であります。これも、また市長とも相談いたしまして、府会議員とも相談した上で、この4点が何点になるのかわかりません。4点が4点していただきたいんですけども、何点入るか、これは努力として、そんなに時間はありませんけども、頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、原田議員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

この整備区間で何件の対象者がおられるのかというご質問だったと思います。今回、整備を予定しております区間の用地買収の物件数としましては、机上ではありますが7件を予定しております。まだ土地所有者とは協議をいたしておりません。今後、用地測量を発注する中で、現地立ち会いや、その協議も土地所有者と行ってまいりたいと考えております。そして、本事業は、本市の財政状況から、あまり市の負担をかけない、財政負担をかけないため、5か年計

画で事業を進めてまいりたいと考えておりますが、現地の安全、歩行者の安全性を考えますと、やはり早期の完成が必要と考えております。こういったことで、一番時間を要するのは用地交渉と思われますので、そこに重点を置き、一日でも早く道路の整備完成をできるよう、財政当局とも協議しながら努力してまいりたいと考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長　そしたら、市長公室長。
○乾市長公室長　それでは、第4次行財政改革実施計画と機構改革の関係につきまして、ご答弁申し上げます。

今回の機構改革は、第4次総合計画、第4次行財政改革実施計画の着実な遂行を目的に行ったものでございます。先ほどもご説明申し上げましたが、総合計画には七つのまちづくりの目標があり、機構改革の実施に当たっては五つの基本方針を掲げております。また、行財政改革実施計画には、機構改革の基本方針とリンクした簡素でわかりやすい組織、二つ目に、スリムで効率性を重視した職員体制、三つ目に、少数精鋭でスピード感のある行政経営システムの構築、四つ目に、みずから考え勇気を持って行動する職員の育成、五つ目に、健全で安定した財政基盤の確立の五つの基本理念を掲げており、すべてに共通している内容は、健全で安定した市の財政基盤の確立であり、職員の人材育成でございます。

これらの項目の達成には、組織の見直しを含め、何事にも聖域を設けず事を行っていくことが重要であり、避けては通れない道であると認識いたしております。しかし、行政サービスを考える上で、最小の経費で最大の効果は当然のことではありますが、安かろう悪かろうでは評価に値しないことも

十分承知しているところでございます。そのようなことのないように努めているところでもございます。

行財政改革を担当する者としてしましては、最小の経費で最大の効果を求め、市民満足を高めるために、「やる気」・「元気」・「本気」の姿勢で仕事に取り組み、前例にとらわれず、みずから考え勇気を持って行動する職員を育て、職員満足も得られるよう努めてまいりたいと考えております。

- 藤浦雅彦議長　原田議員。
○原田平議員　大阪府へ対しての取り組み、よく理解をいたしました。

私は常々思っておるんですけれども、大阪高槻線の交通量と、そして茨木、高槻へ抜けていく鳥飼八丁富田線というのがあるんですけれども、その交通量を比較いたしますと、大阪高槻線のほうがものすごく交通量が多い。にもかかわらず、八丁富田線の整備はすごくされている。これは、安威川ダムの関連事業かなというふうに思ったりもするんですけれども、やはりそういう行政間の差があってはいけないということで、地元府会議員も頑張ってくれていると思いますけれども、さらに先ほどの取り組みを強化していただいて、このような差があるじゃないかということを強く、市長もよくご存じでございますので、さらに積極的に大阪府と交渉していただいて、その事業が実現できるように取り組みをしていたきたいと思います。

機構改革については、まだまだこれからの課題でもございますので、その理念に沿って、これからはしっかりと検証しながら、そして、こういうところは改革していくということの取り組みをしていただきたいと思います。

それから、高槻線はそういうことで、新

在家鳥飼上線のいわゆる都市計画道路の整備事業でございますが、部長も大変努力をされていますが、ほんまに事故が起こってからはいけないと思いますし、早くできることはやっぱりやるということで、地権者もそんなにおられないようでございますし、測量はできれば直ちに鑑定評価をとって、すぐ買収に入れるということで、1年でもいいから前倒しをするという取り組みを、決意を持っていかないかんと思うんです。そういうことで、もし決意を聞かせていただけるようならお聞かせをいただきたいと思います。それだけです。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 原田議員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

都市整備部として、担当部としての決意ということであります。ご質問のとおり、新幹線側道につきましては、非常に危険ということも認識しております。そういった点からも、用地交渉に努力をいたしまして、できるだけ早く、一日あるいは一年でも早く事業が完成するよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 原田議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第30号など5件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第30号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分及び議案第36号、摂津市暴力団排除

条例制定の件の以上2件について、6月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第30号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分及び議案第31号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)の以上2件について、6月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件について、6月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をいたしました結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、ご報告を申し上げます。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第30号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分及び議案第32号、平成23年

度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の以上2件について、6月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

安藤議員。

（安藤薫議員 登壇）

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第37号に対する反対の討論を行います。

今回、摂津市奨学資金条例の廃止は、この間の高校授業料の無償化に伴い、公立高校授業料相当額を貸し付けてきた本制度の役割が終わったためとしています。しかし、今年も例年どおり、約40名強の新1年生をはじめ、100名の高校生がこの制度を利用しています。貸付資金は、平成21年度の決算で1,425万6,000円、約400万円の返済額が貸付原資ともなっております。制度創設以来約40年間、総貸付額1億6,600万円に対して約1億400万円、63%が返済されてきており、財政負担は長期的には大きなものとは言えません。

文部科学省による平成20年度子どもの学習費調査によりますと、高校生の学習費総額は、公立で51万6,000円、私立で98万円となっております。授業料が無償になっても、高校就学には多額の費用を要します。既存の大阪府育英会の制度や新

たに創設されるという給付型の学習支援金制度はあるものの、授業料相当額以外の経費負担の軽減に、摂津市独自の貸付制度という選択肢を残しておくべきです。

また、本制度廃止に伴い創設される学習支援金制度は、返済不要の給付型であるという点は大いに評価いたしますが、公立高校を対象外にし、所得制限を大幅に引き下げています。また、議会の関与を必要としない交付要綱で運用することについて、制度の根拠が不安定となりかねないという問題があり、制度の創設までに改善を求めています。

以上、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第36号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

議案第37号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、農業委員会委員推薦の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、配付の名簿のとおり推薦することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程４、議会議案第９号など５件を議題とします。

お諮りします。

本５件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本５件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第９号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第１０号、議会議案第１１号及び議会議案第１３号を一括採決します。

本３件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本３件は可決されました。

議会議案第１２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了し、これで、平成２３年第２回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後２時２６分 閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 柴 田 繁 勝

摂津市議会議員 三 好 義 治

☆ 添 付 資 料

平成 2 3 年第 2 回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 14	火	本会議（第 1 日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
15	水			
16	木		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
17	金		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） （一般質問届出締切 12:00）	10:00 10:00
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	本会議（第 2 日）	一般質問	10:00
29	水	本会議（第 3 日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 3 年第 2 回定例会

〈総務常任委員会〉

議案 第 30 号 平成 2 3 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

議案 第 36 号 摂津市暴力団排除条例制定の件

〈建設常任委員会〉

議案 第 30 号 平成 2 3 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

議案 第 31 号 平成 2 3 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

〈文教常任委員会〉

議案 第 37 号 摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案 第 30 号 平成 2 3 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分

議案 第 32 号 平成 2 3 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年 第 2 回 定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	川端福江議員	2 番	上村高義議員	3 番	村上英明議員
4 番	木村勝彦議員	5 番	山崎雅数議員	6 番	大澤千恵子議員
7 番	柴田繁勝議員	8 番	三宅秀明議員	9 番	安藤薫議員
10 番	嶋野浩一朗議員	11 番	弘豊議員	12 番	原田平議員

川端福江議員

- 1 地域の安全・安心を守るための防災計画の見直し検討について
 - (1) 被災者支援システムの導入について
 - (2) 洪水ハザードマップの見直しについて
 - (3) 防災マップ・防災マニュアルの作成について
- 2 学校耐震化のスピードアップについて
- 3 子どもの防災教育について
- 4 中学校給食の実施について
- 5 大阪モノレール南摂津駅に交番所の設置を。

上村高義議員

- 1 「セッツ電隊」の取り組み内容について
- 2 第4次摂津市総合計画の実施計画策定について
- 3 安威川以南地域のコミュニティ施設について

村上英明議員

- 1 自然災害発生時における緊急避難について
- 2 市役所庁舎の自転車置き場の整備について
- 3 市民税の減免について
- 4 市民への情報提供について
 - (1) 広報せつつの発行について
- 5 自然エネルギー機器設置への補助について
- 6 摂津市民マラソンコースについて

木村勝彦議員

- 1 ペーパーカンパニーの実態調査と工事の検査の実態と体制について
- 2 2011年版防災白書の閣議決定を踏まえた摂津市地域防災計画の見直しについて

山崎雅数議員

- 1 東日本大震災を受けて、災害対策の抜本的見直しについて
 - (1) 摂津市の「地域防災計画」の見直しについて
 - (2) 耐震化促進、避難マニュアル等、個々の問題について
 - (3) 原発事故に対する摂津市の考え、対応について
- 2 国民健康保険制度をよくするための諸問題について
 - (1) 保険料問題、徴収、差し押え、窓口での対応などについて
 - (2) 保険料減免、一部負担金減免の制度を充実させることについて
 - (3) 資格証明書発行、短期証問題について

大澤千恵子議員

- 1 中学校教科書採択について
- 2 地域防災計画の見直しについて
- 3 摂津市環境配慮の率先実行計画について
- 4 公立中学校に対する給食促進事業について

柴田繁勝議員

- 1 交通安全対策について
 - (1) 竹の鼻ガードの改良及び拡幅について
 - (2) 庄屋9号線の水路面の安全対策について
 - (3) 市内道路路側帯のグリーンベルト化について
- 2 東日本大震災関係について
 - (1) 発生以来、今日までの支援に関する摂津市の取り組み経過について
 - (2) 今後の支援のあり方について

三宅秀明議員

- 1 東日本大震災を踏まえた災害対策について
 - (1) 各種「想定」の見直しについて
 - (2) 様々な機関や団体との連携について
 - (3) 情報や経験の共有について
- 2 節電について

安藤薫議員

- 1 教職員、講師不足による教育現場への影響と子どもの学習権保障について
- 2 就学援助金制度について
 - (1) 第4次行革による就学援助金制度の具体的な見直し内容について
 - (2) 子育て支援として、縮小ではなく充実を図るべきではないか。
- 3 安心の救急医療体制をつくるための摂津市の取り組みについて
 - (1) 救急医療の現状について
 - (2) 千里救命救急センターへの支援事業の復活と三島救命救急センターの拡充について
 - (3) 摂津市としての取り組みについて

嶋野浩一朗議員

- 1 東日本大震災への対応について
- 2 防災対策について
 - (1) 学校をはじめとした公共施設の耐震化について
 - (2) 家屋の倒壊対策について
 - (3) 平日昼間の防災体制について
 - (4) インフラの耐震化について
 - (5) 遠隔の自治体との防災協定について
- 3 就学前教育の充実について

弘豊議員

- 1 暮らしのセーフティネットと就労支援の課題について
 - (1) 就労相談員、就労支援コーディネーターの役割について
 - (2) ポリテクセンターとの連携について
 - (3) 生活保護と自立支援の現状と取り組みについて
- 2 子育て、保育に関わるこの間の動きと変化について
 - (1) 「べふこども園」開設に向けた動きについて
 - (2) 国がすすめる新制度の検討に対する認識について

原田平議員

- 1 市たばこ税大阪府交付金について
- 2 機構改革の実施について
 - (1) 第4次総合計画との整合性について
 - (2) 事務分掌の検証について
- 3 府道大阪高槻線の交通安全対策について
- 4 市道新在家鳥飼上線道路整備事業について

推薦者名簿

平成23年第2回定例会

農業委員会委員推薦の件

名 称	委 員
農 業 委 員 会 委 員	上 野 精 一

議決結果一覧

議 案 番 号	件 名	議決月日	結 果
	請願第1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願取り下げの件	6月14日	許 可
報 告 第 1号	平成22年度摂津市一般会計補正予算（第6号）専決処分報告の件	6月14日	承 認
報 告 第 2号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月14日 報告)	
報 告 第 3号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月14日	承 認
報 告 第 4号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月14日 報告)	
報 告 第 5号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件	6月14日	承 認
報 告 第 6号	平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件	6月14日	承 認
報 告 第 7号	平成22年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件	(6月14日 報告)	
報 告 第 8号	平成22年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月14日 報告)	
報 告 第 9号	平成22年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件	(6月14日 報告)	
議 案 第 30号	平成23年度摂津市一般会計補正予算（第1号）	6月29日	可 決
議 案 第 31号	平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）	6月29日	可 決
議 案 第 32号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6月29日	可 決
議 案 第 33号	工事請負契約締結の件	6月14日	可 決
議 案 第 34号	工事請負契約締結の件	6月14日	可 決
議 案 第 35号	工事請負契約締結の件	6月14日	可 決
議 案 第 36号	摂津市暴力団排除条例制定の件	6月29日	可 決
議 案 第 37号	摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件	6月29日	可 決
	農業委員会委員推薦の件	6月29日	決 定
議会議案 第 9号	当面の電力需給対策に関する意見書の件	6月29日	可 決
議会議案 第 10号	激甚災害法改正を求める意見書の件	6月29日	可 決
議会議案 第 11号	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の件	6月29日	可 決
議会議案 第 12号	子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書	6月29日	可 決
議会議案 第 13号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の件	6月29日	可 決